

令和5年 9月 5日 (火)

令和5年河南町議会9月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和5年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和5年9月5日(火)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
教 育 長	中川	修
総 合 政 策 部 長	渡辺	慶啓
総 務 部 長	多村	美紀
住 民 部 長	大門	晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	玉田	武久
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中崎	誉之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正
住民部税務課長	渡辺	恵子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	和田 信一
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	辻元 哲夫
まち創造部地域整備課長	藤木 幹史
まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長	中海 幹男
まち創造部副理事兼都市環境課長	池添 謙司
(出納室)	
会計管理者兼出納室長	中筋 美枝
(教育委員会事務局)	
教・育部長	谷 道広
教・育部教育課長	藤井 康裕
教・育部子ども1ばん課長	山田 恵
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	森 弘樹
教・育部給食センター所長	浅井 明郎

議会事務局職員出席者

事務局 長	梅川 茂宏
課長 補佐	門林 純司
課長 補佐	上野 文裕

会議録署名議員

2番 松本 四郎
3番 河合 英紀

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

令和5年河南町議会9月定例会議

令和5年9月5日（火）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会議期間の決定について	7
日程第3	諸般の報告	17
日程第4	行政報告	20
	報告第6号 令和5年専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定 について	
	報告第7号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について	
日程第5	議案第7号 河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につ いて	34
日程第6	議案第8号 令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	36
日程第7	議案第9号 令和4年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	36
日程第8	議案第10号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	36
日程第9	議案第11号 令和4年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	36
日程第10	議案第12号 令和4年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認 定について	36
日程第11	議案第13号 令和4年度河南町下水道事業会計歳入歳出決算認定 について	36
日程第12	議案第14号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）	40
日程第13	議案第15号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1	

		号)	40
日程第14	議案第16号	柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議に ついて	43
日程第12	議案第14号	令和5年度河南町一般会計補正予算(第3号)	56
日程第13	議案第15号	令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算(第1 号)	56

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和5年河南町議会9月定例会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（大門晶子）

本定例会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット815、令和5年9月5日、9月定例会議1日目のフォルダーに送信しています。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、2番 松本議員、3番 河合議員を指名いたします。

○議長（大門晶子）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の審議結果をタブレットのほうに送信していますので、ご覧ください。

会議日程につきましては、8月30日に議会運営委員会を開催しご協議いただきました結果、本定例会議の会議日程については、令和5年度の補正予算2件は予算・決算常任委員会に付託し、本日5日に審議、議決することになりました。決算認定の審査は明日6日から7日とし、8日に予備日を設けています。一般質問は26日から27日の両日で、定例会議最終日は28日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日5日から9月28日までの24日間と決しました。

なお、本日は、令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算外5つの会計決算について提出がありましたので、遠藤監査委員の出席をお願いしています。遠藤監査委員、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（大門晶子）

ここで、令和5年河南町議会9月定例会議の開催に当たり、森田町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年河南町議会9月定例会議の開催に当たりまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この夏、全国的に猛暑が続いております。気象庁は、太平洋高気圧の本州付近への張り出しが記録的に強まったことが要因で、歴代と比較しても圧倒的な高温で異常気象だと言える、このような発表をしております。気象庁が1898年に統計を取り始めてから125年間になるんですけれども、最も暑い7月ということになりました。

また、前線の影響で記録的な大雨が相次ぎ、各地で線状降水帯が多発し、災害が発生いたしました。本町でも、6月2日の台風2号に伴う大雨ではおよそ40か所の被害がありました。8月15日の台風7号では倒木等の被害がありました。また、短時間でありましてけれども、8月24日の夕立では平石地区で時間当たり76mmという雨量を記録いたしました。

9月に入りまして本格的に台風シーズンとなるとともに、この猛暑も続き、熱中症等に対する注意が必要と思われまます。

さて、本定例会議にご提案申し上げます案件でございますが、行政報告が2件、条例案件が1件、決算認定を求める案件が6件、予算案件が2件、その他案件が1件でございます。

それでは、その概要を申し述べさせていただきます。

最初に、行政報告でございます。

報告第6号 専決処分の報告につきましては、公用車の事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。



報告第7号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、令和4年度決算に係る指標の比率を報告するものでございます。

次に、条例案件でございます。

議案第7号 河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてですが、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付にスマートフォンの利用を加えるについて所要の改正を行うものでございます。

次に、決算の認定を求める案件でございます。

議案第8号から議案第13号までは、令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算外5つの会計決算について、監査委員の審査意見書を付しまして認定をお願いするものでございます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の7波、8波の感染拡大の中で、かなんぴあで集団接種のほか、高齢者施設への巡回接種を行い、感染や重症化予防に努めてまいりました。また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う物価高騰が続く中、エネルギーや食料品高騰の影響を受けた住民の皆さんなどに対する様々な支援を講じてまいりました。

それでは、令和4年度の主な決算の概要について、まちづくり計画における政策、施策の体系に基づき、主な決算の概要を申し述べさせていただきます。

まず、「安全・安心に住めるまち」でございます。

防災等への備えの充実という面では、災害の発生状況をいち早く把握するとともに、状況に応じて迅速に対応できるよう、これまで各種施策を進めてまいりました。

各地区の土砂災害タイムライン、コミュニティタイムラインですが、の策定につきましては順次取り組んでおり、令和4年度は3地区で策定し、策定済みの地区は合計9か所となりました。

白木分団詰所として活用しています旧保健センターの防災備蓄倉庫への改修に向けた実施設計を行いました。今後は、地域防災計画における位置づけを明確化、財源の確保を行った上、改修に着手したいと考えております。

消防・救急体制の強化といたしましては、南河内5市2町1村で指令センター改修の共同実施及びはしご車の共同整備に関する基本協定を締結し、施設整備を進めるとともに、大阪南消防広域化協議会を設置し、消防の広域化に向けた準備を進めてまいりました。その結果、本定例会において、柏原羽曳野藤井寺消防組合へ加入することについて関係市町村と協議するための議決をお願いする運びとなりました。

また、消防団員の多機能防火衣の更新を行い、消防団装備の充実に努めました。

防災・減災の充実強化として、大阪府が施工する急傾斜地崩壊防止工事への負担、準用河川天満川改修工事を引き続き行うとともに、馬谷川や平石川等の堆積土砂の撤去を行いました。

防災訓練は、新型コロナウイルスの感染防止のため、規模を縮小して町内防災関係機関の参加により、3年ぶりに総合運動場で実施をいたしました。

防犯対策といたしまして、地域防犯ボランティアによる青色回転灯パトロールへの支援、防犯カメラは町が新たに5基を設置し、各地区が設置した7基の設置費の補助を行いました。また、防犯灯や防犯カメラの電気料金の高騰を受け、維持管理費について助成金の増額を行いました。

さらに、消費生活相談や交通安全対策について啓発活動等を行いました。

交通安全施設設置事業といたしまして、さくら坂の白木山公園前の町道に車のスピード抑制を目的とした薄層舗装工事を行うとともに、必要箇所に道路反射鏡等を設置いたしました。

次に、「子育てと教育のまち」でございます。

まず、母子保健事業の面では、安心して子供を育てられる環境を実現するため、令和5年2月から、国の制度に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ってまいりました。この支援につきましては、令和4年4月まで遡り、妊娠届出時及び出生時にそれぞれ5万円の経済的支援を一体的に実施いたしました。さらに、妊産婦や乳幼児に対する各種健診、産前・産後サポート、産後ケアなどに取り組むとともに、弱視の早期発見のため、国・府の補助を受け屈折検査器を購入し、3歳6か月児健診で屈折検査を追加いたしました。

また、令和4年度は、4月以降に出生した新生児1人当たり10万円の経済的支援を行う新生児育児応援事業を令和3年度に引き続き実施いたしました。

次に、子育て支援の推進では、子育てに伴う悩みや負担の軽減・解決の手助けとなる支援を行いました。

保護者や保育士に対する臨床心理士による子育て等の相談、かなんぴあぼけっとルームでの就学前児童の一時預かり事業、おやこ園での子育てセンター事業を引き続き実施してまいりました。また、第2子以降の保育料無償化、こども園等に通園する園児の副食費の助成を引き続き実施いたしました。

新型コロナウイルス及び原油等の原材料価格等の高騰が子育て世帯に及ぼす負担を少しで

も軽減させるため、大阪府と共同で18歳以下の児童に1万円のギフトカードを配付する子どもギフトカード配布事業では、町で5千円を上乗せし2,122人に配付いたしました。

公私連携幼保連携型認定こども園として運営しております石川こども園ですが、社会福祉法人千早赤阪福祉会の運営実績を踏まえ、協定期間を令和4年4月1日から20年間とし、より安定した教育と保育ができるよう建物・備品を無償譲渡いたしました。また、こども園においては、使用済み紙おむつの保護者の持ち帰り対応を衛生面、保護者負担軽減及び保育士等の業務改善の観点から園処分に切り替えました。

医療費助成では、ひとり親家庭や高校生相当の18歳までの子ども医療費助成や、19歳から22歳までのかなん医療U-22助成事業引き続き実施いたしました。

教育の質のさらなる向上では、Society5.0時代を担う人材を育成するため、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の一環として、デジタル教材（AIドリル）を導入いたしました。

児童生徒が使える英語を身につけられるよう、引き続き小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、中学生の英語検定受検を実施いたしました。

学校給食費につきましては、保護者の経済的負担の軽減等を目的に、地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度は全額助成を行いました。

次に、「みんなが生涯活躍できるまち」でございます。

本町では、社会福祉協議会に各種支援施策のコーディネーター的役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の要援護者等の福祉の向上等に取り組むなど、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体と連携して地域ニーズに合ったサービスの充実に努めるとともに、第4期河南町地域福祉計画・河南町地域福祉活動計画を策定いたしました。

また、日常生活において支援や介護が必要となった人ができる限り自立して快適な生活が送れるよう、介護サービスの円滑な給付に努めるとともに、新たに要支援者・事業対象者を対象とする3か月の短期集中による運動機能の早期改善プログラムや、概ね65歳以上の方を対象とする認知症予防教室、認知機能の確認・相談を行う脳きらめきチェックを開始するなど、支援の充実に図りました。

障がい者支援では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画年度とする河南町第6期障がい者福祉計画の中間年に当たり、障がい者の自立支援を図るための諸事業を実施いたしました。なお、障がい者ふれあいスポーツ大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため

め、令和2年度以降3年続けて中止となりました。

地域や住民が活動しやすい環境整備では、地域活動の場となる地区集会所の改修を平石地区で実施し、東山地区で改修に向けた実施設計を行いました。さらに、2か所の集会所に対しまして冷暖房機器の設置補助を行いました。また、燃料価格の高騰から地区集会所の維持管理費の負担軽減を図るため、電気料金上昇分の2分の1を支援いたしました。

生涯学習の推進では、公民館において多種多様な講座を開催するとともに、大阪芸術大学や近つ飛鳥博物館と連携し、共催コンサートや共催講座を開催しました。図書館においては、蔵書の充実に努めるとともに、読書の普及、啓発促進のためこども図書館まつりを開催いたしました。また、子供たちが英語や異文化への興味や関心を高める機会づくりとして、小学校5・6年生、中学校1年生を対象にイングリッシュキャンプを実施しました。

生涯スポーツの推進では、こども水泳教室やこどもダンス教室、元オリンピック出場選手を招いてのバドミントン教室などを開催し、町スポーツ推進委員やコナミスポーツと連携してスポーツの振興を図りました。

また、社会教育・体育施設の整備では、町立大宝地区公民館及び町立テニスコートの改修に向けた実施設計を行い、令和5年度に長寿命化改修工事を行います。町立総合体育館においては、移動式バスケットゴールを更新いたしました。

人権の尊重では、河南町人権をまもる会と連携し、広報、人権啓発冊子を全戸に配布するなど人権啓発に努めました。また、住民一人一人が性別に関わりなく互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すため、第3期男女共同参画プラン「かなんジェンダー平等推進プラン」を策定いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業としまして、令和3年度からの繰越し分を含め462所帯に1所帯当たり10万円を支給いたしました。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、接種体制確保事業として、コールセンター運営、集団接種会場の開設、会場運営、接種券発送等を行い、接種業務については富田林医師会に委託し、集団接種会場のかなんびあを中心に総数1万9,056人が接種されました。

また、一般家庭の電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する緊急支援として、住民税非課税世帯に1所帯当たり5万円を1,623所帯に給付いたしました。さらに、介護・障がい者福祉施設の物価高騰対策支援として、介護系施設12施設、障がい系施設1施設に対し、規模に

応じて支援金を寄附いたしました。

次に、「快適で賑わいのあるまち」でございます。

地域のコミュニティーを維持し、活力のあるまちであり続けるためには、定住を促進することにより本町の人口減少を抑制することが重要となっております。

本町では、定住促進策として、Uターンの支援策について3世代が同居・近居する場合に補助金を支給し、子育て世帯の本町への移住・定住を促進してまいりました。令和4年度は、住宅取得を11件、住宅のリフォーム6件の補助をいたしました。

持続可能な農林業等の推進では、農用地区域等の農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための河南農業振興地域整備計画を見直し、新しい計画が完成いたしました。また、肥料をはじめとする農業資材価格の高騰の影響を受けている農業者に対しまして、影響の緩和及び経営継続を支援するため緊急対策事業を実施し、54人の農業者に支援を行いました。

令和4年度から府営事業の北加納・南加納・寺田地区における圃場整備事業が始まり、文化財試掘調査及び事業区域の境界測量作業等を行いました。引き続き、境界測量を行い、事業区域の確定、整備工事のための実施設計を行います。

林業につきましては、おおさか河内材を使用した出生記念木製玩具と苗木を選択制にして配付するとともに、来庁者の方に木と触れ合い、そのよさを実感していただくとともに木材の利用促進を図ることを目的として、庁舎1階町民ホールにおおさか河内材を使用したテーブルや椅子を設置いたしました。

地域経済の活性化を図るために、電子地域通貨（カナちゃんコイン）0.5%の還元や20%の還元を行うとともに、物価上昇家計応援キャンペーンとして全住民に3千円分のプリペイド式カードを配布いたしました。あわせて、マイナンバーカードの普及強化を目的に、マイナンバーカード取得者にカナちゃんコイン7,500円相当分を進呈いたしました。

次に、インフラ整備によるまちの姿の創出です。

国及び府の新広域道路交通計画に調査中路線と位置づけられた大阪南部高速道路（大南高）の実現に向けて、関係機関と連携し、国・府に対し要望活動を実施いたしました。

また、町道の老朽化した舗装の補修を計画的に進めるため、大宝地区、さくら坂地区内の町道の路面性状調査を実施いたしました。

さらに、橋梁の修繕工事として、寺田地区内の橋の補修工事を行うとともに、町内の60橋の橋梁点検を行い、点検結果に基づき長寿命化計画を策定してまいります。

公共下水道の汚水整備事業については、東山地区、中地区の整備により、概ね完了となりました。また、下水道ストックマネジメント計画に基づく事業では、一須賀地区のマンホールポンプの改築工事や寺田地区などのマンホール蓋の調査及び管路点検を実施いたしました。

雨水整備事業では、大宝第1排水区の雨水管渠を令和5年度へ繰り越して整備いたします。

地域公共交通につきましては、従前から多くの方々から利用しやすい低床バスの要望をいただいております。令和4年度にその入替えの準備を進めておりました。新カナちゃんバスのデザインでございますが、大阪芸術大学の学生さんから提案をいただき、最終デザイン4点から住民の皆さんの投票により決定をいたしました。さらに、カナちゃんバスに交通系ICカードシステムを搭載し、キャッシュレス化対応も可能としております。新しいバスは、納車が遅れたことを受け令和5年度に繰越しをいたしました。バスは、今年の5月に新しいカナちゃんバスとして活躍しております。

また、カナちゃんバスのバス停の猛暑対策として、役場庁舎前にミスと設備を、東山（芸大・サンプラザ前）バス停に日よけと温度抑制ベンチを設置し、利用者の利便性向上に努めました。

多くの人に河南町を知ってもらうため、町の魅力などの情報発信の強化が重要となることから、町が目指すまちづくりの実現に向け、民間企業の視点・発想による活性化を図るため、人材派遣を受けました。

次に、「自然と歴史に囲まれたまち」でございます。

2025年大阪・関西万博への期待感や機運を高めるため、万博の桜2025植樹事業として町内に7本の桜を植樹いたしました。また、令和4年9月11日に町内一斉クリーンキャンペーンを実施し、住民の皆さんとの協働による清掃活動に努めました。

令和4年3月24日に2050年を目途とする町内の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを目指すゼロカーボンシティを宣言いたしました。令和4年度は、カーボンニュートラルに関する啓発用パンフレットの作成・配布を行いました。また、地球温暖化対策の推進としまして、再生可能エネルギーの普及促進のため、12基の太陽光発電システムの設置に対し補助を行いました。

次に、「一歩先を行くまち」でございます。

町ホームページについては、検索性・利便性をさらに充実させるため、全面リニューアルを実施いたしました。

本町では、情報システムクラウド化事業としまして、コスト削減、業務継続性向上のため

のクラウドシステムで各種システムを運用いたしております。

また、マイナンバーカードのさらなる普及については、庁舎1階の町民ホールに特設会場を設置するとともに、商業施設や集会所での出張申請サポートも積極的に行うことで、住民のマイナンバーカード取得促進に努めました。そのマイナンバーカードを利用して行うぴったりサービスからのシステム連携を行うためのシステムを構築しました。

引き続き、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して、デジタル化を推進するため、高度な専門知識を有する人の支援を受けまして、住民の利便性向上、そして役場業務の効率化に努めてまいりました。

「その他」でございますが、総合的かつ計画的な管理を行うため策定いたしました公共施設総合管理計画につきましては、計画策定後の取組や町を取り巻く状況の変化を踏まえ、計画期間を令和14年度までとして計画を改定いたしました。また、これまでの公共施設再編整備により役割を終えた施設が多くある旧庁舎周辺につきまして、町中心地区再編整備基本構想を策定し、地域公共交通による連結拠点としての性質を生かし、生活サービス機能の集約・確保、庁内外との交通ネットワークの連結拠点として整備を図ってまいります。

以上、令和4年度決算に関連いたしまして事業の概要を説明させていただきましたが、この結果、一般会計でございますが、歳入67億9,924万円、歳出65億888万円、差引き2億9,036万円の黒字となっております。ここから繰越財源1,514万円を差し引きまして、実質収支は2億7,522万円となっております。このうち、地方財政法に基づき1億4千万円を財政調整基金に積み立て、残額1億3,522万円を令和5年度へ繰越しいたしました。

歳入決算額は、前年度に比べ1億5,391万円の減となっております。その主な要因は、町債が2億6,040万円の減、国庫支出金が7,076万円の減となった一方、府支出金が5,415万円の増、繰入金3,914万円の増となったことなどによるものでございます。

歳出決算額は、前年度に比べ2億6,138万円の減となっております。その主な要因は、消防費が2億552万円の減、民生費が1億2,285万円の減となった一方、商工費が5,430万円の増、教育費が4,567万円の増となったことなどによるものでございます。

また、かなん地域公共交通バス購入事業など2事業6,164万円を令和5年度に繰越しさせていただきました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入18億4,415万円、歳出18億4,332万円、差引き83万円を翌年度へ繰越しさせていただきました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入3億2,514万円、歳出3億2,023万円、差引き491万円

を翌年度へ繰越しさせていただいております。

介護保険特別会計では、歳入17億4,412万円、歳出16億2,266万円、差引き1億2,146万円を翌年度へ繰越しさせていただいております。

土地取得特別会計では、歳入、歳出とも23万円となっております。

最後に、下水道事業会計でございます。

収益的収支、これは税込みでございますが、収入4億1,469万円、支出4億1,188万円、差引き額281万円の黒字となりました。

資本的収支では、収入、これは税抜きですが、1億6,311万円、支出2億8,071万円、差引き1億1,760万円の不足が生じておりますが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

以上、令和4年度の各会計の決算概要について申し述べましたが、令和4年度末の地方債残高でございますが、一般会計で57億84万円、下水道事業会計を含む全会計で86億1,651万円となり、前年度に比べまして一般会計で4億3,707万円の減、全会計で5億6,302万円の減となります。

次に、基金でございますが、一般会計に属する基金の現金及び有価証券は合計29億8,070万円で、前年度と比べ2億1,168万円の増となりました。基金全体では32億2,504万円となっております。

財政状況の厳しい中、国・府の動向を注視しながら、最少の経費で最大の効果を得られるように、今後ともより一層適正な予算執行に取り組むとともに、公正で公平な税の負担という見地から、税等のより一層適正な徴収に努めてまいり所存であります。

議員の皆様方におかれましては、引き続きご支援・ご協力を賜りたくお願いする次第であります。

次に、予算案件でございますが、議案第14号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）につきましては、大阪南消防広域化に関する費用、道の駅かなん拡張エリアの駐車場整備費用、この6月の大雨による災害復旧関係経費などの予算を計上させていただくものです。

次に、議案第15号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護給付費負担金など国・府等の負担金等の返還金でございます。その財源といたしまして、前年度繰越金で措置させていただいております。

次に、その他案件でございます。

議案第16号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてであります。柏原



羽曳野藤井寺消防組合へ加入することについて関係市町村と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本定例会議にご提案させていただきました議案の概要についてご説明をさせていただきましたが、詳細につきましては後ほど担当者が説明をいたします。ご審議の上、原案どおりご可決、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○議長（大門晶子）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員から、令和5年5月分から7月分までの例月出納検査の結果報告と令和4年河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計決算に関する審査結果報告がありましたので、タブレットに送信しています。いずれも、適正に処理されていたという内容でありました。遠藤監査委員、議会選出監査委員である松本議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

福田議員。

○9番（福田太郎）（登壇）

令和5年第2回南河内環境事業組合定例会においてのご報告をさせていただきます。

この定例会は、さきの台風7号の影響により、開会を令和5年8月15日から8月30日に変更され開催されております。

当日ですが、本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、委員会開催内容として、委員の異動と新たな正副委員長が選出されたこと、付議される提出案件についての了承などの報告があった後、事務局から、第1清掃工場基幹的設備改良工事の進捗状況の報告や令和4年度決算の概要説明などがございました。

また、清掃工場の「ダイオキシン類測定結果」が提示され、特に問題のない値でございました。

続きまして、本会議の提出案件について順次申し上げますと、1、報告第2号 管理者の異動については、吉村善美富田林市長が本年5月15日付組合の管理者に選出された報告でご

ございました。

2、報告第3号「副管理者及び副管理者副市長の異動について」は、古川照人大阪狭山市長が再選により本年4月27日付引き続き組合副管理者に就任されたこと、また、置田保巳富田林市副市長の後任として本年6月14日付で選任された谷口勝久富田林市副市長が組合副管理者副市長に就任された報告がありました。

3、報告第4号「組合議会議員の異動について」は、富田林市から酒本千紘議員、村山理恵議員、堀辺まゆみ議員、南齋哲平議員、今城克久議員が、河内長野市からは奥井良一議員、駄場中大介議員が、大阪狭山市から久山佳世子議員、花田全史議員が新たに選出された報告がありました。

4、同意案第1号「南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、組合公平委員会委員3名のうち北川和郎氏が退任されていることから、南河内広域公平委員会の委員に就任されている菅勉氏を適任と認め、新たに組合公平委員に選任するもので、原案のとおり同意されました。

5、承認第7号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて」は、地方公務員の定年が令和5年度から延長されたことに伴い、定年引上げ後の給料を定年前の給料の7割とする措置を規定することについて、富田林市に準じ、令和5年3月22日付で専決処分されたもので、原案どおり承認されました。

6、議案第4号「南河内環境事業組合ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、ごみ処理施設を整備するための基金の処分に関し、要件を明確にするため、所要の改正を行うもので、原案どおり可決されました。

7、議案第5号「南河内環境事業組合し尿処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、ごみ処理施設整備基金と同様に、し尿処理施設の整備のための基金について、処分に関する要件を明確にするため、所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。なお、本案は、し尿処理に関する事件のため、組合同約第9条の特別議決により採決されました。

8、議案第6号「令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ115万4千円を追加し、総額を57億7,215万7千円とし、併せて債務負担行為を補正するもので、原案のとおり可決されました。

補正の内容は、本年4月の人事異動による人件費等の補正と、残滓運搬処理に係る業務委

託について、限度額1億8,155万6千円の債務負担行為を追加するものでございます。

9、監査報告第2号「例月出納検査の結果報告について」は、令和4年度の1月から5月分及び令和5年度の4月から6月分に関する例月出納検査の結果が監査委員から報告され、特に問題はなかったとのことでありました。

10、認定第1号「令和4年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について」は、歳入総額22億2,004万1,538円、歳出総額21億2,222万7,593円の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、質疑の後、原案どおり認定されました。

以上で、簡単でございますが、これをもちまして令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（大門晶子）

南河内環境事業組合議会定例会の報告が終わりました。

福田議員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

続いて、私のほうから大阪南消防組合議会運営調整会議の報告を行います。

大阪南消防組合議会運営調整会議は、令和5年7月18日、柏原羽曳野藤井寺消防組合4階屋内訓練場で開催され、私、大門と佐々木副議長が出席をいたしました。その内容を報告いたします。

主な案件は、①議員報酬及び監査委員報酬、2つ目といたしまして議長、副議長、監査委員の選出及び輪番の方法についてで、議員報酬及び監査委員報酬では現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合議会の金額を案として提案され、議長が月額1万2千円、副議長が月額1万1千円、監査委員が月額1万2千円、議員が月額1万円とする内容で、全市町村が提案どおりの内容で承認されました。

議長、副議長、監査委員の選出及び輪番の方法では、議長を5市の人口順に羽曳野市、富田林市、河内長野市、柏原市、藤井寺市の順で、副議長を5市2町1村の人口順で富田林市、河内長野市、柏原市、藤井寺市、河南町、太子町、千早赤阪村、羽曳野市の順で、監査委員は5市2町1村の人口順に河内長野市、柏原市、藤井寺市、河南町、太子町、千早赤阪村、羽曳野市、富田林市の順で選出するとした内容で、全市町村提案どおりの内容で承認されました。

以上、大阪南消防組合議会運営調整会議の報告といたします。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第4 行政報告を議題といたします。

報告第6号 専決処分の報告、令和5年専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定についてから報告第7号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの2件の行政報告を求めます。

順次説明をお願いし、2件の報告が終わった後にそれぞれの報告に対しての質疑をお受けいたします。

では、まず報告第6号 令和5年専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定についての行政報告を求めます。

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、報告第6号の説明をさせていただきます。

タブレットの会議室817、令和5年8月29日議案送付、9月定例議案一式01、令和5年度河南町議会9月定例会議資料の22ページをお開きください。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和5年9月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、23ページをご覧ください。

令和5年専決第3号

和解及び損害賠償の額の決定について専決処分書

次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年8月3日

河南町長 森 田 昌 吾

1、和解及び損害賠償の相手方、住所は大阪府南河内郡河南町内に在住の方でございます。  
2、和解の要旨、河南町は相手方に対し損害賠償金5万7,750円を支払うものとする。  
3、事故の概要ですが、(1)事故発生日時は令和5年5月29日午後1時45分頃、(2)事故発生場所は大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺857番地の6でございます。(3)事故の状況につきましては、上記日時、場所において公用車が駐車中の相手車両に接触し、傷つけたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○議長（大門晶子）

専決処分の報告が終わりました。

次に、日程第4 報告第7号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての行政報告を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、24ページをご覧ください。ご説明申し上げます。

#### 報告第7号

##### 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次ページに監査委員からの意見書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、1、健全化判断比率の4つの指標につきまして順次説明させていただきます。まず、1つ目は実質赤字比率でございます。

この比率は、一般会計と土地取得特別会計の単年度の赤字割合を示すものでございます。令和4年度決算では、実質収支額が2億7,522万5千円で黒字決算となりましたので、横棒

で、なしということになりました。

次に、連結実質赤字比率でございます。

この比率は、一般会計、土地取得特別会計以外の3つの特別会計、すなわち国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業会計を含めた連結決算で、町全体における単年度の赤字割合を示すものでございます。3つの特別会計は、いずれも赤字決算ではなく、また、下水道事業会計につきましては、流動資産から流動負債のうち建設改良費等に係る企業債等を控除した額を差し引いた連結の対象額が資金不足となりませんでしたので、こちらのほうも横棒で、なしということになりました。

次に、3つ目の実質公債費率でございます。

この比率は、標準的財政規模に対する実質的な公債費の割合を示す指標で、3か年平均で算定いたします。本年度は6.6%で、前年度の6%から0.6ポイント悪化しております。こちらは、令和4年度の臨時財政対策債発行可能額が大幅に減少したことが主な要因でございます。

最後に、4つ目、将来負担比率でございます。

この比率は、標準財政規模に対し、将来負担すべき実質的な負債額の割合を算出するものであります。令和4年度の算定ではマイナス9.5%となりましたので、横棒、なしということになりました。こちらは、令和3年度の算定ではマイナス3.8%で、5.7ポイント前年度より改善いたしました。これは、将来負担額を充当可能財源が上回ったことによるもので、将来負担がないということになったためでございます。将来負担額については、地方債の新規借入額が元利償還額を下回り、地方債残高の減少によるものなどでございます。

続きまして、下の表、2、資金不足比率でございます。

この比率は、公営企業会計の資金の不足割合を表す指標でございます。本町では下水道事業会計が対象となり、先ほど連結実質赤字比率でもご説明しましたが、下水道事業会計におきまして赤字額、すなわち資金不足額がありませんでしたので、この指標につきましても横棒で、なしということになりました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○議長（大門晶子）

行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

まず、報告第6号 令和5年専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定についての質疑を

お受けいたします。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

まず、これ両者ともに身体的な被害がなくて、それが何よりやったなと思うんですけども、相手側の車が5万7,750円で役場側の車の損傷が18万円分ということを知っているんですね。18万円ほどですよ、多分。それ全額保険でカバーされるということは知っているんですけども、言うたらこの場合、本人の負担、事故を起こした方の負担というのは一般的にはないというのが役場の常識、世間の常識やと思うんですね。

これに直接関係はないかもしれないんですけども、川崎市で教職員がプールの水を出しっぱなしにして、本人にその損害額の95万円を請求したということが話題になっていました。もちろん、出ている情報がすごく少ないので、単純にこれが善か悪か、よかったのか悪かったのかということが私たちに判断できる範囲ではないんですけども、一般的に今出ている情報量で考えて、例えば河南町で同じようなことがあったときに、これ、川崎市の市長はこれが半額負担させるのが妥当だと聞いていますみたいな、割とちょっと他人事のような記者会見をしたら余計に炎上しているんですね。

これ、町長に聞きたいんですけども、ケース・バイ・ケースということは置いて、河南町で同じようなことが起こったときに、一般的に一般論で考えたら河南町でもこれ、負担させるんですか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、損害賠償額の確定によりまして町の損害が当然生じております。ただ、職員が業務を遂行する中での過失でございますので、この分については町のほうでは請求しないということになると思います。

ただ、原因がはっきりしている場合とかそういう場合については、当然そういうような損害というものは発生するというふうに考えています。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今、多分ちょっとだけ言葉を濁したと思うんですけども、要はすごく悪質だったりとか故意に被害を生じさせたというのが何らかの状況下で分かった場合には負担させることもあるよということやということはっきり言うといてくれないと、これ、職員の方は別にいいけれども、教職員はちょっとよく分からんから負担させんねんとか、教職員、河南町内で働いてくださっている方の萎縮した対応、态度的なものにもつながると思うので、そのあたり、ちょっともう一回はっきり言ってもらえますか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

当然ながらいろんな損害が発生する。事故があつたりとか物が壊れたりとか当然あります。これが故意にやられたものについては、当然損害を求めていくと。その場合は、当然ながら本人に対して賠償責任があるというふうに考えています。

ただ、業務遂行という職務遂行上突発的になり得たとかそういうようなものについては、本人の過失はあるんですけども、その損害までは求めていくべきではないというふうに考えています。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかに。

浅岡議員。

○8番（浅岡正弘）

今回、被害というんか、その和解の対象者の黒塗りの書類がタブレットのほうに届いております。以前私も、公用車と一般車両の事故で一般の方のほうが割合的に少ないのにもかかわらず、名前、住所、電話番号ですか、連絡先とか出るのはおかしいというような指摘をさせていただいて、今回初めてですかね、こういう形で出てきたのがね。それはもうありがたい話やと思うんですけども、当然、町対個人さんなんで町の職員の個人名までは載せる必要はないと思うんですけども、どの程度のペナルティーをこの方が負ったのか、例えば嚴重注意であったのか、それとももう少し重いあれなのかというのが全然読めてこない。だから、この報告書の中に、4番目にそういった欄も今後必要じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）



多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

今回、議案をこういう形でさせていただいて、前からも議員仰せのとおりご指摘いただいた部分もありますし、個人情報保護という観点でこのような情報、議案にさせていただきました。河南町と相手方という和解議案ですので、職員等の名前は出てきておりません。

その職員に対しましては、事情徴収を当然しております。あと、口頭的な注意、これからの公用車を運転する際の気をつけるというようなところに加えて、全職員に対しても交通安全対策的な講習なども行っております。

議案のほうにそのようなことを記載してはどうかというご意見でございますけれども、一応これ、和解の議案の形式等も決まっておりますので、今後もこれをお願いさせていただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正弘）

分かりました。それはそれでいいんですけれども、我々に資料が届いています。紙媒体のやつとタブレットに入ったやつと黒塗りの違いなんですけれども、今後、これは初めてということで、どういう扱いを我々はしたらいいのか、その辺の説明だけちょっとすみません、よろしく。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

あくまでもタブレットのほうは公開になりますのでこのような形で、金額にかかわらず、どなたに河南町として金額をお支払いしたかという内容が分かりにくかったら審議が滞るのではないかという判断で紙媒体で置かせていただいておりますけれども、この審議終了後は紙媒体のほうはこちらで回収させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正弘）

すみません、何回も。

紙媒体で頂いたほう、幾らでもメモすることも可能ですので、この扱いをどのように、秘密にしてくれとおっしゃるのか、議場から一步外へ出たときにどういう考えでいてもらわな  
いかんのかという、議員の方々にね。それだけちょっと、忠告という言い方は悪いですけれ  
ども、ぜひ教えてください。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

審議が終わった後、机の上に紙のほうは置いておいていただきたいと思っております。

その情報、個人情報というところの取扱いで議員の皆様方、どうぞよろしく願いいたし  
ます。

○議長（大門晶子）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

今回この資料を頂いているんですけども、損害賠償の決定ということで、このことにつ  
きまして事故状況なんですけれども、公用車が駐車中の相手車両に接触し傷つけたというこ  
とで、相手の車は止まっているわけなんです。それに対して公用車がぶつくと。今回こ  
のような和解で損害賠償を払っていただくわけなんですけれども、住民の方にとりましたら、  
車が止まっているところに勝手に当たられて、そして修理はしてもらったけれども、何ら落  
ち度ないのにという形であると思うんです。この事故状況ですね。どういう状況でこのよう  
なことになったのかというのをもう少し詳しく教えていただき、そしてこれはやむを得ない  
と、職員もやむを得ないというようなことが分かればいいんですけども、どのような状況  
でこのような事故が発生したのかというのをもう少し詳しく教えていただきたいと思いま

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

この事故の場所におきましては、駐車されておりましたところで横に塀がありまして、す  
ごく狭い。車1台通れるぎりぎりの狭い場所だったということで、町のほうがそちらのほう  
に参りまして移動させたときに、町の公用車、右側の後部と相手方の左側の駐車されていた  
車の後部に接触したと。何度も、そういった運転手のほうは、狭いところでしたので切り返

しをして移動していたところ当たってしまったというような現状でございます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

よく分かりました。つまり、すごく狭い道路を公用車が走っている中で止まっていた車に当たってしまったということで、普通の感覚で、広いところで駐車場で勝手に当たったという状況ではないということですね。そういう意味では若干職員にも、過失は過失なんですけれども酌量の余地はあるというような形でこのような処分になったということですね。分かりました。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、報告第7号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑をお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

報告第7号に対して質問させていただきます。

まず、義務的経費と投資的経費の資料が9ページにありますけれども、そこから質問させていただきます。

これによりますと、義務的経費が32億1,200万円で、前年対比で8,800万円ほど増えております。投資的経費が20億700万円で、前年に比べて2億8,500万円の減となっているんですけども、義務的経費の比率が49.3%で、前年の令和3年と比べて3.3ポイント高くなっています。この要因は何なのか、まず教えていただきたい。

2つ目ですけれども、次の10ページのところで経常と臨時の収支バランスが載っております。経常収支比率が86.5%となっておりますけれども、5年間の比率の関係で90%を切っているこの状況をどのように分析しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

2点出ています。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、9ページです。義務的経費の構成比につきましては、当該年度の歳出決算額に占める人件費、扶助費、公債費の合計額の割合で示すものでございます。

詳細は、1つ戻っていただきまして8ページの下の付表をご覧くださいますと、1、人件費はR3とR4を比較しますとR3が20.7%でR4は20.3%、0.4%減少してございます。こちらが職員の退職手当の減などによるものでございまして、扶助費のほうは3.2%増となっております。こちらは、国の施策で実施されました住民税非課税世帯等臨時特別給付金や電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金などの増によるものです。

あと、公債費でございますが、こちら0.5%の増となっております。過年度に借りました起債の一部についての元金償還金が始まったことなどによるものでございまして、以上の点から、歳出決算額に占める義務的経費の割合が前年度と比較しますと3.3ポイント増加して49.4%という答えになっております。

それから、經常の臨時収支のバランスの10ページのほうでございすけれども、こちらは平成30年度から令和元年度までが91%から92%台ということで推移しておりましたが、令和3年度から86.0%、令和4年度では0.5%、ちょっと増えておりますけれども80%台という値になっております。この要因は、令和3年度に普通交付税が増となったものでございまして、府内市町村全体的な下に表がございすけれども、そちらのほうでも令和3年度からちょっと傾向が80%台というふうになっているかと思えます。一般的には比率が低いほうがよいという判断をいたしますけれども、普通交付税や臨時財政対策債といった国の裁量に影響される部分が多いものでございまして、決して80%台というところが楽観視できるものではないと考えております。

2年連続で80%ですけれども、今後も適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

①の義務的経費と投資的経費の流れはよく分かりました。

それで、この関係で、義務的経費が49.4%ということになれば、投資的経費も逆に言うたら高くなるというか、比率が下がってきますよね。そうなれば財政の硬直化を招くように思

うんですけれども、そのあたりはどのように思うのか、再質問させていただきます。

同時に、③の質問で、11ページ及び14ページの中に総括表が載っておりますけれども、総括表の中からの質問なんですけど、実質公債費率が6.6%になっております。将来負担比率の状況で将来負担額のほうがマイナス3億6,749万円となって、負担比率なしとなっておりますけれども、これに対する評価はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

硬直していくということは使えるお金が少なくなっていくというところで、ここは適正な判断をもって収支に努めていきたいと思っております。

健全化判断比率のほうのことでございますけれども、14ページの下の方のところに早期健全化判断比率というところで答えますと、イエローカードとなります。その下の財政再生基準を超えますとレッドカードというふうに見られます。国からの、そうなりますと強い関与がある団体となるわけですけれども、イエローカードの基準25%から見ますと、6.6%の値はまだまだ余裕であるように判断いたしますけれども、11ページの下の方の先ほども言いました表で令和3年度ですが、府内市町村平均値では町村では6.2%、市町村では3.2%、政令市を含むとなりますと2.9%となっておりますので、決して6%台は余裕のある値ではないと判断しております。

今後とも将来負担比率につきましても、17ページの算定方法がありますけれども、主に地方債残高の減や充当可能財源としての基金残高の増によりまして将来負担額よりも充当可能財源が大きくなりましたので、マイナスの値となっておりますけれども、いずれも普通交付税などの国の裁量に影響される部分が非常にございますので、今後ともそのような国の動向、また普通建設事業費や公債費の状況を加味しながら、将来の財政需要に十分に配慮しながら適正に管理を取り組む必要があると判断しております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

財政に強い町長にお伺いしたいと思うんですけれども、6.6%の実質公債費率なんですけれども、河南町の財政規模におけるこの6.6%というのは、将来に当たってどの程度が理想的な数字なのかというあたりですね。これ、判断基準としては20%というイエローカードと

いうのは示されておるんですけども、河南町の規模でどのくらいの公債費率のほうが理想とされるのか、町長の目算でどれぐらいとっておられるか、ちょっとそれをお聞きしたいなと思います。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

実質公債費率で6.6%、3か年平均ですよ。単年度でいくと若干上がっているかと思えます。これは新規発行の起債の元利償還金等の発生によるものだと思います。ただ、町のほうは、先ほど投資的経費の話もありましたけれども、投資的経費を普通建設事業等行う場合に資金調達として、当然ながら補助金の活用、それから地方債の活用等を使って資金調達をしていくという形になっていますので、若干、大きな事業をやった場合に上がってくると。今は最後の公共施設の再編の小学校の統合と、あとこども園の整備の費用が若干上がってきているかと思えます。

ですので、今7.15%ぐらいですかね、単年度の実質公債比率がね。これは大体これぐらいで推移するかなと。今ちょっとここ二、三年大きな事業やっていませんので、それほど大きく上がるような要素はないと考えています。

ただ、どの比率がいいかという、そこは考え方によるものがありまして、地方債の発行の考え方としましては、そのときに、施設を整理しまして、整備した施設を利用する方々、利用する年代に負担していただくという形で地方債を発行しております。したがって、その事業があった段階で少しずつ率が上がってきますので、今の状況でいくとまあまあ健全というんですか、地方債の運用をしながらやっていくという部分については、この辺の数字で推移するのが望ましいのではないかなと思っています。

以前は13%、14%という時代もありまして、大きな建設事業をたくさんやった時代にはそういうこともありまして、だんだん今、公債費も54億円ぐらいまで一般会計は減ってきていますけれども、最大は70、80億円弱ぐらいまでありましたので、そういう点からこういう点では改善をしつつあると思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ちょっと関連してお聞きしたいんですけれども、10ページなんですけれども、経常収支比率なんです。先ほど多村部長のほうから回答いただいたんですけれども、90%台から80%台ということで、減少して若干改善しているということで、この数字を見たら喜んでいたんですけれども、多村部長からの回答では、実質は普通交付金とか特別の交付金が入って、そういう意味で80%になったということで、楽観視できないというような回答をいただいたんです。

そうすると、どのような形で経常収支比率をより改善していくかということ考えたときに、例えばふるさと納税、自己的な自己財源を増やすとかそういうことを考えられると思うんですけれども、実際、町としては経常収支比率をどのように改善しようとして今後考えておるのか、この決算からですね。という回答をいただけたらちょっとありがたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

先ほど申しましたとおり、基準は低いほうが安全かと思っております。80%台になってきたことは非常に町としてもちょっと安心というところもあれば、ちょっと来ているのかなというふうに考えておりますけれども、今後とも、いろんな先ほどおっしゃったそういう財源がどのように、何年か増やせる方法なんかも考えながら推移していったほうがいいかと思っております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、当面この80%台は維持していただけるということでいいわけですね。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

維持できるようにやっていきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

よろしく申し上げます。それでないと町独自のいろんな施策がなかなかできませんので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

森田町政になってから見る見る経済状況というのが改善しているというのが分かるんですけども、逆を返して言ったら、森田町長は大きなことを何もしていないということでもあるんですね。その判断は住民さんそれぞれがすると思うんですけども、昔、町長が総務部長やったかのときに言っていたときに、こうやってお金をためてまた使うときには使うんや、だから今はためている時期という認識をするぐらいがちょうどいいよというふうに私は教えてもらったんですけども、今後、中央保育園の跡地辺りというのも4億円ぐらいかけて、もしかしたらもっとかもしれへんけれども、整備するというのを伺っているんですけども、そのほかにもいろいろと使う予定というのはある……。詳細を言えなかったら言わなくてもいいんですけども、あるのかどうかというところは教えてもらえますか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、公共施設の整備ですけども、再編をやってきました、その残ってきているものの整理をしないとイケない。その整理に当たって、当然取壊しもあります。取壊しプラス今、中心地区については少し構想というんですか、プランを出していますけれども、こういうプランを推進するための財源としても活用していくということは必要かと思えます。

あと、大きなものでいきますと、当然ながら義務教育施設の整備も必要かと思えます。というのは、小学校については体育館の整備が少し、エアコンの整備もしていませんし、中学校はやったんですけども、小学校の体育館の整備が一つちょっと頭に残っています。それ以外でいきますと、公共施設、ある程度集約はしてきているんですけども、道路とかの維持管理経費も当然ながら今、物価高で上がってきていますし、維持管理経費も当然必要になってくるというような形で、通常の建設事業が必要というふうに思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。



○6番（佐々木希絵）

ということは、公共施設の再編というのは残っている分をしっかりとやっていきながら、通常で原材料高とかに対応するためにお金を残しているというのが町長の答えなんですかね。

今お金がどんどんたまっている状態というのは、家計で言ったらすごくいいことではあるんですけども、これ昔、私、町長に教えてもらったことをそのまま言っているだけやけれども、逆に言ったらほんまに何にもしていないということになるから、行政としては別にそれがいいとは一概に判断できへんねやということをおっしゃっていたんですけども、そのあたりは今でも変わらずに、その考えって合っているんですかね。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

当然ながら、入ってくるお金をその年に全額使うというのが財政の基本かなと思っています。ただ、当然年度間の調整というのが必要になってくるわけでありまして。年度によって大きな事業があったりなかったりというのは、町の財政規模からするとすごく大きな要因になってきます。したがって、大きなものをするためには当然ながらそういう施設整備基金を活用したりとかそういうような形で、ですので教育・子育て基金に今ちょっと積立てをしたりとかそういうようなことをして、今後の教育施設の整備について対応していきたいと考えています。

ただ、今、町長になってから、町政に携わらせていただいてからコロナということがあって、コロナの対応を今やっぱり最重要課題としてやってまいりましたので、その分については、やはりそういう事業について少し、公共施設再編が一段落したのもあるんですけども、そういうような点についてはもう少しやっていくべきかなとは思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（大門晶子）

お諮りいたします。日程第5 議案第7号 河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第7号については本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第5 議案第7号 河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第7号についてご説明させていただきます。

26ページをご覧ください。

#### 議案第7号

河南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

河南町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和5年河南町条例第 号

河南町印鑑条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文の朗読につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

きます。

それでは、議案資料の28ページをご覧ください。

今回の条例改正でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、関係する法律について所要の整備が行われております。そのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正において、個人番号カードの電子証明書を移動端末機器、いわゆるスマートフォンへの掲載を可能とする改正が行われております。このため、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードを持ち歩くことなくコンビニでの交付が行われるよう所要の改正を行うものでございます。

まず、第14条の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の改正につきましては、個人番号カードの利用だけでなく、個人番号カードの電子証明書を搭載したスマートフォンを利用してコンビニ交付を可能にするものでございます。

次に、附則でございます。この条例は、規則で定める日から施行いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

それでは、ないようですので質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

それでは、お諮りいたします。

日程第6 議案第8号 令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11 議案第13号 令和4年度河南町下水道事業会計決算認定についてまでの6件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議におきましては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明及び監査委員のご意見を賜ることにしたいと思います。

~~~~~

○議長（大門晶子）

それでは、日程第6 議案第8号 令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから順次提案理由の説明を求めます。

中筋会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（中筋美枝）（登壇）

それでは、タブレット端末817、令和5年8月29日議案送付（9月定例会議フォルダー）の議案一式フォルダー内3つ目の02、令和4年度歳入歳出決算書、議案第8号から議案第13号のPDFファイルをお開きください。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、令和4年度歳入歳出決算書4ページでございます。

議案第8号

令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月5日

河南町長 森田昌吾

続きまして、91ページでございます。

議案第9号

令和4年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月5日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、112ページでございます。

議案第10号

令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月5日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、123ページでございます。

議案第11号

令和4年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月5日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、145ページでございます。

議案第12号

令和4年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月5日

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、タブレットの197ページをご覧ください。

議案第13号

令和4年度河南町下水道事業会計決算認定について

令和4年度河南町下水道事業会計決算は、別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、これを議会の認定に付す。

令和5年9月5日

河南町長 森 田 昌 吾

以上でございます。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大門晶子）

それでは、引き続き遠藤監査委員のご意見を賜りたいと思います。

○監査委員（遠藤 忍）（登壇）

松本監査委員と共に令和5年7月24日、25日及び28日に実施をいたしました令和4年度河南町一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計の決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました一般会計及び各特別会計決算及び関係書類、同法第241条第5項の規定により審査に付されました各基金の運用状況に関する書類並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました下水道事業会

計決算及び関係書類について決算審査を実施いたしましたところ、令和4年度河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況に関する書類並びに下水道事業会計決算報告書及び事業報告書等、いずれも地方自治法及び関係法令の規定に準拠して作成されておりました。決算の計数は関係諸帳簿、証書類と照合した結果、収支とも適正であると認めました。

なお、詳細につきましては審査結果報告書のとおりでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明及び監査委員のご意見を賜りました。

ここで、質疑があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

なければ、お諮りいたします。

日程第6 議案第8号から日程第11 議案第13号の審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第8号から日程第11 議案第13号までの審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

遠藤監査委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。ここで退席していただいて結構です。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

ここで、少し早いですが、お昼休憩といたします。

休 憩（午前11時46分）

~~~~~

再 開（午後 0時58分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第12 議案第14号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）から日程第13 議案第15号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの2件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、ここでは詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明にとどめたいと思います。

~~~~~

○議長（大門晶子）

それでは、日程第12 議案第14号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）から順次提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。タブレットのほうは817、令和5年8月29日議案送付、9月定例会議、議案一式、01令和5年河南町議会9月定例会議資料の31ページをお開きください。

議案第14号

令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,550万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,457万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

令和5年9月5日提出



めくっていただきまして32ページです。第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金26万9千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府補助金935万6千円の追加。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金117万1千円の追加。

(款) 繰越金、(項) 繰越金3,930万8千円を追加。

(款) 諸収入、(項) 雑入100万5千円を追加。

(款) 町債、(項) 町債1,440万円の追加でございまして、歳入合計で6,550万9千円の追加。補正後予算額を68億8,457万9千円とするものでございます。

めくっていただきまして33ページ、歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費1,252万9千円の追加。

(款) 農林水産業費、(項) 林業費117万1千円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費2,944万4千円の追加。

(款) 消防費、(項) 消防費387万8千円の追加。

(款) 教育費、(項) 小学校費と(項) 中学校費は財源更正でございます。

(款) 災害復旧費、(項) 農林水産業施設災害復旧費101万5千円の追加。

(項) 公共土木施設災害復旧費1,300万円の追加。

(項) 文教施設災害復旧費65万8千円の追加。

(項) その他公共施設災害復旧費381万4千円の追加でございまして、歳出合計6,550万9千円の追加、補正後予算額を68億8,457万9千円とするものでございます。

めくっていただきまして34ページ、第2表地方債補正でございます。

6月2日の大雨災害により被害を受けた公共施設等の災害復旧事業の財源として、以下の3つの事業債の追加をさせていただくものです。

まず、道路橋梁災害復旧事業として1千万円の追加。町道安居線の災害復旧事業の財源とするものでございます。

次に、社会教育施設災害復旧事業で60万円の追加。寛弘寺古墳公園のり面の復旧事業の財源でございます。

次に、その他公共施設災害復旧事業で380万円の追加。大宝3丁目東の町有緑地の復旧事

業の財源でございます。

3件とも単独災害復旧事業債の借入れを予定しております。充当率は100%でございます。交付税措置は47.5%となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、介護保険特別会計補正予算をご提案申し上げます。タブレットの43ページをお開き願います。

#### 議案第15号

##### 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,916万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,316万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして44ページ、第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

（款）繰越金、（項）繰越金3,916万9千円の追加でございまして、歳入合計3,916万9千円を追加し、補正後予算額を17億5,316万6千円とするものでございます。

続きまして、45ページ、歳出でございます。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金3,916万9千円の追加でございまして、歳出合計3,916万9千円を追加し、補正後予算額を17億5,316万6千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

なければ、お諮りいたします。

日程第12 議案第14号から日程第13 議案第15号の審査につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第14号から日程第13 議案第15号までの審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここでお諮りいたします。

日程第14 議案第16号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてを会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、日程第14 議案第16号につきましては、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第14 議案第16号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの50ページをお開きください。

議案第16号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案第16号

柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、柏原羽曳野藤井寺消防組合へ加入することについて、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

まず、提案の理由でございますが、本町におきまして、消防力のさらなる充実強化や消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化に向け、令和4年5月20日に富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合と大阪南消防広域化協議会を設立し、消防広域化の協議を行ってまいりました。

本年8月7日に行われました第5回大阪南消防広域化協議会におきまして、組合同規約案が承認されましたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、消防事務を共同で処理することについて、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町及び千早赤阪村と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、次に、その内容でございますが、大阪南消防組合同規約（案）をご説明申し上げます。

第1条は、組合の名称を大阪南消防組合とするものでございます。

第2条は、組合を組織する地方公共団体を、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村とするものでございます。

第3条は、共同処理する事務として、消防に関する事務をはじめ、組合で処理する事務を定めるものでございます。

第4条は、組合の事務所の位置を藤井寺市青山3丁目613番地の8に置くとするものでござ

ざいます。これは現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の位置となります。

第5条では、議会の組織として、組合議員の定数は18人とし、関係市町村の定数は、富田林市3人、河内長野市3人、柏原市3人、羽曳野市3人、藤井寺市3人、太子町1人、河南町及び千早赤阪村を1人とするものでございます。

めくっていただきまして、第6条から第9条につきましては、議員の選挙、任期等について定めるものでございます。

第10条は、執行機関の組織として、組合に管理者及び副管理者等を置くことを定め、第11条では、管理者は関係市町村の長から互選により選出する等、執行機関の選任方法、次に、第12条は、執行機関の任期について定めております。

第13条では、監査委員を2名置くこととし、組合議員及び識見を有する者から選任することや、任期について定めております。

めくっていただきまして、第14条では、組合に消防吏員その他の職員を置き、第2項では、その定数は条例で定めることとしております。

第15条では、経費の支弁の方法を定めるもので、組合の経費は、関係市町村の負担金、補助金、手数料その他の収入をもって充てることとし、負担金の負担割合は、関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とするものとしております。

続きまして、附則の内容についてご説明させていただきます。

めくっていただきまして、上から3行目が今回の附則となります。

まず、第1項で、この規約は、令和6年1月1日から施行するものとしており、新組織が発足することになります。

第2項では、本則第3条の共同処理事務の開始が令和6年4月1日からとなりますので、共同処理事務については、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間は、柏原市、羽曳野市、藤井寺市に係るものに限るとしております。

第3項は、本則第15条の経費の支弁について、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度分の経費の負担については、なお従前の例によるとし、令和5年度と令和6年度を区別しております。

次に、第4項は、経過措置として、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の5市町村の負担金の額は、別途5市町村で締結する協定書に定める期間においては、附則別表のとおりとするとしております。

なお、この5市町村の協定書案につきましては、タブレットのほうに議案第16号資料として送信をしております。

第5項は、附則第4項にある協定書に定める期間が経過するまでに、期間の延長及び5市町村の負担金の額について、所要の措置を講ずるものとしております。

第6項は、附則第5項の期間が経過した後は、本則第15条第2項のとおり基準財政需要額の消防費の割合による額とするものでございます。

めくっていただきまして、附則別表でございますが、附則第4項の経過措置期間の経費支弁の方法でございまして、いわゆる2段階割となります。まず、1段階目で8市町村の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の5市町村の合計額を算出いたします。次に2段階目で、その額を平成27年度から令和2年度までの6年間の消防費決算額の平均額に応じた割合で案分するものとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

質疑があればお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

3点ほどお伺いしたいと思います。

この間、全協等で、この広域化については相当質問もし、資料も提出していただいた分でおおむね了解しているつもりなんですけれども、ちょっと分からんところだけちょっと質問させていただきます。

令和3年2月25日に全協で提出されました広域化の検討報告書というのを頂いているんですけれども、また、議案の資料によりますと、広域化による財政効果のことが示されております。20年間で29億1千万円、財政効果がある。河南町では4,026万円の財政効果があると。河南町で年間201万円になるんですけれども、この効果の内容ですけれども、一つは、はしご車の効果的運用で3.2億円、2番目に指令センターの一元化で11億7,000万円、3番目が国の財政措置で11億2,000万円となっておるけど、合せて29億円になるわけなんですけれども、この3番目の国の財政措置というのは担保されるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

国の財政措置のほうですけれども、今回、指令センターとはしご車を整備する整備費用につきましては、緊急防災・減災事業債が対象となりまして、かかった費用の100%が充当できて、そのうち70%が交付税の需要額に算入されるというルールになっておりますので、担保されております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

十分理解しました。財政的には担保されているということが分かりました。

それで、河南町では、先ほども言ったように4,026万円と資料になっているんですけれども、令和4年度の決算書のうち常備消防費の委託費は2億1,319万円となっております。この金額がどういうふうに変化していくのか。これが高くなるのか、下がるのか、このあたりの見通しはどのようになっているのか。これ以外に、また常備消防以外の支出は考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

常備消防費の支出がございまして、一部事務組合となって各負担金で算出される額となります。算出する元の財政効果額を計算する前の金額につきましては、先ほどの附則の別表に記載しておりますように、2段階割で平成27年度から令和2年度までの6年間の消防費の決算額の割合に応じて案分するということになっておりますので、令和4年度の2億円がベースという形ではございませんで、元の財政効果額は平均で出していきます。実際、令和6年度、来年度以降にこの常備消防費の2億1,311万9,000円がこれが増額するかということにつきましては、これからシミュレーションというか、整備費は別に負担するんですけれども、運営経費については少し上がるかなというふうには考えておりますが、ちょっとその辺はまたこれから査定が入っていくというふうには考えています。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

ある程度流動性を考えとかなあかんということですね。よう分かりました。

それと、20年間という長期にわたっての財政効果、29億何がしという金額がはじき出されているんですけども、その間に、はしご車であるとかそれぞれの建物であるとか、いろんな設備等々、更新もあると思うんですよね。そのときの更新費用は考慮されているのか。その更新費用等々はこの金額の効果との関係でどのように考えておられるのか、示していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

当然、今後発生する更新に係る費用につきましては、その都度、その負担金の反映にはかかってくるとは思うんですが、今回、消防広域化計画を立てるに当たりまして、車両であったり資機材であったりというのは更新計画を立てておりまして、どの年度にどこの何を更新するかというのは、もう関係市町村で協議が整っております。そのときに、負担した整備に係る費用は負担金のほうへ反映されるというふうにご理解いただいたら結構やと思います。

○議長（大門晶子）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

少しお聞きしたいんですけども、この協定、規約の内容なんですけれども、第9条で議長及び副議長というところで、「組合議会は、議会の中から議長及び副議長を選挙しなければならない」となっているんですけども、本日の会議の冒頭、議長のほうから報告があったと思うんですよ。議長また副議長、監査の選出というところで、この規約と若干ちょっと違いがあると思うんですけども、その辺ちょっと補足の説明をお願いしたいというのが1点です。

それと、今回の消防広域化ということで、非常に、今、富田林消防に委託しているような形から、より大きな消防、広域化につながるということで、私は非常にいい話だというように思っておったんですけども、細かいところでちょっとだけ補足説明をいただきたいんですけども。

まず、救急車の問題につきましては、私、かねてから言っていたんですけども、富田林市の別井とか大伴に出ているということは、これはもう言いません。お互い協力ということ

で、協力しなければいけないということで、そこはもう言いませんけれども、救急車についてはそういうことで、ただ、今回の消防につきましては、初めの渡辺部長の話で、消防力のさらなる強化というような説明をいただいたと思うんですけども、私も広域化になりまして、その辺は非常に強化されると、普通は考えていたんです。ところが、消防におきまして、消火の優位性というか、効果というのは、例えば初期消火は2分以内に、また消防車の出動から放水までのかかる時間はおよそ8分以内というのが大体全国的に決められているんですね。ということは、河南町の中心、例えば庁舎でもいいんですけども、この区域に例えば火災が起こった場合、8分以内で河南町の消火に駆けつけられる本署また分署または出張所とあると思うんですけども、どこが河南町の8分以内に消火に取りかかれるところがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと。

この2点、まず伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

答弁をお願いできますか。

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

まず、議長、副議長の選挙に関することをございますけれども、規約のほうに書いていますように、任期であったりそういったものは、その市町村の議員の任期によるという形で、一般的な記載をさせていただいております。その中で、構成する市町村の議員のほうでどのように判断されるかというのは、我々のほうでは、ちょっとそこは関与できない部分であるというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

規約については、一般的に議員の任期によるというふうに記載させていただいております。

それから、初期消火における8分以内というようなところでございますけれども、当然それにつきましては、発生する火災場所によって当然差は出てくるとは思います。河南町、今現在の河南分署においても、河南町で全てが8分以内に到着するというものではございませんので、その辺は今の各消防署が現状のまま維持されるということで、今のままの消防力は担保できると。その上で、広域化によって部隊編成が増えることによって延焼範囲が抑制されるといったような効果は当然出てくるとは思いますけれども、その8分以内どうこうというのは、その場所によって変わってくるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ここには任期じゃなしに、議長、副議長は選挙しなければならないとなつたと、議員の中からということ。そういう意味では、先ほど、一番に、冒頭言いましたように、例えば輪番、議長は5市の中から、副議長は5市2町1村の中からというようなことが書き入れられないんですか、この規約の中では。それは決定できないということになっているんですか。任期は第8条、私、第9条のことを言うたんですね。先ほど渡辺部長は第8条の任期についてという話を言われ、第9条で、議長及び副議長の選出というところで、選挙によらなければならないということだったんですけれども、冒頭のあれでは、輪番いうか、中で決めるということになったんですけれども、その辺のことはこの規約には書き入れられないということが再質問ですけれども。

それと、先ほど質問したのは、8分以内で本町に駆けつけられる本署、分署、出張所はどこかというのを聞かせていただいたんですけれども、そこはちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

議長、副議長は選挙しなければならない。これもう本当に一般的な自治法の規定そのままでございます、一般的にはこの規約になると思います。その上で、河南町の議会でもありますように、申し合わせ事項であったり、その構成する組合の議員の中での取決めやということと理解しておりますので、規約としてはこの規定という形になるというふうに考えています。

河南町のほうで8分以内というのは、当然、河南出張所が初期対応するというところで考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

書き入れられないということですね、この規約には。ということは、それは理解いたしました。文書できないということで。

次に、なぜ、今、渡辺部長、8分以内は河南分署だけということをお願いいたしましたけれども、まさにそこなんです。私たち議員というのは、河南町の住民の福祉向上という

ことで、また安全性、安心というのが担保ということで、そうなってきた場合、河南町の住民にとりまして、一番安全、安心できるのは、河南分署の強化というのが一番大きな、それは大きな広域の中で、はしご車とかレスキュー隊とか、いろんな部分でのそういう効果というか、それはあると思うんですけども、実際、火災が起こりまして、そして初期消火は2分、そして一般の放水に効果があるのは8分以内と言われている中で、やはり河南分署が一番やっぱり河南町の中では一番大きな役割になる消防の分署と思うんですね。やはりその強化を、一番初め、今回のこの議決というのは、協議するための議決ということで初め説明いただいたんですけども、その辺、協議する場がありましたら、ぜひ河南、今、分署です、今度出張所になるらしいんですけども、そういう意味でも、やっぱり我々にとりまして一番大きな住民のための、消火活動で一番大きいのが河南分署の強化というのが一番大きなことですので、そこは協議の場がありましたらぜひのせていただきたいと思います。これ要望しますので、よろしくをお願いします。

今日のことに対して、別に反対する意図ではないわけですけども、その辺、住民のために、一番近い河南分署の強化というのは非常に大事だと思いますので、その辺よく考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

財政の話なんですけれども、55ページの書き方を見ていたら、まず、こっだけ集めれるやろうという金額ありきで運営するのかなというふうにも捉えられるんですけども、そのあたり、必要な予算というのがどうやって決まっていくのか、その集めれる金額ありきじゃなくて、必要な額というところをちゃんと説明してほしいのと、先ほど力武議員もおっしゃっていたんですけども、20年間で29億円の財政効果が全体であると。そのあたりの数字への信憑性というところほどの程度あるのか。河南町やったら20年間で4,000万円ほど。このあたりの信憑性と、もしこの数字に信憑性がそんなにないよと言うんやったら、どういう考えられる想定外が起こり得るのかということも併せてお答えください。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

負担の割合につきましては、基本的には歳出で必要な予算額、当然、人件費であったりいろんな部分全部ひっくるめた歳出の総額、予算が必要になってくる金額をまず査定させていただいて、その歳出予算額に必要な金額が決まった段階で、市町村の負担割合を決めると。その市町村の負担割合を決めるときには、交付税の基準財政需要額の消防費でこれだけの需要額が必要ですよというのが国の基準で示されているのがあるので、それをもって案分するというので、この集めるお金がどうこうということではなくて、必要となるお金、歳出予算の査定を入れてこれだけ必要やというのが決まった段階で、負担の割合方法を決めているということでご理解いただきたいと思います。

それからもう一個、財政シミュレーションの信憑性ということなんですけれども、あくまでもこれはシミュレーションであって、今後これから、来年4月1日から運営していくに当たって、当該年度の決算額、単年度の財政効果等を毎年出していった上で、それが累積財政効果で20年間で、先ほど出た数字、それより早いこと財政効果が現れた場合は、もう基準財政需要額の消防費の割合になります。ただ、その効果が現れない場合は、それ以降、また5年間協議した上で決めるという、ちょっと非常にややこしいですけども、そういった取決めになっていまして、あくまでも広域化するときのシミュレーションとして、これだけの効果がありますよというのは決まっています。ただ、それが実際どうなるかというのは分からないので、単年度の財政効果は決算をもって毎年検証していきます。で、実際どのぐらいの効果があるかというのは、毎年検証していった上で決めていくということになりますので。

分かりますか。ということです。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

やってみな分かれへんに認めろというのもすごい無理がある話なんですけれども、今の消防を全委託している状況よりは、組合方式のほうがまだ河南町にとってましやから、みんな消去法で反対はせえへんやろうとは思いますが、やってみな分かれへん、ほんで認めろということと、歳出こだけ必要やから、それありきで皆分けるんやと言ったら、で、歳出の額を29億円に合わせていったら、ほんまやったらできるわけでしょ。こだけ要るねんというのありきで市町村に割り振ると、さっき渡辺部長が説明していたからね、それやったら河南町やったら4千万円、トータルで安くなるように合わせられるはずじゃないですか。歳出

ありきのやり方というのが、ほんまにその説明で合っているんか知らんけれども、それって変ですよ。だって、じゃ、河南町議会、いっぱい雇いたいから、いっぱい雇います。事務局100人雇いたいから、雇わなあかんのですと理由付けたら、じゃ、そのままほかの市町村に全部請求して、その上で割当てでできるという話を今されていたんですね。されていたんですね。私にはそう聞こえました。歳出ありきと言っていたので。そうじゃないと言うんやったら、そうじゃないという、住民さんにちゃんと分かりやすい説明してほしいし、その29億円の信憑性がないというのは、今ここで、間際になってそんなこと言い出すという感じやねんけれども、ちゃんとそれは財政効果もちゃんと上がるように、実際にこの富田林市に委託してからはそんなに財政的な効果というのは、初めは私らも説明を受けていたけれども、デジタル化の部分を除いてね。結局そのあたりの効果って全然感じることはできなかったの、今回はちゃんとするんやというところ、住民さんがちゃんと納得できるようにもう一回説明してください。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

歳出予算がありきでという話でちょっとややこしくなったか分かりませんが、河南町で幾らの歳出が必要、ほかの自治体で幾らの歳出が必要、幾ら歳出が必要というて、合計、単独の町村で必要額を集めてきて査定するわけではなくて、一部事務組合として、8市町村で必要な歳出予算額を決めますということです。だから、河南町で必要な人間がこだけおるから河南町はこだけ必要なんですというルールを決めるわけではなくて、8市町村の組合の中でどれだけ必要かというのを決めていく。その決まったお金を基準財政需要額の消防費の需要額で案分するというだけです。

ですので、河南町がこれだけ人が欲しいからこだけくださいといったような扱いではなくて、一部事務組合として1つの地方公共団体というか特別公共団体になるので、組合、議会もあって、いろんなところの監視機能も入るので、そこはそこで運営していくということで、その負担の割合だけがこういうルールで決めているということです。

財政シミュレーションも、今の時点でこれだけの効果があります、29億円の財政効果が生じます。ただ、これは後年度において施設更新したときに、今の段階での単価でこの金額がきっちり決まっていくとは限らないです。物価が上がったりいろいろあって。その中で、単年度の財政効果を毎年出していきますと、毎年出していった財政効果額がシミュレーション

で出した財政効果額に達した場合は需要額に戻りますと、達しない場合はまたちょっと延長して達するようにしますというのを検証していくということです。

ということなんです。ですので、今はあくまでもシミュレーションとして出した数字をベースに、各市町村の効果額を出して、それが効果が発現できるまではその効果が発現できるまで20年間はそのまやりましょうというルールになっています。

ちょっと分かりにくいかわからないんで、また改めて説明させていただきます。すみません。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

広域化によってメリット、デメリットはたくさんございますけれども、その中で、2億1千万円か、負担があつて、徐々にこの案分、また案分で割っていくと。これ、はっきり人口割とか面積割でやってくれたらええんやけれども、自治体が、河南町は独自の消防を持っていて、で、富田林市に行ったというようなこともございますけれども、広域化によって、こうしてメリットが年間200万円、今のところ。年間200万円で値上げ率をもっと大きい。今、ガソリン代も上がっているから、またすぐ上がるというようなことになりかねない。

そこで、救急や消防とかいうのは、もうはっきりしていますわね。一番のことは、災害に向けて大阪の消防が地震のときに駆けつけていく、各自治体の消防が水を運んだりいろいろ派遣されていくというのは、テレビでも見ていますけれども、それが一つの組合になって、果たして災害が全面的に起こったときに、河南町がどう生き抜くかというようなことで、いろいろその点を。ちょっと前にハワイのほうで火事が起こって、山火事が起こって、異常気象で、一つのまちが消えたというのがございますわね。そんな中で、河南町も山間部、いろいろ森林に囲まれて、今の異常の暑さで山火事もあるかも分からん。そういったこともシミュレーションをして、ちゃんとした組合に対して物を言って、ましてや2億何ぼというのは必ず払っていかなあかん。これはもう根本のお金や思うんやけれどもね。だんだん今の消防も高規格になって、水で消すより泡で消すというような新しい車もどんどん出てきて、その中ではしご車も大事ですけども、今じゃもうドローンがなかなか活躍してやるという時代になってきて、そういった時代背景の下で、町長をはじめ派遣議員の人にはすごく発言をしてもらわなあかんような時代になってきましたけれども、もっとメリットというようなことを、年間200万円、これは計算上の話か知りませんがね。これ以上、取りあえず当面は負担金がないような形で、はしご車を買うからまた分担金要る、よその事務所を新しく

するのに分担金が要ると言われても、ちょっとまたぴんと来ないのでね。その辺、町長、どうですかね。年に1回かな、発言していろいろ首長会議であると思いますけれども、そういった中で、この協同組合の中の、この議員は3人や1人や少ないけれども、首長は各1人ですのでね、重大な役割を果たしてもらわなきゃならないと思いますけれども、どうですか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、組合ができて、当然ながらその構成員として行くわけですから、町のほうのメリットがあるような形で、今現在のシミュレーションも、消防の広域化計画というのがありまして、その中に予定されている事業が盛り込まれているわけです。そこに指令センターの更新とか、当然はしご車とか、そういうようなものの大きなものの更新、そういうようなものが全て入ってこういう財政効果が4,000万円を出るといって、財政効果が見込まれますよと、こういうシミュレーションになっています。

ですので、現在の消防力の、消防職員数は今現在の消防職員数より増えないというのが一応計画の中に出ています。ですので、全体として必要経費というのは膨らんでいくのはあまり考えていなくて、当然ながら物価とか、いろんなそういう外的要因があるかも分かりませんが、現在のシミュレーションの中では、そういうようなことを全て盛り込んだ上で、こういう負担になりますよと、こういう形で協議が整いましたので、今回提案させていただいたと。

消防力については、当然大きくなることによって、当然、先ほどの緊急援助隊とか、そういうようなものは今までと同じ以上に出す余力が、人員の確保の中で出てくると。まあ言えば、広域化によって確かに現場要員じゃなくて、本部要員、事務に携わる人間が、当然ながら少なくなります。だから、結局のところ、予防とか、あと事務のものは1つでいけるわけですから、今まで3つあるわけですよ。それが1つになるんで、その空いた分に、その余剰人員については現場のほうに回すということになっていますので、その現場要員については、当然、消防力強化になると。ただ、河南分署については、各分署については現有を維持するというのが大前提で全ての市町村が協議を整うということでございますので、消防力は全体としては上がると。本町の消防力は現状を維持しつつ、応援とかそういうようなものでは当然上がってくるというふうに考えています。

以上です。

○議長（大門晶子）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、質疑は終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時49分）

~~~~~

再 開（午後3時04分）

○議長（大門晶子）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員の皆様方には、補正予算の審査、お疲れさまでございました。

ここでお諮りいたします。

日程第12 議案第14号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）から日程第13 議案第15号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの2件を会議規則第37条の規定により一括議題で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。
なお、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（大門晶子）

それでは、予算・決算常任委員会の審査結果報告を求めます。

高田予算・決算常任委員会委員長。

○予算・決算常任委員長（高田伸也）（登壇）

予算・決算常任委員会の委員長報告を申し上げます。

本日9月5日、令和5年河南町議会9月定例会議において、予算・決算常任委員会に付託を受けました案件は、議案第14号、議案第15号の2件の予算案件についてであります。

付託された2件の議案について、先ほど委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、審査結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第14号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、こちらも討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第14号、議案第15号、2件の予算案件について、審査結果の報告とさせていただきます。

なお、委員長より理事者に対しまして申し上げておきます。

委員会中、委員から指摘事項及び研究課題については早急に検討いただきますよう強く申入れさせていただきます。

また、議長を除く全議員が委員であり、十分に審査願ったと思っておりますので、質疑応答については省略をさせていただきます。記録は事務局に整理をさせていただきますので、後日にでもご覧いただければと思います。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大門晶子）

予算・決算常任委員会高田委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

高田委員長、議席に戻っていただいて結構です。

それでは、これより討論、採決に入ります。

最初に、議案第14号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、議案第15号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第2日目の会議は、9月26日午前10時に開きます。

なお、本日、予算・決算常任委員会に付託いたしました各会計の決算認定の審査の日程がありますが、明日6日午前10時から予算・決算常任委員会が開催されます。各委員におかれましてはよろしくご審査のほどお願いしておきます。

それでは、本日はこれもちまして散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後 3 時 0 9 分散会





令和5年 9月26日(火)

# 令和5年河南町議会9月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会



令和5年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和5年9月26日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                         |    |     |
|-------------------------|----|-----|
| 町 長                     | 森田 | 昌吾  |
| 教 育 長                   | 中川 | 修   |
| 総 合 政 策 部 長             | 渡辺 | 慶啓  |
| 総 務 部 長                 | 多村 | 美紀  |
| 住 民 部 長                 | 大門 | 晃   |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長      | 田村 | 夕香  |
| まち創造部長                  | 安井 | 啓悦  |
| まち創造部理事                 | 玉田 | 武久  |
| 総合政策部秘書企画課長             | 森口 | 竜也  |
| 総合政策部危機管理室長             | 木矢 | 哲也  |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長 | 田中 | 啓之  |
| 総務部人事財政課長               | 後藤 | 利彦  |
| 総務部契約検査室長               | 岩根 | 有津佐 |
| 総務部副理事兼施設営繕課長           | 牧野 | 勉   |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事         | 中崎 | 誉之  |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長    | 北野 | 朋子  |
| 住民部保険年金課長               | 桶本 | 和正  |
| 住民部税務課長                 | 渡辺 | 恵子  |

|                                               |         |
|-----------------------------------------------|---------|
| 健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長                            | 和田 信一   |
| 健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長                            | 辻 元 哲 夫 |
| まち創造部地域整備課長                                   | 藤 木 幹 史 |
| まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長                   | 中 海 幹 男 |
| まち創造部副理事兼都市環境課長                               | 池 添 謙 司 |
| (出 納 室)                                       |         |
| 会計管理者兼出納室長                                    | 中 筋 美 枝 |
| (教育委員会事務局)                                    |         |
| 教 ・ 育 部 長                                     | 谷 道 広   |
| 教 ・ 育 部 教 育 課 長                               | 藤 井 康 裕 |
| 教 ・ 育 部 こ ど も 1 ば ん 課 長                       | 山 田 恵   |
| 教 ・ 育 部 生 涯 ま な ぶ 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 | 森 弘 樹   |
| 教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長                   | 浅 井 明 郎 |

議会事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 梅 川 茂 宏 |
| 課 長 補 佐 | 門 林 純 司 |
| 課 長 補 佐 | 上 野 文 裕 |

会議録署名議員

2 番 松 本 四 郎  
3 番 河 合 英 紀

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第 1



令和5年河南町議会9月定例会議

令和5年9月26日（火）午前10時00分開議

議 事 日 程（第2号）

|      |        |            |           |
|------|--------|------------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問   | .....      | 66        |
|      | (個人質問) |            |           |
|      | 5番     | 力 武 清 議員   | ..... 66  |
|      | 6番     | 佐々木 希 絵 議員 | ..... 91  |
|      | 7番     | 廣 谷 武 議員   | ..... 107 |
|      | 8番     | 浅 岡 正 広 議員 | ..... 120 |
|      | 9番     | 福 田 太 郎 議員 | ..... 132 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議、一般質問1日目を開きます。

○議長（大門晶子）

本日の議事日程は、タブレット811、令和5年9月26日9月定例会議一般質問（1日目）に送信しています。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日8月30日開催の議会運営委員会の審議結果において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席から答弁をお願いいたします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内といたします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された質問1項目につき、質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了承をお願いいたします。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いしておきます。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いいたします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、浅岡議員、福田議員、以上の順で発言を許します。

最初に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○5番（力武 清）

おはようございます。一番バッターで、通告に基づいて質問させていただきます。よろし

くお願いいたします。

まちづくり計画のところなんですが、5年間の人口の増減の動向から質問させていただきます。

人口の問題、特に少子高齢化の問題は、全国的な問題として取り上げられていますけれども、人口が減少することによって、様々な分野に及び、社会経済活動への悪い影響が指摘されてきております。とりわけ、雇用問題、労働不足は、深刻な影響が出て、あらゆる業界に及び、社会全体の在り方が問われ、政治問題となっております。そうした状況を踏まえて、各自治体でのまちづくりの在り方にも影響することは当然なところであります。

そこで、河南町での人口の動向がどう変化してきているのか気になる所であり、ここ近年5年間の動向がどう変化してきているか示していただきたい。年齢区分ごとと旧5つの小学校区ごとの動向をまず示していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

5年間の人口増減の動向についてのご質問でございますので、平成30年3月末と令和5年3月末の人口の比較によりお答えさせていただきます。

まず、旧石川小学校区ですが、平成30年3月末の人口は、10歳未満が160人、10歳代が220人、20歳代が310人、30歳代が225人、40歳代が287人、50歳代が252人、60歳代が329人、70歳代が229人、80歳代が141人、90歳代が39人、100歳以上が3人で合計2,195人です。

これに対しまして、令和5年3月末の人口は、10歳未満が145人、10歳代が255人、20歳代が328人、30歳代が231人、40歳代が276人、50歳代が270人、60歳代が251人、70歳代が311人、80歳代が138人、90歳代が47人、100歳以上が2人で合計2,254人です。

10歳代、20歳代、30歳代、50歳代、70歳代、90歳代で増加し、全体で59人、2.7%増加しております。

次に、旧白木小学校区ですが、平成30年3月末の人口は、10歳未満が116人、10歳代が241人、20歳代が261人、30歳代が180人、40歳代が296人、50歳代が388人、60歳代が341人、70歳代が314人、80歳代が185人、90歳代が57人、100歳以上が2人で計2,381人でございます。

これに対しまして、令和5年3月末の人口は、10歳未満が101人、10歳代が149人、20歳代が207人、30歳代が152人、40歳代が216人、50歳代が382人、60歳代が324人、70歳代が331人、80歳代が238人、90歳代が55人、100歳以上が1人で合計2,156人です。

70歳代、80歳代で増加し、全体で225人、9.4%減少しております。

次に、旧河内小学校区ですが、平成30年3月末の人口は、10歳未満が360人、10歳代が448人、20歳代が332人、30歳代が392人、40歳代が622人、50歳代が522人、60歳代が489人、70歳代が299人、80歳代が149人、90歳代が36人、100歳以上が1人で合計3,650人でございます。

これに対しまして、令和5年3月末の人口は、10歳未満が224人、10歳代が442人、20歳代が278人、30歳代が288人、40歳代が519人、50歳代が555人、60歳代が497人、70歳代が346人、80歳代が191人、90歳代が36人、100歳以上が0人で合計は3,376人でございます。

50歳代、60歳代、70歳代、80歳代で増加し、全体で274人、7.5%減少しております。

次に、旧中村小学校区ですが、平成30年3月末の人口は、10歳未満が164人、10歳代が213人、20歳代が220人、30歳代が235人、40歳代が377人、50歳代が374人、60歳代が494人、70歳代が425人、80歳代が256人、90歳代が72人、100歳以上が2人で合計2,832人でございます。

これに対しまして、令和5年3月末の人口は、10歳未満が147人、10歳代が178人、20歳代が165人、30歳代が186人、40歳代が281人、50歳代が385人、60歳代が407人、70歳代が473人、80歳代が265人、90歳代が83人、100歳以上が5人で合計2,575人です。

50歳代、70歳代、80歳代、90歳代、100歳以上で増加し、全体で257人、9.1%減少しております。

最後に、旧大宝小学校区ですが、平成30年3月末の人口は、10歳未満が339人、10歳代が439人、20歳代が346人、30歳代が373人、40歳代が655人、50歳代が536人、60歳代が579人、70歳代が877人、80歳代が461人、90歳代が67人、100歳以上が2人で合計4,674人です。

これに対しまして、令和5年3月末の人口は、10歳未満が320人、10歳代が407人、20歳代が377人、30歳代が356人、40歳代が514人、50歳代が676人、60歳代が479人、70歳代が739人、80歳代が610人、90歳代が102人、100歳以上が3人で合計4,583人でございます。

20歳代、50歳代、80歳代、90歳代、100歳以上で増加し、全体で91人、1.9%減少しております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

非常に細かく詳しく分析して報告していただいたんですけども、全体的な人口の増減と

年齢区分ごとの特徴的な変化、小学校区ごとの変化をどのように分析しているか再質問させていただきます。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

まず、全体的な人口の増減でございますが、平成30年3月末の町域の人口は1万5,732人で、これに対しまして令和5年3月末の人口は1万4,944人で、788人、5%減少しております。

年齢区分ごとの特徴的な変化としましては、旧石川小学校区で10歳代、20歳代、30歳代の比較的若い層の増加が見られるものの、5つの旧小学校区全てにおいて高齢者の人口が増加傾向にあります。

小学校区ごとの変化としましては、先ほど申しましたとおり、旧石川小学校区で59人、2.7%増加、旧大宝小学校区では91人が減少しましたが、減少率は1.9%にとどまっております。

この要因といたしましては、市街化区域内でスーパーやドラッグストアなどの利便施設に比較的近いことが要因かと考えております。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

1答目、2答目でいろいろ分析していただいたんですけども、もう少し深く分析したところ、意外なことが分かったんです。

50歳代が2,268人で、唯一現役世代の中で196人が増えて9.5%、旧白木校区以外の4校区で増えていることが分かりました。特に、大宝地区においては140人、26.1%と突出していることが特徴となっております。また、80歳代以上が1,776人で303人、20.6%と全地区で増えていることが分かりました。10歳未満から40歳代は6,742人で1,069人、13.7%減っております。

このように、人口の動向変化を分析したら、まちづくり施策に生かす方策が考えられると思いますけれども、その点の見解をお伺いします。

それと、新たな住宅開発の動向や、大宝5丁目、休止になっておりますけれども、住宅開

発の動向はどうなっているのか、最後にお伺いいたします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

議員仰せのとおり、年齢区分ごとや校区ごとの人口の動向を分析することは、まちづくりや各種施策を生かすためには必要なことかと思えます。

以上です。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

新たな住宅開発の動向につきましては、現在のところ、大規模開発につきましては想定されておらず、小規模開発につきましても動きがあるものはございません。また、大宝5丁目隣接の住宅開発につきましても、今のところ動きがない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

②のところに質問させていただきます。人口減少の効果検証について伺います。

子育てするなら河南町でのスローガンの下、3世代同居支援や保育料2人目から無料、学校給食費無料化、子ども医療費助成、かなん医療・U-22、妊娠・出産時の支援など、数多くの施策をこの間、実施してきておりますけれども、それぞれの施策の概要と効果はどのように評価されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、これまで人口減少対策への取組として、Uターンや転出抑制を目的に、三世代同居・近居支援事業を実施しております。また、教育・子育て世帯への経済的支援策として、第2子以降の保育料無償化事業や学校給食費無償化事業、乳幼児給食費の副食費助成などを行っております。

このほか、安心して子育てができるよう、18歳以下の子ども医療費助成、19歳から22歳ま

での医療費助成のかなん医療・U-22なども行っております。

令和5年度からは、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円を給付する国の事業に加えまして、町独自の取組として、出産時に5万円を支給する育児・子育て応援事業や不育症治療費助成など様々な子育て施策に取り組んでおります。

様々な取組を進めている中で、その効果についての一つの指標といたしまして、平成28年度、平成29年度は転出者より転入者が多い社会増となりました。その後、社会減が続きましたが、令和4年度には7人の増となっております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

子育て世代に一定の効果があるということが、これらの諸策をやってきたことにつながっているんじゃないかということで評価をしているところでもあります。自治体間で、いろんな子育ての競争が行われて、切磋琢磨されているわけですがけれども、これらの施策の打ち出し方、アピールが大事やと思うんですけども、その点で情報の伝達をどうしているのか、また課題を見いだすことができているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

全国的に人口減少が進んでおり、ほかの自治体でも教育・子育て支援策を最優先課題として取り組んでいるところは多いと考えております。しかし、本町でも、先ほどの支援策に加え、小学校の統合からこども園の整備など教育・子育て環境は、ほかの自治体と比較しても手厚い施策を展開していると考えております。

今後は、このような取組をホームページのほかSNSを活用し、施策のアピールに努めてまいります。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

三世代同居・近居支援事業が、もう7年、8年になっているんですけども、行われてきて、新築の場合は100万円、リフォームの場合は最大50万円を助成するという事業ですけども、直近5年間で114件の実績があることが分かりました。そのうち、大宝地区では42件、

36.8%、中地区で32件、28%、白木地区で19件、16.6%、河内地区では11件、9.6%、石川地区では10件、8.8%となっております。経済的支援が人口減少の歯止め に一定の効果があ ることを示していると思います。引き続きの事業の継続を求めるものであります。

今、大宝地区では、ちょっとした住宅の建設ブームになっております。新旧の入れ替わり といえますか、引っ越しされたり空き家だったところに新築が建てられ、子育て世代の方が 新たに入居されております。これは喜ばしいことではありますが、支援事業はきちんと統計を 取られていますが、支援事業にのらない、条件が合わないという方は、この新築や中古物件 の動向も統計を取られるべきだと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

三世代同居・近居支援事業における支援件数は、議員仰せのとおりでございます。

全体的な住宅の流れにつきましては、現在実施しております住宅・土地統計調査などによ り、大まかな内容は把握できるものと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非きちんとしたそういう統計を取っていただいて、住民の方に公表していただきたいと いうふうに思います。

それでは、③の子育て環境に関してお伺いします。

こども園・おやこ園・ぼけっとルームの利用数と効果についてお聞きします。

就学前の子育てについては、平成29年4月に公私連携幼保連携型の石川こども園として、 令和2年4月より幼稚園と保育園を一体化した幼保連携型こども園として中村こども園とし て新たに始まりました。こども園2園体制として整備されてきております。2園体制となっ て、それぞれ利用者数についてお聞きします。

幼稚園部門である1号認定者と、そのうち3歳児は何人いるのか。また、保育部門の2・ 3号の園児数はどうなっているか。石川こども園、中村こども園、それぞれお願いしたいと 思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。



○教・育部長（谷 道広）

こども園の園児数でございますが、令和5年5月1日現在の園児数としまして、中村こども園の幼稚園部門（1号）が40人、うち3歳児が10人、保育園部門（2号・3号）が175人、石川こども園の幼稚園部門（1号）が31人、うち3歳児が11人、保育園部門（2号・3号）が128人となっております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

中村こども園が、もう1号、2号、3号を合わせたら200人を超えているというマンモスの状態ということを伺って、小学校跡地に整備されてきているわけですがけれども、この中村こども園は公立のこども園として近隣からも非常に注目されているわけですがけれども、この評価を再度お伺いしたいのと、もう一つは、総合福祉センター内に設けられているおやこ園やぽけっとルームの設置目的と利用者数の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、中村こども園の評価というところですがけれども、大変保護者の方とかからは、すごい喜ばれていまして、本当に町内の方だけでなしに町外の方も、この中村こども園に入りたいというようなご希望の方もおりまして、引っ越しもされながら来られるという非常に喜ばしいような形になっております。

それと、おやこ園の設置目的についてですがけれども、0歳から就学前までの乳児・幼児に遊び場の提供をするとともに、保護者同士の交流や情報交換、育児に関する相談、子育てに関する講座や講演会の開催、子育てサークル等の育成など、様々な子育て支援となっております。

また、おやこ園の利用者は、令和4年度の実績でございますが、延べ5,237人で、内訳は子供が2,822人、大人が2,415人となっております。

次に、ぽけっとルームの設置目的は、6か月から就学前児童を対象に、就労形態の多様化に伴い、一時的に家庭での保育ができない場合や、保護者の疾病等による緊急時の保育及び育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減し、リフレッシュするためなどに利用できる一時預かり保育となっております。

また、ぽけっとルームの利用者は、令和4年度の実績数でございますが、延べ689人となっております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

おやこ園の利用が5,300人ということで、改めて数字を伺って、就学前の親御さんにとってみれば、就園前のいろんな状況に応じて、よく利用されているということなんですけれども、河内長野市では同じような施策をやられているんですけれども、近隣でもあまりやられていないということなんで、もっとアピール力を強めていただければなというふうに思っております。

先ほど人口動向について言及しましたがけれども、10歳代の人口が937人で、ここ5年間で147人、13.5%も減ってきております。こども園や、おやこ園、さらには小学校、中学校の在り方として、子を産み育てていく環境を充実させる手だてを考えていかなければならないと思いますけれども、その点での問題意識をお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

子育て・教育環境の充実については、国において、本年4月1日に「こどもまんなか」をスローガンに、「こども家庭庁」が発足し、これまで内閣府や厚生労働省に分散していました「こども政策の司令塔機能」を一本化しまして、子供の視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整を行うなど、こども政策をさらに強力に進められます。

町では、母子保健事業面で、安心して子供を育てる環境を実現するため、妊産婦や乳幼児に対する各種健診、産前・産後サポート、産後ケアなどに取り組んでおります。また、教育委員会では、先ほど答弁いたしましたおやこ園での子育てセンター事業やぽけっとルームでの一時預かり保育のほか、臨床心理士による子育て等の相談、子育ての経済的負担軽減のための第2子以降の保育料の無償化や園児の副食費の助成、18歳以下の子ども医療費助成、19歳から22歳までの医療費の助成、かなん医療・U-22、また、令和4年度は学校給食費の全額助成を行っております。

さらに、国に対しまして、こども園における保育士配置基準の見直し、1歳児は今6対1となっておりますけれども、5対1へ、4歳、5歳児は現在30対1ですけれども、25対1へと

というような形の早期実現、また、GIGAスクール構想事業による端末の一斉更新、学習支援ソフトの導入経費などについて要望を行っております。

今後も安心して産み育てられるようにするため、子育て・教育環境の充実に努めるとともに、支援内容につきましても、議員仰せのように、いろいろ啓発のほうをより丁寧にしてまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

少子化がピンチやと言われておりますけれども、我がまちではチャンスと捉え、こども園の園児と保育教諭の割合や小・中学校での少人数学級の実現で、教員の負担軽減とより行き届いた保育・教育の実施を求めて、次の質問に入ります。

④の府道柏原・駒ヶ谷・千早赤阪線沿いの市街化の問題について伺います。

庁舎前を通っている府道沿いの市街化の問題については、長年にわたって各議員が問題提起をしてきました。まちの発展にとって、進展しない大きな要因の一つとなっておりますが、現状どのように捉えておられますか。市街化調整区域となっているために、こういったものが規制の対象となり、どのようなやり方が考えられるのか示していただきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですので、建物を建ててまちづくりを推進していくことを抑制し、乱開発を防止する区域ではありますが、その中でも、都市計画法第34条各号に該当するものが、具体的には自動車修理工場やガソリンスタンド、コンビニエンスストア、老人保健施設などは立地可能となっております。

主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線は、本町の南北を貫く重要な路線であり、沿道の大部分は市街化調整区域となっておりますが、長坂バス停から大宝交差点までにおいては、大阪府知事の指定を受け、小売店舗や飲食店、事務所及び倉庫の立地が可能となっております。

さらに、条件の整った場所につきましては、市街化調整区域における地区計画制度を活用することにより、工場や商業施設の立地が可能となっております。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

沿道の景観や町並みのありようを考えていけば、すっきりしたまちづくりが求められているんですけども、そのあたりも考慮しながら、今、部長答弁であった地区計画の制度を活用していろんなことができるんだというようなことを言われておりますけれども、この地区計画の活用という、地区計画制度というのは、どういう制度なのか、改めて聞きたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

地区計画制度につきましては、5,000㎡以上の地区計画を立てまして、町のほうで計画を立てて進めていくものでございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

そうすれば、5,000㎡のこれは、役場がそういう制度を誘致するのか。まずは、どちら側からそういう計画を持っていくのか。そのあたりは準備というか、それはどういった形になっていくのか、ちょっと示していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この計画につきましては、事業者のほうから計画を立てて、その計画が町の計画と合致するようであれば進めていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

分かりました。

それでは、⑤の中地区のスーパー周辺の市街化の問題について質問させていただきます。

一方、本町の南の玄関口である国道309号線沿いのスーパー周辺は、現状、市街化調整区域となっております。この地域も本町の発展にとって欠かせない沿線となっているわけですが、現状どのように捉えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

国道309号河南赤阪バイパス周辺の現状でございますが、沿道には大規模店舗が立地し、その周辺一帯には優良な農地が広がっております。また、本町のまちづくり計画や都市計画マスタープランにおいて、産業交流拠点として位置づけられている地域で、そのポテンシャルを生かし、地域経済の活性化につながる商業・工業地域の集積、周辺環境に配慮した土地利用の誘致を図る地域としてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

都市計画の34条のことと言われておりますけれども、市街化調整区内の開発に必要な要件といたしますか、条件は、どのような条件で開発が可能となりますか。スーパー周辺は、それに必要な条件が満たされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

国道309号河南赤阪バイパス周辺は、市街化調整区域でありますので、都市計画法第34条各号に該当するガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどであれば、大阪府の開発許可を受けることができます。

また、国道309号沿道の一部においては、令和4年1月から大阪府開発審査会提案基準12における知事が指定する道路として、3,000㎡未満の小売店舗などの立地が可能となっております。

さらに、事業所からの具体的な提案がありましたら、市街化調整区域における地区計画制度を活用することにより、立地場所によっては農地法や農振法などの他法令による制限もございますが、工場や商業施設の立地についても可能となっております。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

同じ国道309号線沿いでも、富田林方面に行きますと、板持地区には大型家電の店や衣料関係の店などが出店、にぎわいを見せております。また、外環状線との交差点辺りには、ホームセンターなどの移転を含む新たな出店計画があると聞いております。

残念なことに、オークワ周辺にはそのような動きがありません。にぎわいあるまちづくりのために何らかのアプローチをすべきだと思いますけれども、見解を示していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

都市計画マスタープランの土地利用の方針において、国道309号は広域連携軸に位置づけられており、沿道周辺の地域は、商業・工業地や農地での土地利用を図る地域となっております。

本町といたしましても、地域経済の活性化につながる土地利用を推進するため、周辺環境に配慮した商業・工業施設等の集積について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

次の項目、2項目めに質問させていただきます。大宝地区の住宅開発と関わってのところであります。

大宝地区の住宅は、1968年、昭和45年にまち開きが行われて、55年たとうとしております。開発当時、開発事業者との間で計画戸数が2,000戸、人口8,000人とする住宅団地内に整備する幼稚園や小学校等の規模を定めた開発協定を結んだと記録されておりますけれども、開発前の姿は資料でしか拝見できませんけれども、雑木が生い茂る広陵地であったことがうかがえます。

そのような場所で住宅開発が行われてきたわけですがけれども、住宅開発とともに道路や水

路、上下水道、電気・ガスなどのライフラインの整備も同時に行われてきました。

その中で、調整池も設けられたわけですが、この調整池を設けられた目的と必要性に対してお聞きいたします。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

開発事業などにより山林などから住宅地などへ大規模に土地利用が転換されますと、地面への雨水の浸透・保水量が減少し、流れ出る水の量が増えることとなります。

調整池は、開発行為によって減少した浸透・保水機能を補うため、雨水排水を一時的にためて河川への流出量を調節することにより、下流の洪水被害の発生を防止するものでございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

今、大宝地区には、昭和45年当時からの調整池が2か所あります。昨今、台風や大雨の降り方を見ますと、機能的に大丈夫かという心配があるわけですけれども、その点いかがでしょうか。また、地区の雨水対策をめぐっての工事進捗はどの程度なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

調整池の機能は、対象となる開発区域の面積や降水量、放流先の河川の流下能力などから決定されます。これに基づき設計をされたもので開発行為が許可されます。したがって、大宝地区の調整池は必要規模で設置されていると考えられます。

次に、大宝地区の雨水対策についてでございますが、平成12年度から平成14年度に大宝1丁目の西公園北側から東へ約380m間の雨水整備を行い、平成26年度には、近つ飛鳥小学校東側の道路が近年のゲリラ豪雨により度々冠水することから、雨水の対策工事を実施いたしました。

昨年度には、大宝1丁目から4丁目にかけて、新たに雨水管を設ける設計を行うとともに、

大阪府において行われている梅川河川改修工事に合わせて、大宝交差点から梅川放流までの区間の雨水函渠整備工事を開始いたしました。

次に、大宝2丁目の西側の調整池でございますが、この調整池は平成21年度に大宝2丁目西側の新しい住宅の開発に併せて造られたもので、恒久的な構造を有してございません。現在では、梅川の改修が完了するまでの暫定調整池として利用してございます。

梅川の改修が完了し、大阪府との協議により進めている大宝交差点から梅川放流までの雨水整備が完了した後は、設置目的からすると、その役割を終えるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

雨水機能の安全性についてお伺いしたんですけれども、10年ほど前に藤野興業が40戸余り新たに開発した住宅があるわけなんですけれども、そこにも小さな調整池がありますけれども、今、部長答弁にあったように大阪府の事業で進められてきたそれが完了した場合、この調整池がどうなるのかということを質問したかったんですけれども、ちょっと答弁ちぐはぐになってしまって申し訳ないです。

それで、藤野興業側の調整池の跡地利用の問題についてお伺いしたいと思うんですけれども、子供がたくさんまだあの地区はいてはるんですよ。若い世代の方が住んでおられて、私は、大体あの調整池が、長さが約50mぐらいかな、幅が20m、深さが15mぐらいあると思うんですけれども、この調整池が不要になった暁には、何らかの活用をすべきだというふうに思っておりますけれども、その利活用についての考えを示していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大宝2丁目西側の調整池は、その役目を終えると、今後、撤去等についての検討が必要となりますが、跡地利用につきましては、今のところ具体的な利用計画はございません。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）



将来計画の中で、今から検討しても、間に合う、十分かというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

②の大宝地区公民館西側の盛土についてお伺ひいたします。

地区公民館は、今現在、改修の最中で、完成が待ち望まれるところであります。その公民館の横、西側に、こんもりした盛土をされたところがありますが、その半分は公民館の駐車場として利用されておりますけれども、残りは何もされておられません。なぜあのような盛土をされたのか、何のための盛土なのか、盛土した経過と目的をお聞きしたいと思ひます。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

大宝地区西側の町有地につきましては、土地区画整理事業の際に取得し、以降、土地開発基金で管理しております。その一部につきましては、大宝地区公民館及び近つ飛鳥小学校の授業参観や運動会などといった学校行事の際の臨時駐車場として利用しております。

なぜ盛土がされているのかというご質問ですが、昭和40年代の土地区画整理事業の際になされた行為でありまして、当時の詳細な資料がなく、その理由は定かではございません。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

今、臨時駐車場とか、大宝地区でいろんな企画がされたときに、駐車場がいっぱいになるんですよね。そういった意味では、あの土地が非常にもったいないなという思いがあるんですけれども、土地利用の有用性についてどのような判断をされているのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

先ほども申し上げましたが、臨時駐車場としての部分的な利用となっております。当該地は市街化区域に位置すること等も考慮し、活用面につきましては今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

市街地内での有用で一等地であることは間違いないところですので、貴重な町民の財産ですので、有効な活用を示していただきたいと思います。

以前、近くに医師住宅がありました。その処分について、何年も前に提案し、数年前に公募して売却されました。一定財政収入に役立ったかと思っておりますけれども、そのような経過もありますので、有効な手だてを示していただきたいと思います。今のままでは財産の持ち腐れになってしまうのではないかと危惧しております。いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まずは、公民館西側の盛土の処理方法が先決であると考えております。その処理方法と利活用について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

次の事項に入ります。災害対策について伺います。

毎年のように台風・大雨被害が繰り返されております。本年は、本格的な台風シーズンが来ていませんけれども、6月2日の大雨による土砂崩れ、冠水などにより通行止めになった被害が発生しました。今回の質問は、そのうちの一つである一須賀浄水場付近の冠水のための通行止めになった件に関して質問したいと思います。

まず、6月2日の雨量はどの程度あったのかお聞きします。通行止めになった要因は何であったのか、併せて説明を求めます。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

6月2日の台風2号による降雨量は、平石観測局では最大1時間雨量25mm、最大24時間雨量193mm、さくら坂観測局で最大1時間雨量28mm、最大24時間雨量198mmを記録するなど、強い雨が確認されてございます。

当日の状況は、一須賀浄水場付近から北方面にかけて約200mの区間で道路が冠水しており、道路沿いの水路の位置が分からない状況でしたので、直ちに路肩へバリケードを設置し、

通行者が水路へ転落しないよう対策を行いました。その後、時間の経過とともに状況が悪化し、通行が危険となったため、急遽、周辺の道路を通行止めといたしました。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

翌日に私も通行止めなり土砂崩れの所を調査させていただいたんですけども、この地はバリケードを確かにされておりましたけれども、通行止めの解除後、どのように対処されたのか、お伺いいたします。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

6月2日の台風以降、まずは道路冠水時においても路肩が明確になるよう、当該区域の道路肩にポストコーンを設置し、水路への転落防止対策を図ってございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

担当部署においては、緊急な対策ということで、早急な対応をしていただいております。車や自転車等が水路に落ちることを防止するには役立っていると、今でも思っております。よろしくお伺いいたします。

②の質問にいきます。根本的な対策の問題についてお伺いします。

農水路と最終接点で梅川との段差の問題、農水路の流量・容量の問題など、構造的な問題はどのように判断されているのか、お伺いいたします。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大雨により道路等が冠水した要因を究明するため、当該地域の地勢や関係する農業用取水施設の状況など、状況を広範囲で精査し、その上で対策を検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

大阪府の事業で、梅川の拡幅工事が大宝橋まで進んできております。問題の農水路との接点辺りは既に工事が完了した場所ではありますが、先日調査したところ、砂がかなり堆積していることが分かりました。その堆積している砂のしゅんせつをすれば、水の流れもスムーズにいくのではないですか。その点の見解はどのように捉えておられるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

河川の堆積土砂の状況を確認しましたところ、確かに土砂の堆積は認められますが、水路の排水機能を阻害するほどの状況ではございませんでした。

一方で、河川の状況は日々変化していくものですので、河川の流下機能を維持するという観点から、河川管理者である大阪府に対して、河川パトロール等で状況把握を要請していきたいと考えてございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

この一帯は、以前からちょっとした雨でよくつかるということが指摘されて、地域の方も認識されているんですけども、この際、抜本的な対策を図るべきだと思いますが、見解を示していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

抜本的な対策につきましては、複合的な事象で冠水が発生していることが考えられますので、先ほども申しましたように、まず状況を調査し、原因を究明した上で、効果的な対策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

広域行政の問題について質問させていただきます。

①の一部事務組合などとの共同事業・連携事業の現状についてですが、自治体の業務は単独で行う事業と複数の自治体が共同で行う事業がありますけれども、南河内内及び大阪府との関係でどういった事業が共同で行われてきているのか、現状をお聞きいたします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町における現状ですが、まず、町が行う事務の一部を複数の市町村等が共同で行う目的で設立する一部事務組合については、大阪広域水道企業団と南河内環境事業組合の2つがあります。また、先日ご可決いただきました大阪南消防組合も一部事務組合となります。

また、広域連合としては、大阪府後期高齢者医療広域連合があります。

続いて、町が行う事務について、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化への対応として実施する機関の共同設置といたしまして、3市2町1村で行っている南河内広域事務室において、福祉分野やまちづくり分野などがございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

様々な共同事業を行う中で、消防に関しては、今、富田林市へ業務を委託しているんですけれども、来年、令和6年より、本町を含む8つの自治体が参加する一部事務組合として引き継がれることになるわけですけれども、消防や救急業務にとって今回の措置でどういった面で効果が期待されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大阪南広域消防運営計画によりますと、消防広域化による効果といたしまして、まず、住民サービスの向上といたしまして、現場到着時間の短縮、災害発生時の初動体制、増援体制の強化が挙げられます。

次に、人員配置の効率化と充実としまして、現場活動人員の増強、救急業務、予防業務の高度化、専門化が挙げられます。

次に、消防体制基盤の強化といたしまして、高度な装備・資機材の整備の充実及び効率化、人事異動・研修の充実など組織の活性化などが挙げられます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

課題についてお伺いしたいと思います。

これまで委託方式と、今度は一部事務組合方式でやるということになるわけですが、大きく違う部分はということなのか。また、本町の意見や要望の反映はやりやすくなるのか。このことによってどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

これまでの事務委託では、本町の消防・救急業務の管理及び執行を富田林市に委ねているため、富田林市が受託範囲において自己の事務として処理する権限を有することとなり、本町には、その権限がなくなることとなります。

一方で、今回の一部事務組合方式では、複数の市町村により消防・救急業務を行う特別地方公共団体であり、執行機関や議会などに本町の長や議員も参画するため、本町の意見や要望を述べる機会が確保されます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

②のところに入ります。

南河内地域2町1村未来協議会の発足の問題なんですが、目的・意義についてお伺いしたいと思います。

今年5月に、太子町、本町を含む千早赤阪村の3首長が集まって南河内2町1村未来協議会というのが発足しました。この協議会が立ち上がった目的は何でしょうか。また、この時期になぜ発足したのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

人口減少の中、府内町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、課題分析や対応方策の検討を行うため、まず令和2年度に府と府内10町村で町村の将来の在り方に関する勉強会を設置いたしました。

令和4年度からは、ほかの地域に先行いたしまして、府と太子町、河南町及び千早赤阪村の2町1村が共同で、町村や地域の行政課題やその対応方策について検討を行ってきました。今後の人口・財政状況の見通しによる分析を行うとともに、専門人材の確保、公共施設の最適配置、自主財源の確保、地域ブランドの創出などの課題を洗い出し、それらに向けた取組を進めてまいりました。

これらの経過を踏まえまして、令和5年5月、大阪府総務部市町村局長、太子町長、河南町長及び千早赤阪村長を構成員とする南河内地域2町1村未来協議会を設置し、2町1村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして合併についても検討を深めるというものであります。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

未来協議会の目的は分かったんですけども、5年先、10年先も連携して効率よく行政運営をしていくことに何ら異議を唱えるものではありませんけれども、むしろ積極的に連携強化して住民サービスの向上に役立てていけること、それは願っているところであります。

以前、全員協議会で頂いた資料によりますと、専門人員の確保や公共施設の最適配置、自主財源の確保、地域活性化事務の共通化・共同化、地域の未来予測、合併全国事例の研究・分析と、7つのテーマを設けられて検討していくという内容になっているわけですけども、それぞれのテーマの問題を一つ一つこの場で聞くには時間がありませんので、2番目のテーマとして挙がっている公共施設の最適配置についてお聞きしたいと思います。

この項目に挙がっているのは、給食センターにおける調理、食材の共同調達の検討となっております。このことが挙がっている背景と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

給食センターにおける調理委託業者の統一、食材の共同調達につきまして、今後、児童・生徒の減少が予測される中で、給食センターの稼働率が低くなることや、太子町と千早赤阪村においては給食センターの老朽化に伴う多額の修繕費が見込まれることから、2町1村で共同化の可能性がある取組として検討を行ったものでございます。

検討の結果といたしまして、事業者の統一により各団体の特色ある献立や調理方法が維持できなくなる可能性があることや事業者側が対応できない可能性、また、共同調達についても2町1村の調達規模ではコストメリットが期待できないなどの課題があったことから、同時共同化にこだわらず、各団体の状況に応じた検討・調整を継続することとしております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

効率よくセンターとして検討することはいいことやなというふうに思うんですけども、その中で、食材の共同調達について、安全な食材を確保することは当然として、米の消費が全国的に減っている中で、単独ではなかなか難しいと言われている米粉を活用したパンや麺などの活用を広げて。消費が大きくなる、消費減少を食い止める、そういう取組がなされることを願っていますけれども、そういう方向も議論されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、プール授業における民間スイミングスクールの活用検討がありますけれども、この項目が挙がっている背景と課題をお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

米の消費の減少に関することということでございますが、先ほども申しましたように、今回の給食センターの調理業務については、共同で実施することなく、各単独で引き続き継続するということで決定しております。その中で、町のほうとしましては、米の使用の部分についてはいろいろと検討してまいりたいと思います。

それから、プール授業におけるお話ですけども、プール授業における民間スイミングスクールの活用につきましては、学校プールの施設の老朽化や児童・生徒の減少による1人当たりコストの上昇が見込まれるほか、炎天下での授業による熱中症リスクや指導する教職員への負担軽減の観点から検討を行ったものでございます。



本町におきましては、学校プール施設は改修してから日が浅く、授業実施についても問題がないこと、また、民間スイミングスクールを活用するに当たって、事業者側の受入れ体制や移動手段の確保など課題があることから、現時点では現状維持の方針としております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

分かりました。

③の最後の質問になりますけれども、市町村合併をめぐる動きについての姿勢をお聞きしたいと思います。

2項目目で質問した未来協議会の方向性として、市町村合併を見据えて、できることから事務の共通化・共同処理を進めていただきたい資料に書かれておりますけれども、全国的に見ますと、平成の合併の平成11年の時点で3,229の自治体がありました。平成22年には、それが1,730になって1,499、実に46.4%の基礎自治体がなくなっております。

国を挙げた一大キャンペーンの結果となっておりますけれども、合併を推奨してきた総務省の総括文書がまとめられたものがありますけれども、それによりますと、プラス面として財政支出の削減、職員の能力向上が挙げられる一方で、マイナス効果としては、行政と住民相互の連携の弱まり、財政計画の乖離、周辺部の衰退を挙げております。総体的には否定的な評価がされていると、各種のアンケート結果も載せております。

こうした平成の合併の評価が出されているにもかかわらず、協議会で見据えると書かれているのはどういうことか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

先日の全員協議会で配付させていただきました南河内地域2町1村未来協議会の中間まとめにおいて、テーマの一つとして、事務の共通化・共同化を検討しております。

できることから事務の共通化・共同処理を進めることとし、実施するという意識を持ち、各検討項目をはじめ、幅広く検討・実施するものであり、合併ありきではなく、合併は選択肢の一つとして考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

選択肢の一つとして捉えるわけですが、平成の合併の議論で、本町も富田林市を中心にした合併協議会、法定協議会が発足して、何度か協議されてきました。結局、各自治体の思惑が一致せず、協議会は解散し、合併はこの南河内ではなくなってしまいました。

私は、当時、何度も傍聴に行きまして感じたことは、合併ありきでは、住民の生活・福祉の向上にどう役立つかという議論がなおざりにされてきた結果であると思っております。平成の合併を選択しなかった自治体は、小さくてもきらりと輝く自治体として、様々な工夫・改善を施し、住民の福祉向上という仕事に取り組んでおります。

そういった点で、本町も合併しなくてよかったなというふうに今では思っておるんですけども、町長の思いはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをいたします。

人口減少、それから少子高齢化等、社会情勢の変化に対応して、それと地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的といたしまして、平成11年以降、全国的に市町村合併というものが進められました。本町におきましても、富田林市、太子町、千早赤阪村の4市町村と合併協議会を設置して協議を行った経緯があるということは、議員もご承知のことと存じます。

その後、各市町村は単体での行政運営を行うこととなりましたけれども、本町におきましては、人口の減少や少子高齢化の進展がより進行する中で、行財政の効率化、それから広域行政の推進、公共施設の再編、それからDXの推進などを行ってまいりました。市町村合併は、協議が調って初めて市町村合併ができるものでありまして、その協議が調わなかったという結果があるというふうに私は考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

最後になります。

身の丈に合った行政運営と住民に寄り添う姿勢が今ほど基礎自治体に求められているときはないかと思えます。事務の共通化、共同化は、それぞれの弱点や非効率な面を効果的に共

同にすることによって改善していくことは、住民サービスの向上にとっていいことだと思っております。

しかし、合併は、平成の大合併で住民サービスの後退を招いたり、財政的にしんどくなったりして、その効果が疑問視されているのではないのでしょうか。平成の大合併の教訓から、このことをしっかり学んで、今後の行政運営を担っていただきたいと思っておりますけれども、その決意を町長に最後に聞いて、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、3町村プラス大阪府において、未来協議会でいろいろ議論しております。未来協議会の中で、いろんな議論を進めながら進めていくというのが一つの方向性かなと思っています。

もう一つ、国におきましては、行政事務の効率化ということで、共通化というのは進められております。20の事務を共通の形で進めようということでやっております。その中にデジタル化というものがありまして、それが進んでいくものと思っております。

そのような中であって、人口が減少していく、高齢化も進んでいく、こういうような対応は待たないというふうに考えていますので、全職員と一緒にになって取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○5番（力武 清）

終わります。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

力武議員の質問が終わりました。

ここで1時間が経過していますので、11時15分まで休憩したいと思います。

休 憩（午前11時08分）

~~~~~

再 開（午前11時15分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、佐々木希絵から質問いたします。

主に住民の声から質問を組み立てていますので、答えのほう、住民に分かりやすい簡潔な答えでよろしくをお願いします。

まず1つ目、町有施設の利用料についてなんですけれども、町有の主にスポーツ施設について、住民から要望がありましたので、質問します。

まず、現状についてご確認させてください。利用者の内訳はどのようになっているのか。また、町が持つスポーツ施設はどのようなものがあるのか。利用者の内訳と設定された利用料金も含めてお答えください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町教育委員会で管理する体育施設については、町立総合体育館（ふくふくドーム）、町立総合運動場、町立テニスコート、町立グラウンド・ゴルフ場、町立石川スポーツ公園があります。

令和4年度の各施設の利用者は、総合体育館が4万7,811人、総合運動場3万5,055人、内訳としまして野球場が1万9,949人、多目的運動広場が1万5,106人、テニスコートが2万9,467人、グラウンド・ゴルフ場1,224人、石川スポーツ公園3万4,135人となっております。

各施設の使用料は、総合体育館の専用使用料で、アリーナが3時間で全面4千円、半面2千円、4分の1で千円です。ホールが3時間で2千円です。総合体育館の共用使用料で、アリーナが1時間で一般の方が1人200円、児童・生徒が1人100円です。

総合運動場は、野球場が3時間で3千円、多目的運動広場が3時間で1,500円、ただし多目的運動広場は18時から21時までは500円です。夜間照明設備は、野球場が全点灯、30分間ですが、3千円、2分の1点灯30分間で1,500円、多目的運動広場が3時間で500円です。

テニスコートは1面につき1時間で600円、夜間照明設備は1面につき1時間500円です。

グラウンド・ゴルフ場は、個人で1人1回につき200円、団体、15人以上になりますが、1人1回につき100円です。貸切り使用する場合は4時間で1万円、8時間で2万円です。用具貸出料、クラブ・ボール1組になりますけれども、1人1回につき100円です。

石川スポーツ公園は、使用できる方として町内在住、在勤する方としておりまして、使用料は無料としております。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健医療福祉センター長（田村夕香）

町の健康増進施設かなんぴあの利用者の内訳と利用料金ですが、令和4年度ウエルネスの年間利用者数は9万4,854人で、レギュラー会員は1万6,261人、65歳以上のレギュラー会員は5万8,179人、ナイト会員は858人、ホリデー会員は596人、子供のスイミングスクールにつきましては1万1,299人、ジュニアダンススクールは553人です。

都度利用は、プールとマシンジムがありまして、まずプール利用者は4,616人で、大人が2,156人、高校生が33人、中学生が113人、小学生が441人、2歳以下の方が40人、65歳以上の方が1,770人、障がい者が63人でした。また、マシンジムは高校生以上が利用可能となっており、2,492人で、大人が1,655人、高校生が58人、65歳以上が758人、障がい者が21人でした。

利用料金のほうですが、町内会員の月会費レギュラーは5,720円、65歳以上のレギュラー会員は2,860円、ナイト会員とホリデー会員は3,960円、町外会員の月会費レギュラーは6,930円、65歳以上のレギュラー会員は3,960円、ナイト会員とホリデー会員が5,060円、子供スイミングスクールの町内の方が5,440円、町外の方が5,760円、ジュニアダンススクールは4,950円となっています。

プールの都度利用料では、高校生以上が620円、小・中学生が310円、65歳以上の方と高校生以上の障がい者の方は310円、小・中学生の障がい者の方は150円となっています。また、マシンジムは、大人520円、高校生410円、65歳以上の方と高校生以上の障がい者の方は200円となっています。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今これ再質問するんですけれども、聞いた中で、やっぱり料金のばらつきというのがすごく激しいなというのが感想なんです。一番高いのが多目的運動場で、野球場の照明が30分で3千円。野球って30分で終わらないですよ。何か私も詳しくないけれども、2時間とかすることを思ったら1万2千円、利用料も合わせたらすごく高いですよ。それに対して、石川スポーツ公園は無料ということなんです。利用されている方の分析というのが、かなんぴあの場合やったら料金設定があるからそれで分かるけれども、ほかの場合って、誰が、どう

いう人たちが利用されているとか、町民ニーズにちゃんと合っているかというのは分析できていますか。分析できていたらお答えください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、野球場のナイターの照明の費用ですけれども、電気代として、かなり費用がかかりますので、その辺のところで料金の設定が3千円ぐらいとなっております。

また、それぞれの施設の利用の実態としましては、野球場については、野球をされるシニアとか、そういう野球をされている方、また、夜においても、また野球を大人の方もされておりまして、テニスコートはテニスをする方、またクラブの方もおられます。中学校においてもクラブ活動でテニスコートのほうは使っております。

また、石川スポーツ公園においても、またそういう形で野球をされる方が利用されているということになります。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

単純な疑問なんですけど、スポーツ公園は無料で、野球場がすごく高いというのは、何らか理由があるんですか。今、シニアというのは、普通に言葉どおり捉えたら高齢者という意味やねんけれども、多分この場合、野球の人、シニアってどういう意味でシニアと言うてるんか分かれへんねんけれども、これ、何でこんなに違いがあるんかというって答えられますか。無料と、片や2時間やったら1万円以上。学生に配慮しての結果なのか、住民の動向をチェックしての結果なのか、何なのか教えてください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

石川スポーツ公園につきましては、石川の河川敷沿いにあります。これは、施設としましては、府というか、国の施設でもありますので、使用料を徴収することは難しいというふうになっております。そういうふうなことから、使用料は無料となっております。

ほかの施設については、町有の施設ということで、それぞれ利用料金、使用料のほうを設

定しております。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

2項目目の質問なんですけれども、ちょっと今のもよく説明として納得できる説明ではなかったですね。この質問を何でしようかなと思ったのは、学生フレンドリーなまちづくりの一環として、学生料金が実態に即した料金設定をしてほしいというところなんです。今、近い学生がヨーロッパの大学に通っているんですけれども、欧米では教育がぜいたく品じゃないというところで、学費は海外の人は高かったりもするけれども、寮費とか、学食とか、スポーツ施設、文化施設というのは、必ずユース料金が設定されていて、運動や芸術的な活動の促進になっています。

一方、河南町では、こういうちょっとよく分からない料金設定、学生に特化したものでもなければ、誰に配慮したのかよく分からない料金設定の上に、私、住民から声があったのが、バスケット部所属の中学生が集まって自主的にバスケの練習をしようとしても、大人と同じ料金で、お小遣いを出し合って練習をしていると。このあたりが、やっぱりちょっと考え方が違うんじゃないかというところなんです。

今、田村部長に答えていただいたように、かなんぴあの場合でいったら、高校生の利用がプールでは0.7%、マシジムでは2.33%と、高校生料金、中学生料金というのを設定したとしても、そんなに大きな河南町に対しては打撃にはならないんです。国の施設やからただやねんというんやったら、みんなこっちへ行きますよね。じゃ、何でこっちの多目的広場をこんなに高くするのという。全然全体的にバランスが取れていないような料金設定というのを、学割だけではなくて、それぞれの状況に合わせた料金の設定というのを改めて考える時期かなと思います。どうでしょうか。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町立体育施設の使用料については、子供たちのスポーツ活動のより一層の推進・振興を図るため、中学校のクラブ活動等学校行事で使用する際は使用料を免除するとともに、町スポーツ少年団の所属団体が練習で使用する場合は5割減額としております。また、総合体育館

のアリーナを共用で使用する場合についても、児童・生徒の使用料は大人料金の半額としております。

議員仰せの施設の学割とか、それぞれの状況に応じた使用料については、子供たちのスポーツ活動のより一層の推進・振興を図るためにも、近隣市町村の状況とか児童・生徒の使用状況を把握しまして研究してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ちなみにお聞きしますが、近隣の自治体では、こういったスポーツ施設、また、この間、話に出てきた富田林市のプールやったかな、あれは子供料金がありましたよね、ああいったもので一般的には子供料金のほかに割引料金というのを設定されているのかどうか、お聞きします。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

今現在、確認したところ、太子町のほうで、学生割引というんですか、されているところを確認しております。ほかの市町村においては、まだそういうところはないんですけれども、いろんな各施設の近隣の状況もございますので、そこらを見てまた確認、研究してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

是非よろしくお願ひします。

今聞いた中でも、すごく料金設定の矛盾とか、いびつさというのがあるので、全体的な一貫性のある料金設定というのをまた改めて考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問で、教育現場についての質問をいたします。

不適切な指導とか不適切な生徒との関わりの過去の例と対応というところなんですけれども、過去に教育現場では様々な不適切な指導や生徒との関わりがありました。私の耳に入っているだけでも枚挙にいとまがないほどです。こういう事例を耳にしたら、教・育部長に相

談して、事実を調査して対応というのが流れになっていますが、いつもいつも場当たりの対応であって、根本的にこういう問題がなくなるというような対応をしていただいたことがないですし、問題視すらされずに保護者と生徒が泣き寝入りした事例も多々あります。

これは、私が聞いた範囲では、やっぱり事後数年たってから、実はあのときこんなことがあってな、希絵、ちょっと聞いてくれるかということで、言うんです。やっぱりこういうことを言うことに、すごく近い友達の私にすら、すごくためらうというような、何か閉鎖的な空気が学校にあるんやなというのをこういう相談を受けるたびにいつも感じるんですけども、まず聞きたいのは、教育委員会として、先生の生徒への指導や対応に問題があったときに、どうやって把握するのか、その仕組みがどうなっているのか。また、過去5年間でどのような事例を把握しているのか。そして、それらへはどのように対応したのか。1年ごとの発生件数も併せて教えてください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

生徒指導についてのご質問ですが、生徒指導とは、児童・生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことです。また、児童・生徒の教育上必要があると認められるときに、児童・生徒を叱責したりすることもあります。それらは、学校における教育目的を達成するために教育的配慮の下に行わなければなりません。

令和4年12月に、12年ぶりとなる生徒指導提要の改訂がされ、その中で初めて「不適切な指導」となり得る行為の例示が盛り込まれました。例として、「大声でどなる、物をたたく・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する」「児童・生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する」といったものが挙げられております。

先ほど申し上げましたとおり、叱責等は、教育的配慮の下、適切に行われなければなりません。こうした不適切な指導となり得る行為や関わりは、本町においても生じております。教育委員会としまして、事案発生時に学校からの報告を受けて把握しております。

事例の概要等は、児童・生徒の特定につながりかねず、明らかにできませんが、不適切な指導や生徒との関わりについて、個々の事例に丁寧に向き合い、各学校長から当該教員に指導及び研修を行い、また、教育委員会として厳重な注意等の対応をしております。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

個別の事例、個人を特定することができないので、個別には答えられないということなんですけれども、要は学校から報告を受けているだけでいいのかというところですよ。密室で起こった場合とか、学校が教育委員会に報告していない場合、また、生徒自身、学校自体もそのことを把握していない場合があるというところで、すごく閉鎖的な中で生徒が我慢するしかないような状況が起こり得ると。実際起こってきたというところに問題があるのかなと思います。

本当に今まで私、保護者さんとか生徒本人からいろんな相談を受けてきたんです。数か月前には、見ていただいたように先生が生徒を本当に強い言葉で叱責をもう超えて罵倒すると。「おまえ、こら、何や、どない思てんねん」と、すごく大声でどなりつけていると。学校でやっているにもかかわらず、役場にまで聞こえてきて、びっくりした私が見に行ったというようなこともありました。

そのときの先生が、直接、その言葉は適切ですかということと言うと「何かこんなふうに見られて何やかんや言われるんやったら、そんな嫌やから中へ入って続きやるわ」とおっしゃっていたんです。生徒からしたら、さらなる恐怖でしかなくて、適切な指導とはとても言えない状況です。

いじめの調査にしても、そのほかの調査においても、先生からのこういう不適切な指導とか関わりとか、先生からのいじめというところは、件数すら報告されていないです。このことを調査するに当たって、情報開示請求、文書を開示することを請求していたんですけれども、こういう情報が欲しいと言ったけれども、そういうのはないと。件数が、やっているのとか、中身がどうかというのは、ないということを言われたんです。情報すらない中では、場当たりの対処して終わるしかないというのが今までの流れで、これやったら学校としても教育委員会としても経験が積み重なっていかないので、いつまでたっても生徒のための学校運営というのにはならないと思います。

過去にも申し上げたんですけれども、不登校の理由を調査したときに、学校側、学校がする調査では、不登校の理由に、教員との関係や、学校の決まりや、校則という学校側の問題を挙げた生徒というのが、教員との関係やったら2.2%、学校の決まりや校則やったら3.5%というところだったんですけれども、改めてNHKがオープンに調査したら、それぞれ23%と21%、約10倍ほどのずれがあったんです。もちろん、どちらにどういう調査をした、どう

いう方法で調査をしたというところまでは見えてこないもので、信憑性がどちらにあるというのは分からないんですけれども、そのほかの項目であったら、そこまで大きな乖離はなかったというところで、やっぱり学校の先生が見る調査に、この先生が嫌いやからとか、校則がもう嫌やねんとか、そういうことが書きにくいというのは、容易に想像ができることです。

これを問題視して、先生が介入しない第三者による問題把握や解決の仕組み化を求めてきたんですけれども、先生による不適切な生徒との関わりにおいても、LINE相談窓口をつくるなりして、場当たりのではない根本的に発生しないような対応を考えてほしいですし、ちゃんと記録を残して経験を積み重ねていってほしいですが、そのあたりの考えはどうでしょうか。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

児童・生徒の悩みを把握するために、「心のアンケート」を実施していますが、議員がおっしゃるように、学校側からの調査はお答えしにくい点もあると思います。この点については、先生や学校には答えにくいという児童・生徒に選択肢を広げるため、学校だよりや校内掲示等によりまして、大阪府の教育センターの電話相談やLINE相談といった学校以外の第三者による相談窓口を周知しております。

また、この4月からですけれども、教育委員会では毎月、各小中学校、各園を教育長、教・育部長、指導主事、教育課長、こども1ばん課長が訪問いたしまして、児童や生徒、園児の様子を見るようにしております。休み時間には児童や生徒にも声かけをしております。

さらに、今年度より、いじめ問題や不登校児童・生徒への対応、ハラスメント等の各学校園が抱える諸問題への対応のため、スクールロイヤー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、専門家を交えた学校支援チームの設置を検討しており、教員の不適切な指導等の再発防止に向けて、より一層取り組んでまいります。

また、記録につきましても、学校から報告を受けた事案については、教育委員会において保存しております。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

大阪府にLINE相談窓口があるよということをおっしゃっていただいたんですけれども、

実際これが活用されている事例というのがほとんどないというふうに聞いたんです。大阪府が、このLINE相談で子供の悩みというのを聞いた後に、それが先生とか学校の問題やった場合に、どうやって教育委員会に連絡が来るのか、今まで来た実績があるのかということをお伺いします。

また、この4月から、すごく谷部長が頑張ってくださっていて、4月の一番初めに、子供に信頼される教育委員会になってくださいということをお申し上げたんです。そしたら、こういうふうに毎月学校を訪問するであるとか、何らかのグループをつくるということで対応していただいたんですけれども、本当に今まで第三者機関で国がつくれと言ったからつくった機関とかが、何ぼ言うても機能するような形にはならなかったというところで、設置するときも、私一人反対していたんですけれども、これやったら別に子供のためにならへんやんかということをおっしゃっていたんですけれども、今度こそちゃんと子供のためになる機関にしてほしいんですけれども、そのあたり、希望が持てる、今までのものとの違いというのがどういふものなのかということもお答えください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、LINE相談についてですけれども、大阪府とか、そういうところに相談がありましたら、事例によっては教育委員会のほうに来ますので、それについて対応はしていくということになります。

また、今回、今年度から始めます学校支援チームなんですけれども、これは町独自の支援チームでございまして、国とか府が決められたものでなしに、やはり今、不登校とか、いじめ、いろんな問題がございまして、学校の中に起きているいろんな諸課題を解決するために町独自でやっていこうというような仕組みになります。

子供たちに寄り添った、そういうような支援チームになりたいと思いますので、今後とも頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

もちろん十分もうこれで安心して学校教育現場が変わるんやというふうには思わないです

けれども、本当にオープンな学校運営にする第一歩であるというふうにはすごく思って、期待をしまして、これだけで終わるのではなくて、積み重ねていって、子供ってどういうことをふだん考えているのかというところに着目するように取り組んでいただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、災害対策なんですけれども、先ほど力武議員も同じように質問されていたんですけども、今年6月に大雨、8月に台風と、2度も災害がありました。過去に何度も崩れたところとか、その周辺が再度崩れたというところもあって、一回崩れたところは、やっぱり崩れやすいエリアとして一つずつ崩れ防止の対応というのを丁寧にやっていかないといけないなと思ったんですけども、そのあたり考えはどうでしょうか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

6月2日の大雨による被害の状況ですけれども、総数が48か所あり、そのうち、のり面崩壊などの土砂災害が26件、うち道路への土砂崩れが8件ございました。8月15日の台風による被害の状況は、総数で15か所ありましたが、土砂災害の報告はありませんでした。

土砂災害の危険性が高く、住民の生命または身体に被害が生ずるおそれがある区域を土砂災害警戒区域とし、それ以上の被害が想定される区域を土砂災害特別警戒区域として災害ハザードマップへ表示し、住民の皆さんに配布させていただいております。また、各地域では、過去に発生した被害箇所を記載した地域版ハザードマップを地域住民と共同により町内17地区で作成をしております。

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域では、大阪府の急傾斜地崩壊防止工事により順次整備を進めていただいておりますが、引き続き大阪府に早期の事業完了に向けて要望してまいります。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

要は、町でできることも少ないから、大阪府にちょっとどうにかしてよというふうに言っていくということなんですよ。

一回崩れたところで、まさにその場所じゃないけれども、同じエリアの違うところが崩れたというのが、今回すごく目立ったなと思っております。一回崩れたところを一時的に道路

をきれいにしても、住民は不安やと思うし、やっぱり崩れやすいので、そのあたりは大阪府に、要望でも何でもいいので、対応していただけたらなと思っております。

次、発生後の対応なんですけれども、河南町災害タイムラインがつくられています。災害を想定した様々な訓練が行われているんですけれども、災害時にそれらが実際に役に立っているのかどうかというのをお聞きしたいです。

高槻市では、大阪北部地震をきっかけに防災の方向転換を行いました。防災訓練も市内の42か所で、風水害や土砂災害を想定して、それぞれにつくられているコミュニティタイムラインに沿って行動するとか、より実際の災害に近い形で訓練が行われていると聞きました。それによって防災力の向上を図っているということです。

私たち議員も毎年参加させてもらっているんですけれども、河南町の防災訓練も、地震発生時に取るべき行動を知るところで、有意義なものだとは思いますが、最近では地震よりも風水害や土砂災害が身近になってきており、防災訓練の在り方も、より実態に近い形にと考える時期が来ているように思いますが、町ではどのように考えておりますか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

現在、本町では「自ら災害に備えて、我が身とまちを守る」をテーマに、防災意識の高揚と自主防災組織及び防災関係機関等の連携強化や災害対応能力の向上を目的として防災訓練を実施しております。

町防災訓練におきましては、台風接近に伴い豪雨による大雨警報が発令され、低地においては一部内水氾濫が発生し、また最大震度6強以上の地震に見舞われ、町内各所において大きな被害が発生したことを想定し、障害物除去、避難誘導、自衛隊や消防署の救助訓練等を行い、災害に備えております。

この訓練では、自主防災組織、消防団等の住民参加を中心に、各関係機関の協力を得て、自助力・共助力の強化する防災訓練としております。

本町でも、議員仰せの高槻市で実施されている訓練と同様に、各自主防災組織単位では、その地区に即した形で台風や大雨による避難訓練などを実施している地区もあります。今後は、これらの取組を全地区に広げるため、コミュニティタイムラインの作成も含め進めてまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

よろしく申し上げます。

次に、避難所の運営なんですけれども、8月15日の台風のときに農村改善センターで避難所が開設されました。それはいつもどおりです。今回は5人ほどの住民達が避難されていたんですけれども、私が様子を見に行ったときに、足の不自由な方が避難されていらっしゃるみたいで、床に座ったら立ち上がられへんから椅子に座って一晩明かしたということをおっしゃっていたんです。

台風とか大雨とかの被害のタイミングが予想できるような災害では、避難するときに必要なものを持参して避難してもらおうというのが基本というのは、私も同じ考えですし、それは理解をしています。でも、今回の住民のように足が不自由とかの場合で、ベッドが必須な人がいるんですけれども、ベッドを持って避難するというのは、今、幾ら軽いエアベッドとかがあっても、足が不自由な場合は非現実的だと思います。

対応できる状況であればという前提がつくんですけれども、今回のように避難されている人数が少ないような場合であったら、住民のニーズに合った備蓄品というのを使ってほしいです。河南町には、たしか段ボールベッドの備蓄もあったはずなんですけれども、それとこの方のマッチングができなかったというところで、是非。言いにくかったのか何なのか分からないんですけれども、町長が来たときにはよう言わなかったと、その方はおっしゃっていたんですけれども、何か要りますかと聞いて回るのも違うとは思いますが、様子を見て、何かちょっとこの人しんどそうやなとかいうようなタイミングでは、そういう声かけをするということも大事なかなと思います。

それとともに、こういった方が増えてきますので、マイタイムラインの作成とか、避難所に持っていく物を平時にリスト化しておくというようなことも、住民の皆さんに普及していく必要があると思いますが、そのあたり考えはどうでしょうか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

避難所につきましては、災害時等において住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらには一時的に生活する施設として、重要な役割を果たしております。

特に、障がい者や高齢者、乳幼児、妊産婦等にとっては、急激な生活変化となることから、

支援に当たっては十分配慮する必要があります。

また、避難者一人一人の人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を持ち、配慮するように努める必要があります。

議員仰せの指定避難所に避難されている方のニーズに対しましては、町の備蓄品で対応できるものについては提供してまいります。また、避難所に避難される際には、町で配布している非常時持ち出し用防災リュックをご活用いただき、必要なものを持参の上、避難していただきたいと考えております。

加えて、災害ハザードマップを全戸に配布し、最終裏面にあるマイタイムラインの作成を呼びかけております。さらに、地域版コミュニティタイムライン作成時にもマイタイムラインの作成を呼びかけ、持ち物などのリストアップもできるようにしており、この取組を全地区へ広げていきたいと考えております。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。珍しく言ったことが全部かなえていただいて、ありがとうございます。

次、生活保護の質問に移っていきます。

生活保護を実は河南町では申請を受け付けていないというところで、なかなか私たちのところには、その実態というのが分かりにくかったので、それも含めて分かるようによろしくお願いします。

生活保護、河南町には何人ぐらいいらっしゃるのか。対象世帯が受けている減免などの公共サービスもあれば教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健医療福祉センター長（田村夕香）

令和5年4月1日現在の本町の被保護者世帯は53世帯、人数では58人で、令和元年度以降ほぼ横ばいで推移しております。

生活保護は、生活保護法第1条に規定する最低限度の生活保障及び自立助長を目的として、補足性の原理により、自分の利用できる資産、能力などを活用してもなお生活できない場合に行われます。原則、金銭により、世帯の総収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分

が給付されます。また、基本となる生活扶助や医療扶助のほか、世帯の状況に応じて、義務教育の教育扶助、介護扶助、高校就学費等の生業扶助などがございます。

手続きにつきましては、町を経由するか、または直接大阪府富田林子ども家庭センターに申請いただきますと、子ども家庭センターの職員が生活実態や収入の状況、資産状況、稼働の能力、働く力ですね、あと扶養義務者の確認などを行い、生活保護の可否を判定し、決定または却下されることとなります。

なお、本年10月に生活扶助の基準額の、これは5年ごとになるんですけども、改定がございまして、世帯類型や級地によりますが、最大11.1%の増となり、また本来減額となる場合でも当面2年間は現行の基準額が保障されます。

減免などのサービスでございしますが、健康福祉部の一例を申し上げますと、障がい者児の自立支援給付、日常生活用具給付、補装具の交付・修理などのサービスや、乳がん・子宮頸がん、胃がんなどの検診、高齢者インフルエンザの予防接種などは、自己負担がなく受けていただけます。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今、生活保護を受けておられる世帯が53世帯で、人数が58人ということをお答えいただきました。それとともに、様々な減免とか公共サービスがあるということもおっしゃっていただいたんですけども、水道料金に関して聞きたいんです。

この間、水道料金の勉強会で聞いたんですけども、以前は生活保護世帯には、基本料金だけやけれども、減免制度があったと。だけど、企業団に統合したときに、企業団にその規定がないから、自動的ではないのかもしれないけれども、検討した結果、減免がなくなったということをお聞いたんです。いろんな市町村の議員が集まる勉強会で、先に統合した自治体として、この辺がどうなったのかというのがすごく大きな関心事やったんです。生活保護世帯ではない世帯に対しても、水道料金というのは企業団に統合してから値上げがあつて、大きな負担になっているんですけども、生活保護を受給している世帯にとっての負担感というのは、それ以上だと思うんです。

検討した結果なくしたというところは分かるんですけども、それでもやっぱりこの物価高の中では、町独自でも何らかの減免を考える必要があるんじゃないかと思いますが、考え

はどうでしょうか。

○議長（大門晶子）

間もなく正午になります。佐々木議員の質問が終わるまで会議を続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。

では、答弁をお願いいたします。

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健医療福祉センター長（田村夕香）

生活保護制度上、生活扶助費は衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものとされており、保護費の生活扶助基準の中に光熱水費などを含むものとして給付されております。

光熱水費などは公共料金に含まれます。一般的に電気・ガス・水道事業者などが独自に減免するものです。生活保護の制度上、そのような公共料金が保護費の中に含まれるという観点から、何らかの助成を行うことは難しいと考えます。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

最後、町長に聞きたいんですけども、生活保護費の中に光熱費を含むというのは、統合するずっと前から含まれているはずなんです。生活扶助費の基準、生活扶助基準というのを調べたら、一番遡って1980年代にはもう既にあった。それでも町はずっと2020年代まで同時並行でも給付してきたということがあるんです。この説明がつかないですし、そもそも、これ自体、58の方が生活保護を受けておられるにもかかわらず、河南町のほうで申請していただくという努力をせずに、大体5人ぐらいしか減免を受けておられなかった、ずっと、ということも聞きました。これはやっぱり町の努力不足であるし、生活が大変な人への給付があるということを知らせる義務があったんじゃないかと思うんです。

聞いたときに、すごい不誠実なやり方をしてたんやな、河南町はというふうに思ったんですけども、このあたりは町長はどのように捉えておられますか。不誠実なやり方やったと思ったから、もうなくしてしまおうという大胆なことに出たのか何なのか。最後お伺いして、私の質問を終わります。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

水道料金の町が経営している段階では、そういう減免制度があったというふうに聞き及んでいます。その中で、今、議員がおっしゃっていましたように、その制度を利用している。あくまで申請主義と伺っております。申請していただいているということだと思います。したがって、扶助というよりも助成、支援というような、そんな考え方で説明できたものではないかなと思っています。

ただ、そのお知らせというんですか、そういうふうなところでは、少し行き届かなかった点があったのかなというのは、反省すべき点はあったと思いますが、そういう支援という意味でいくと、生活保護世帯には、当然ながら生活扶助として、そういうようなものが含まれているという以上、一般の方とのバランス、均衡を取るという意味においては、今、水道料金の基本料金の減免というか、支援については、その中で含まれるということで、必要はないかなという判断をします。

ただ、いろんな物価高騰とか今の社会経済情勢に対する支援というのは、住民全部に対して行うというところで考えておりますので、そこについては、やはり国のほうでもいろいろこれから経済対策等々物価対策が打ち出されるというような報道もございますので、その点も踏まえて今の物価高に対して対応していきたいと、このように考えています。

○議長（大門晶子）

佐々木議員の質問が終わりました。

休 憩（午後0時03分）

~~~~~

再 開（午後0時58分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

7番、リベラルの会、廣谷武。一般質問を行います。

まず、不登校について。

夏休み明けに一番不登校が多くなるというようなこと、生活のリズムが変わったり、無気力型がまたそれを出してきたりというようなことで、河南町は、不登校はないような気がしますんやけれども、河南町の現状、不登校ほどのぐらいか。ないにこしたことはありませんけれども、それをまずお尋ねします。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

不登校の児童生徒の現状についてですが、まず、不登校とは、文部科学省による定義では、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者」となっております。

本町の小・中学校での不登校になっております児童生徒は、令和元年度が6人、令和2年度が13人、令和3年度が17人、令和4年度が19人となっており、国全体や府の動向と同様に増加の傾向にあります。

文部科学省では、コロナ禍による生活環境の変化でリズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことも背景として考えられると分析されております。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

19人、これは少ないようで多い数だと思いますけれども、この19人、年々増えていくというのが現状と言っていましたけれども、不登校によって様々な要因もございます。一番問題がいじめとか。不登校30日以内、不登校予備軍というのが、この中で3倍いてると言われていますよね。3倍というたら60人近く。その中で、まだ登校拒否というのがございますわね。登校拒否は、サボりとか、ゲームセンターへ行ったりとか、商店街でいろいろ、そういうところは河南町にはありませんわね、たむろするところが。

そういった中で、数もまだ少ないのかなと思われましてけれども、不登校で、この河南町で、そういう人数がいてる。年々増える。5校から2校に小学校が統合し、少ない生徒数でやっていたけれども、いろいろ教育に問題がある。また寄ったら寄ったで、そういうことで不登

校は増えてくるというような弊害もありますね。中学校も1校ということで。

その中で、不登校によって、その対策はどうなっているのか教えてください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

不登校児童生徒への対策としましては、令和元年10月25日付、文部科学省からの「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、支援の視点として、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があります。児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することにも留意することとされております。

このような観点から、本町では、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、児童生徒や保護者などと連携を取りながら、個に応じた支援を行っております。

また、平成29年度から教育支援センター、ほこすぎルームを設置しまして、不登校児童生徒の入級を受け入れ、学習支援や社会自立に向けて支援を行っているところであります。

さらに、本年度から教育支援センターの開設時間を拡充、12時までであったものを14時45分までとするとともに、学校に支援員を派遣し、校内での居場所づくりを行う出張型教育支援センターを試行的に取り組んでおります。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろやっているということなんですけれども、ここで教育長にお尋ねしたいんです。

いろいろこれは決まりでやっているということなんですけれども、登校拒否とその予備軍というような対策もいろいろ考えなければならないと思いますけれども、ほこすぎルームとかいうのは、どこかの校長が、自分のところの子供が登校拒否になって、校長になられたときに、これは学校に居場所をつくるためにやったのが始まり。まあ経験者ですわね。経験者の意見が一番早い。そういう方が校長になられたら一番早い。

教育長は、校長になって、また教育長になられましたので、そういう面も気をつけて抜本的な対策をやってほしいというようなことを思いますけれども、まず、それは経験者から話

を聞いて、不登校の人から話を聞く。そして、いろんな対策を打つ。その中で、不登校にも種類があって、予備軍があれば、登校拒否もあるというようなことで、全ての人数を入れると相当な人数になる。それをどう指導していくかというのは、やっぱり教育長の手腕にかかると思っていますので、それはどうですか。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今、議員からお尋ねがありました。まず、先ほど部長のほうから、不登校の原因等について、いろいろあるということはお話しさせていただきました。

確かに、おっしゃるように、例えば人間関係で悩みがあるであるとか、あるいは無気力、自分は何をやっていいのかがよく分からないとか、あるいは漠然と何とも朝起きにくいとか、様々理由があると思います。個々によっては、一つだけではない、複数絡み合っているというケースが、私が現場におるときでも、これだけが原因でというよりかは、そこに付随するようなことがたくさんあった事例のほうが多かったです。それにどう対応していくのか。この数字に表れている以外の子供たちというのも当然学校にあります。

おっしゃるように、不登校というのは年間30日ですから、例えば28日とか27日であれば、その中の数字にはカウントされない。だけど、27日も30日も捉えとしては同じというふうに思っていますので、やはりそれをどう把握してと。一つの方法は、日頃からの子供の観察。様々な関わりがありますので、例えば学級担任、あるいは管理職もそうですね、いろんな声かけをしながらであるとか、気づきがあれば、共有する。何か違う変化があれば、共有する。保護者の方にも尋ねる。そういう形で、その数字に表れているもの、あるいは表れていないものも含めて把握をしながら、やはり一つ一つ個別に対応していくことが大事ではないかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

その点、細やかな気遣いで、人を見る目を養って、教員もそうですし、教育委員会もそう。どの程度のことを考えているかというのを、一番手っ取り早いのが会話というのがありますので、会話を重視して、そういったことを進めていただきたい。そういうようなことを思い

ます。

今後ですね、対策も今後もよう変わらんねんけれども、もう一度、子供を今後どういうところから見てね、ちょっとお答え願えますか。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

不登校児童生徒への今後の対策としましては、平成29年2月14日に施行されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律では、教育基本法及び児童の権利に関する条例等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的としております。

町では、不登校児童等に対しましては、GIGAスクール構想による1人1台端末、パソコンを用いまして、個別対応として、一部であります、授業のライブ配信を行っております。

また、先ほど試行的な取組としてお話ししましたが、国において、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境整備として、校内教育支援センターの設置の必要性が示されており、今後、教室の整備や支援員に係る経費の補助に係る国の動向にも注視してまいりたいと考えています。

さらに、不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制に加え、いじめ問題や不登校の児童生徒への対応、ハラスメント等学校園が抱える諸問題への対応のため、スクールロイヤー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を交えた学校支援チームの設置も検討しております。

教育委員会としましては、学校現場とともに、不登校児童生徒がフリースクール等や教育支援センターなどの学校外の機関で指導を受ける場合は、当該フリースクール等と情報共有、連携を図るとともに、児童生徒並びに保護者の意思を尊重し、さらに信頼関係も構築しながら、個々の状況に応じた必要な支援を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ付け加えて言っていただき、ありがとうございます。

2017年に教育機会確保法というのができました。その中で、豊かな学校生活、教育を受けられる環境を確保する。不登校の状況に応じた支援をする。もう一つは、不登校で学習できる環境の整備をするというのが入っております。そこで、教育委員会、学校とフリースクールで話し合いをする、いろいろそういう関係団体と連携していくというのを文章で、これは削除されましたけれども、文章を削除したけれども、それを基にやってくれということが、また言われていますよね。

そんな中で、河南町でフリースクールといろいろ連携して話をした事例があるのか、経済的な支援ですね。不登校の生徒に対しての経済的な支援もやりなさいということをやっていますので、2017年から法律ができて、どのようなことをやったのか。教育長、具体例があったらお教えください。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今の議員の問いでいうと、これは私が現場におったときの事例対応の一つとして、確かにフリースクール等、要は学校外の居場所という意味では、先ほども出ています学校教育支援センターという公的な部分もありますし、そこを活用している児童もいていました。また、公的な部分でないフリースクール等というところで、居場所として活用している子供もいました。

当然、そこのお考えであるとかということもあって、自分の対応ですけれども、そのときは学校へ来ていただいたような形ですが、そこでのお考えであるとかということを経験したり、子供は変わりませんので、どういう子供、不登校であったとしても、子供は一人ですので、どこでいようが、学校にいようが、フリースクールにいようが、ほこすぎにいようが、その子は一人ですので、当然、周りの大人は、その子のことを考えれば、連携するのは当たり前だと思っています。中には、必要であれば、その場に行って、どんなことを実際されているのかということを目で見るということもさせていただいたことがあります。それ必ずするとかせえへんかということではなくて、やっぱりその子の状況であるとか、保護者の思いであるとか、その辺も併せながら対応してきたという事例はあります。

なので、大事なことは、今も申し上げたように、その子はどこにいようが一人なので、関わる大人が連携するのは、それはその子のためにやっていくべきであるなと思っていますし、



これからも、当然、今はもうそういう実態があるということもあるので、必要に応じた形で対応していくように、学校現場と共有しながら進めていきたいなど、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

この質問は、不登校の人数を減らせという質問と違います。これは、不登校の人がちゃんと社会復帰できる、また、ちゃんとした支援を行ってほしい。19名ですか、これが3倍になろうが、4倍になろうが、別に構いません、河南町で。それをちゃんとした社会復帰、ちゃんとした支援ができるような体制を取っていただきたい。そういった質問ですので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、2項目め、町・村・未来協議会というのが府からの提案であったということを聞いております。

そこで、少子高齢化で、5年、10年先、住民サービスはどないなんかというようなことを言うておりました。これは力武議員も質問されていますので、同じような質問になりますけれども、府からどういうことを言うてきているのか。府も、都構想が頓挫して、今度は市町村に回ってきたかというようなことになっていますけれども、府の未来協議会において、何をしたいのか、何を目的としたいのかということをお聞きします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

人口減少の中、府内町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、課題分析や対応方策の検討を行うため、令和2年度に大阪府と府内10町村で「町村の将来のあり方に関する勉強会」を設置いたしました。

令和4年度からは、ほかの地域に先行いたしまして、大阪府と太子町、河南町及び千早赤阪村の2町1村が共同で、町村や地域の行政課題やその対応方策について検討を行ってきました。

今後の人口・財政状況の見通しによる分析を行うとともに、専門人材の確保、公共施設の

最適配置、自主財源の確保、地域ブランドの創出など課題を洗い出し、それらに向けた取組を進めてまいりました。

これらの経過を踏まえまして、令和5年5月に大阪府総務部市町村局長、太子町長、河南町長及び千早赤阪村長を構成員とする南河内地域2町1村未来協議会を設置いたしまして、2町1村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むために、選択肢の一つとして合併についても検討するという事で立ち上げられております。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

いろいろ府の見解を述べられましたけれども、人に伝えるときは、自分の思いを一番最後に持ってくるというのが、文章の昔からの江戸時代からの常套手段でございますので、この最後のところが選択肢の一つに合併もあり得るといようなことで収めた場合は、これが一番の課題というのが文章で当たり前の話なんです。合併を念頭に入れて、この会は発足したといようなことをこれは読み取れるわけでございます。

そこで、合併、合併と言うても、町村、千早赤阪村も太子町も、今まで違うような行政手法でやっていますので、ちょっと聞きたいのは、合併に対して、合併協議会で短くて何年ぐらいで本当に協議が進むのか。4年でできるのか。4年でやったら、もう今の人みんな関係ないから、後を任したらいいんですけども、合併協議会でいろいろな自治体でいろいろ協議するのに最低何年かかるか、町長、まず教えてほしいんです。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

合併に関する協議において、どのぐらいの期間が必要かということにつきましては、それは一概にお答えする部分には今のところはございません。

平成の大合併の場合は、合併の法律の中で特例期限が設けられておりましたので、その期限までにいろんなところで協議が重ねられておりました。ただ、今回のこの話につきましては、今のところそういった期限等もございませんので、当然、合併の協議をするに当たっては、合併は選択肢のあくまでも一つなんで、それが前提というわけではございませんが、いろんなところでの協議には時間を要するだろうというふうには思います。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

3年かかるというのが常套な時間だと思いますけれども、これは府の見解を聞いたときに、選択肢はこちらですので、こちらは選択肢の一つで合併という問題を言っていますけれども、府の意図としては、合併を目指して、この協議会を発足したということになっていますよね、大体が、読み取れるのは。その中でも、いろいろありますけれども、住民サービス何やかんや、これ、みんな今、府からの権限移譲で124か何ぼか下りてきて、また、河南町、太子町、千早赤阪村で共同で行っている事業もたくさんございます。ほんで、今は町の施設も、富田林市も河南町も太子町も千早赤阪村も皆、借りられるというようなシステムになっていますよね。

そこで、この未来協議会の今後どういうふうな形になるか、ちょっと教えてくださいか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

2町1村未来協議会で協議しておりますのが、協力して共同で進められることにつきましては、どんどん共同で進めていこうと。できることから取り組んでいきたいと思いますという内容では進めております。

ただ、共同で実施するに当たっても、何が一番最適であるかとかいうのも含めた上での話となつてございますので、先ほども言いましたように、合併ありきではなくて、選択肢の一つとして協議はしておりますけれども、共同で実施できるものについては逐一共同で実施していこうという内容で協議をしております。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

そこで、いろいろありますけれども、町が抱える様々な課題を抽出して話し合うのが協議会ですね。ちょうど今、町が抱える様々な課題というのが金剛バスです。

オブザーバーで富田林市も来ているということで、金剛バスの依存率、河南町が一番大き

い。千早赤阪村は金剛山から小吹台から南海バスが入っています。太子町は、上ノ太子の近鉄の駅があって、そこからもう大分行っています。依存率でいうたら、河南町が一番金剛バスの依存率が高い。2町1村1市が足並みそろえてというわけにもいきませんわね、依存率でいうたら。本当に河南町は、いろいろ皆に提案して進めていく。最終バスも時間をもっと遅くしてほしいというような意見も今もらいましたしね。

そんな中で、金剛バスを本当に、富田林市やったら河南町を通った後に乗せていったらええだけの話で、いろいろ言っていますけれども、足並みそろえ、足並みそろえという声が聞こえてくる。何か言うたら足並みそろえと言うてるとか、いろいろありますけれども、依存率を考えたら、そんなん言うている場合と違いますわ、河南町は。一番依存しているところで、それをよそで出方を見て、任せて乗っかるというような、そんなんしょうもないことを考えやんと。町が抱える様々な課題の一番だと思いますけれども、今、協議会で協議するの。先頭に立って金剛バスの代替でいろいろ言うのは河南町長の役目と違いますか、これ。どうですか、依存率を考えたら。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

3町村の未来協議会におきましては、当然、広域連携、それから、これから市町村の在り方がどうなるべきかというのは議論しております。

ただ、金剛バスについては特に議論しておりません。特に、今、答弁を持ち合わせておりませんので、お答えは控えさせていただきます。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いや、これは一番大事なところ、みんな聞いてはるのに、ちょっとぐらい答えても。

だから、未来協議会に対して、これは今出てきた課題やから、未来協議会のときにはそんなん出てこなかったというのは分かりますよ。だから、これ、町長の考えはと書いているのに、考えはどうですか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

未来協議会に当たっては、当然3町村の共通した課題解決に向けて、いろいろ協議しております。その中で、広域化を進める必要性、それから、どのようなものの事務の共通化をしていくとか、そういうような点について協議し、その中で、やっぱり人口減少の中で、町村がどういうふうになっていくかというのを議論した上で、最終的にどういう形がいいのか、その一つとして当然合併というものがありますよというところで議論しておりますので、その議論は進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

金剛バスのことをいろいろ皆言わはると思うけれども、依存率を考えてくれたら、一番人口的に河南町全域、全人口が依存してきたというのがございます、100年ぐらい。そういう中で、いろいろ利用者数も考えて、また旧村のほうのバス停も考えて、河南町が中心になって話を進めるというようなことを願っておきます。

そやないと、いつまでたっても富田林市や千早赤阪村や太子町が足並みそろえてやるというわけにもいきません。そやから、その点よく考えていただいて、未来協議会にもそういったことを提案して、河南町が主となって、依存率が一番大きいので、次の会議でもよろしいので、是非やっていただきたい。

3番目に入ります。

物価高騰によって、国ではいろいろな支援を行っています。まだまだ支援が足りないから、ああやこうやってあちこちやっています。河南町自身も、カナちゃんコインもやっていただいておりますけれども、今の現状だけお教え願えますか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

国のほうでは、物価高騰が続く中、ガソリンなどの燃料油の高騰対策や電気や都市ガス料金の激変緩和措置については、9月末までの支援を引き続き継続することとしております。

また、府でも物価高騰対策といたしまして、子育て世帯への食糧支援、LPガス利用者への支援、農業者等への支援及びトラック運送事業者や公共交通事業者への支援を行っております。

本町では、6月補正において、低所得世帯支援給付金給付事業といたしまして3万円の給付、子育て世帯生活支援特別給付金として児童手当受給世帯へ5万円の給付や、農業者に対しては肥料価格高騰緊急対策支援金の給付を行っております。

また、地域通貨のカナちゃんコインを活用し、8月、9月はキャッシュバック20%のキャンペーンを実施し、生活者支援と事業所支援を図っております。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

現状は今のようなお答えをもらいましたけれども、今後、年末に向けて、いろいろやっていただきたい。今やっとカナちゃんコインもちょっと普及してきた、あの5千円について。利用率もすぐ分かるかと思えますけれども、そういった中で、今後、どういうふうなことを考えているのか、もっと大きなことを考えているのか、年末に向けて。そういったこと、ちょっと今後をお尋ねします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

地域通貨のカナちゃんコインの20%キャッシュバックキャンペーンは9月末で終了いたしますけれども、その後の通常分についても5%キャッシュバックをするなど、取組を進めてまいります。

また、議員仰せのように、多くの出費が見込まれる年末年始につきましては、カナちゃんコインを活用した支援策を考えておりますが、具体的な方法については、これからまた検討してまいります。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

考えているということ。

カナちゃんコイン、ちょっとずつ普及してきたというのがございます。やっぱりポイントをつけたらつけるほど利用が増えるというのは、もう数字にも出ていると思います。

そこで、年末年始、ちょっと大きなことをやってほしいということになりますので、町長、予算的に、どのぐらい考えているか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

カナちゃんコイン、令和5年度、今年度当初予算とこの間の補正予算を合わせて大体1億円弱ぐらいの予算を計上させていただいているかと思います。それで9月の20%還元と、通常、一般的な決済アプリであれば0.5%なんですけれども、10倍を引き続きやって、5%をやっぺいこうと。5%をやっぺいきながら、どこかでもう一回やりますということで、その分はもともとの計画ということで進めたいと思っています。これについては、今の予算の執行状況等も見ながら考えるんですけども、今の9月と同等ぐらいは何とかやれたらなというふうに思っています。

もう一つ、今日、政府のほうで、経済対策の閣議において、総理大臣のほうから各閣僚に指示があったということで報道もされておりますけれども、経済対策を策定すると。この経済対策については、昨年の経済対策よりも少し少なくというところを考えているみたいですが、その中で、物価高騰に対して地方の交付金も盛り込むというようなことも報道されておりますので、その点も踏まえて、町としてどう対応していくかは今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

9月と同等のことを考えているという答えをもらいましたので、また、スマホを使えない方々が多々おられます、その人達にも還元、水道料金のとか、いろいろ手法は、使わない人があると思います。まだまだスマホを使えない人がたくさんおられますので、その方にも満遍なく回るようにやっていただきたい。それをお願いして終わります。

○議長（大門晶子）

要望でよろしいですね。

○7番（廣谷 武）

はい。

○議長（大門晶子）

廣谷議員の質問は終わりました。

次に、浅岡議員の発言を許します。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

議席番号8番、自民・夢・希望、浅岡正広。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、大きく分けまして4事項お伺いします。町長をはじめ理事者の皆様には、的確なご答弁をよろしくお願ひします。

さて、皆様もご承知のとおり、今月11日の報道発表により、金剛バスの全線運行廃止が報じられました。長きにわたり、本町のみならず、南河内地域全体の大切な移動手段として人々に慣れ親しまれてきた金剛バスがなくなることは、とても残念でなりません。私以上に日々通勤、通学、通院や買物などにバスを利用しておられる住民の皆様への不安は、想像以上であると思われまふ。

また、バス会社代表の会見をお聞きすると、主な原因として、利用者の慢性的な減少、運転手確保の困難などを挙げておられます。経営者の立場からすると仕方がないものと受け止めました。さらに、バス会社代表は、今まで利用していただいた方々に大変申し訳ないとの思いと同時に、今後は、府や4市町村と協力し、地域住民が困らないよう運行の継続を要請先のバス会社に申し入れていくとのことでした。

そこで、我々この4市町村の自由民主党議員団も、手をこまねいてはおれず、9月15日に地元府議の須田旭氏のお計らいにより、東大阪市にある近鉄バス本社に赴き、渡壁社長をはじめ担当部署の方々に、さらには塩川相談役の同席もかない、今後の申入れを行ってまふした。

また、9月20日には、元15選挙区加納陽之助支部長のお計らいで、ご本人、加納氏と府議の須田氏、私、浅岡の3名で、近畿運輸局に赴き、金井局長はじめ関連する部署の方々が同席の下、4市町村の今後の救済と財源などについての申入れを行いました。

今後、関係する南海バス本社への訪問も予定しております。この時期ですので、この場をお借りしての報告です。

それでは、質問に入ります。

本日1事項目、有害鳥獣による被害状況と今後の課題・対策について、3項目お伺ひします。

まず1項目め、近年の被害状況についてお聞きします。



これまで幾度となく本町の有害鳥獣による農作物への被害、また、それらによる人的被害について繰り返しお伺いしてきたところです。

そこで、まずは本町における近年の有害鳥獣による被害状況を詳しくお聞きします。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の有害鳥獣による被害状況でございますが、町が数値で把握しておりますのは、大阪府農業共済組合が認定したものでございます。

その共済金の給付対象となった水稻で見ますと、令和4年度で、イノシシによるものですが、被害件数が3件で、被害面積40a、減収量346kg、共済額は6万7,816円となっております。

なお、令和3年度におきましては、被害件数が0件となっております。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。農作物への被害は、よく分かりました。

では、人に危害を加えるといった人的被害の報告は届いていないのか、再度お聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町におけるイノシシによる人的被害につきましては、令和4年度、令和3年度とともに被害報告は入ってございません。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

近年、本町において有害鳥獣による人的被害の確認はないということで、安心はしました

が、大切に育てられた農作物への被害が出ていることは否めません。今後も猟友会をはじめ有害鳥獣捕獲隊の皆様と連携を図っていただき、被害を最小限に抑えられる対策を講じていただきますよう要望しておきます。

次に、2項目め、近隣の実態把握について伺います。

数年前から、河内長野市をはじめ千早赤阪村などで、野生の鹿出没の情報が多数寄せられています。また、猟友会からは、河内長野市と千早赤阪村の境界付近で鹿の捕獲情報も届いています。

それらを踏まえ、本町だけではなく、近隣の実態把握はどこまでできているのか、お聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪府のホームページによりますと、鹿については、近年、大阪南部、南河内・泉州地域でございますが、これにおいて隣接県から侵入したと思われる個体の目撃等が増加しており、近隣では河内長野市などで捕獲がされているようでございます。

近隣の有害鳥獣による令和4年度の被害状況でございますが、先ほどと同様に大阪府農業共済組合が認定した数字でいきますと、水稻のイノシシによる被害件数が、南河内地域では河内長野市で3件、被害面積25.1a、減収量269kg、共済額は5万2,724円、太子町で4件、被害面積67.6a、減収量は1,188kg、共済額は23万2,848円、千早赤阪村で3件、被害面積39a、減収量696kg、共済額は13万6,416円となっております、鹿による被害はございません。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

今度は近隣市町村の農作物への被害状況についての把握ができました。また、イノシシのみならず野生の鹿が出没し、実際に捕獲もされていることが分かりました。

そこで、皆様、少し想像してみてください。人の体よりも大きく、鋭い角を持った野生の鹿が、おうちの近くに突然姿を見せたときのことを。ほとんどの方が、驚き、うろたえると思います。そのような現象が実際に本町近隣で起こっていること。また、当然のことながら、

彼らは動物です。餌を求めて移動します。先ほど想像していただいたようなことが、ごく身近なところまで迫っていることを実感するとともに、担当部署におかれましては、引き続き、それらの情報収集に努めていただき、住民への正確な注意喚起を行っていただきますようお願いしておきます。

次に、3項目め、鹿・熊に対する具体的な対策について伺います。

先ほど来、鹿についてお聞きしてきましたが、全国的に野生の熊による被害が過去最多を更新していると環境省が示しています。残念ながら、熊との遭遇により、けが人が出たり、中には命を奪われるような人的被害も多発しています。

そのような中、これまでのイノシシや小動物に対する対策とは異なり、鹿や熊に対する本町の対応策をここで改めてお聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

熊につきましては、大阪府内の森林では恒常的な生息は確認されておらず、一時的に隣接の府県から入ってきている状況で、今年度、大阪府の北部で4件のツキノワグマの目撃情報が寄せられているようでございます。

鹿、熊の対策でございますが、イノシシと同様に捕獲及び防護の両面から被害を防止する必要があり、具体的な対策につきましては、専門家のアドバイスをいただくなど、その手法を研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

被害が出てから慌てるのではなく、準備の体制が必要不可欠だと考えられます。2項目めと同様、十分な情報収集を行い、農作物はおろか人命に関わる問題として危機感を持っていただき、早期に専門家のアドバイスを受け、対応に当たっていただきますよう提言しておきます。

それでは、2事項目のペーパーレス化による実績と課題に移ります。

ここでは、2項目お伺いします。

まず1項目め、タブレット導入による経費の増減実績についてお聞きします。

ご承知のとおり、令和3年3月定例会議より本格的にタブレットが導入され、ペーパーレス化の推奨に努めてきました。導入当時は、私自身も使いこなせるのか少し不安に思いましたが、以前の紙媒体での持ち運びや保管作業などが解消され、今ではより便利さを感じています。

一方、経費面ではどうなのか。初期投資に約500万円かかり、これまで大きな故障もないと聞いています。そこで、今日までの実績を踏まえ、検証が必要な時期が来ているように感じておりますが、いかがでしょうか。お答え願います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

タブレットの導入により、議案書の印刷が不要となったことは、大きな削減になっております。タブレット導入前の議案書作成につきましては、職員が庁舎4階の印刷機で議会会期ごとに100冊の議案を印刷製本し、各議員をはじめ各部課長に配付しておりました。タブレットになったことで、この印刷製本作業及び各課への配付作業もなくなり、時間短縮、事務効率の向上に大きく寄与しております。

また、外注で印刷製本していましたが当初予算書、決算書の部数も削減できました。効果額といたしましては、職員の作業時間としましては、概算ですが、200時間程度の事務時間の削減となっております。年間、庁内での用紙代及び印刷費用が約7万円削減、外注していた印刷製本費が20万円程度削減となっております。

そのほかに、電子化することで、議員仰せのとおり、タブレット内でデータを管理することで検索が容易になるなど、数値に表れない部分につきましても改善効果があったと考えております。

現在では、システム利用費用といたしまして、議員使用分と理事者使用分を合わせまして年間70万円程度の維持費を支払っている状況でございます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

タブレット導入により、一定の効果は表れていることがよく分かりました。これは我々議

員も同じですが、今後も大切に使用していただき、少しでも長く効果が持続できるよう要望しておきます。

次に、2項目め、今後の方向性、課題について伺います。

これまでタブレット導入によりペーパーレス化を図ってきましたが、今後の方向性または課題などについてお聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

今後の方向性としましては、タブレット以外では、今年度から着手しておりますデジタル田園都市国家構想交付金の活用により、住民対応にいたしましてもオンライン申請や書かない窓口の導入などを行い、住民の行政手続のデジタル化、ペーパーレス化を順次進めてまいります。

また、これらの取組により住民からの申請等がデジタル化されることで、行政事務においてもペーパーレス化、保管書類の削減、デジタル書類など、さらなる事務効率の向上に努めてまいります。

課題といたしましては、携帯や端末など操作に慣れていない方の支援などについては考えていく必要があると感じております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

進めていただくデジタル化により、ペーパーレスにもつながると考えられます。

また、GX、何か自動車のグレードのように聞こえますが、そうではなく、グリーントランスフォーメーションの略です。これまで温室効果ガスの削減は経済社会システムの発展においては制約と考えられてきましたが、この考え方を改め、これからは温室効果ガスの削減を経済社会システムの発展につなげようというのが、国も進めるGXです。課題も残ることは承知していますが、交付金等を十分活用していただき、効果を上げていただきますよう要望しておきます。

次に、3事項目の愛煙家のための喫煙所整備について、3項目伺います。

まず、1項目め、近年のたばこ税収入についてお聞きします。

以前は紙巻きたばこが主流とされていましたが、最近では加熱式たばこの需要が増えているようです。そこで、近年、本町に入ったたばこ税について詳しくお聞きします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

近年のたばこ税の収入についてでございますが、過去5年間の町たばこ税の本数、収入額についてお答えします。

平成30年度は、本数が1,438万7,506本で、収入額が7,754万854円、令和元年度は1,482万6,309本で、収入額が8,395万8,571円、令和2年度は1,474万3,221本で、収入額が8,653万8,194円、令和3年度は1,480万8,149本で、収入額が9,333万5,252円、令和4年度は1,524万190本で、収入額が9,987万966円でございます。

令和3年度と令和4年度を比較しますと、本数で43万2,041本、収入額で653万5,714円と、ともに増加しております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

今、過去5年間の収入額の詳しいお答えをいただきました。何と1億円台に迫る勢いで、右肩上がりが続いています。これも森田町長はじめ愛煙家の皆様のたばこを買うなら町内という協力のたまものと、この場をお借りして感謝したいと思います。

最近では見かけなくなりましたが、どこのたばこ屋さんにも「たばこは町内で買いましょう」という表示が貼られていました。

ちょっと待ってください。向こうのほうから手を振る愛煙家の職員の方々の顔が浮かびました。その横には、もちろん私と河合議員もおります。

少しそれましたが、そのたばこ税には、何かの縛りがあり、使用目的が限定されているといったことがあるのか、念のため、再度お聞きします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

たばこ税につきましては、普通税でございますので、特に用途の定めはございません。

以上です。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

普通税ということで、特段の縛りはないということが分かりました。約1億円、ここをしっかりと押さえておきたいと思います。

次に、2項目め、来庁者、町長をはじめ町の関係者、私を含む議員それぞれの対応に移ります。

現在、本庁舎をはじめ公共施設の敷地内は全域禁煙とされており、唯一、庁舎からかなり離れたテニスコート西側駐車場、いわゆる多目的広場の隅に使われている形跡のない喫煙所があるのみです。

そこで、これまで愛煙家の来庁者、町の関係者、議会への対応はどのようにされてきたのか、改めてお聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

本町では、受動喫煙防止策として、平成16年5月31日から保育所の建物内全面禁煙を開始し、平成22年6月1日から幼稚園、小学校、中学校及び本庁舎の建物内一部禁煙が実施され、平成23年4月1日から本庁舎及び出先機関を含めて敷地内全面禁煙への取組を行っています。

そのため、本庁舎における喫煙には、来庁者の皆さん、町長をはじめ職員、議員の皆様におかれましても、全ての方が敷地内禁煙の対象となっております。喫煙者の皆様に対しては、多目的広場に喫煙スペースを設けているほか、敷地外での喫煙をお願いさせていただいているところでございます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

これまでの経緯と現時点での対応がよく分かりました。

しかしながら、敷地外でのマナーを守っての喫煙、例えば、本庁舎東側の外部トイレ付近、

はたまた西側のオアシスの歩道での喫煙、どちらもおしかりを受けたと耳にしています。確かに幹線道路沿いの東側については、道路を通る自動車や歩行者から見てあまり褒められるものではありません。これは、以前、私からも申入れた記憶があります。しかし、そのほかの敷地外でのマナーを守った喫煙については許されるべきです。

そこで、3項目め、今後の対策について伺います。

私も議員活動の一環として府内外の市町村庁舎に訪れる機会があり、最近、目につくのが来庁者に対してしっかりと分煙のできている喫煙所の提供です。手法は様々ありますが、それらの中には、吸わない人に対しての十分な心遣いも含まれていることが見て取れます。

そこで、1項目めでお伺いしたたばこ税約1億円の一部を駆使して、本町に誰もが気兼ねなく利用でき、極端に庁舎から距離を置くことのない喫煙場所の設置の必要性を感じますが、いかがでしょうか。お考えをお聞きます。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

健康増進法の一部を改正する法律が成立し、改正は段階的に実施され、平成31年7月1日より第一種施設（行政機関の庁舎等・学校・病院・児童福祉施設など）の敷地内禁煙、令和2年4月に全面施行されました。

本町におきましても、施設等の管理権限者が講ずべき措置等について、定められた法を遵守する所存でございます。

ただ、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づく原則屋内禁煙が進むことにより、施設周辺においては路上等での喫煙が増加する懸念もございます。

そのような問題点に取り組むため、大阪府では令和元年9月に屋外分煙所整備の基本的考え方が作成され、翌月10月には屋外分煙所モデル整備のガイドラインが整備されました。モデル整備は、進捗状況に合わせて改定され、令和4年1月にも改定されております。

本町におきましても、これらを参考に対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

設備の面で、一定の条件が整えば、JT・日本たばこ産業様からのサービスも期待できる



と聞き及んでいます。

また、以前にも同様の質問をし、同様のお答えをいただいていることを記憶しています。あれからかなりの年月を経ています。おっしゃる検討、研究が当時と同じものならば、かなりの成果を生んでいるものと考えられます。

それらを踏まえ、最後に町長のお考えをお伺いしておきます。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

敷地内禁煙というんですか、法律によって、健康増進法の一部改正とかそういうことで、受動喫煙の防止という観点から、令和2年から庁舎も含めて第一種施設ということになっていると。

そのときに、以前にもいろいろ検討したときに、大阪府、保健所などと、いろいろ勉強させていただいて協議した結果、今、何とか多目的広場のところに喫煙所を、ああいう形であれば今のところ分煙ができるだろうということ、ここまでやりました。

ただ、議員ご指摘のとおり、少し離れているといえれば離れているということでもありますし、それから、今、条例等によって路上喫煙防止区域というのがいろいろ出てきていて、これは2025年の関西万博に向けても、大阪でもいろいろ取り組んでいかなければならないというところで、その中では、やはり分煙というところがきっちりとうたわれておりまして、そういう中身になっています。それがそのまま河南町にすぐ適用できるかどうかという問題もあります。その点も踏まえて考えていく必要はあるかなと。

ただ、庁舎については、庁舎内はもうこれは絶対的に、一種ですので、難しいということなので、その手法、他市町村とか他の行政機関に行くと、まあ言えば町の中にある行政機関であれば、やはりどこかに喫煙所というか、そういうところがあるとか、今、JTさんでいけば、喫煙マップがアプリで見れるとか、いろんなサービスがありますので、その辺も踏まえて、もう少し考えていきたいなと思いますので、時間をいただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

町長、どうも言いにくいご回答をありがとうございました。いま一度、1億円の収入を念頭にご検討いただきますよう強く要望しておきます。

次に、4 事項目、本町の宣伝効果を高める手法について、2 項目お伺いします。

森田町長も日頃より本町の知名度アップにご尽力いただいていることは、私も存じ上げています。しかしながら、太子町の聖徳太子、千早赤阪村の楠木正成といった強力な歴史上の人物に挟まれた本町の知名度を上げることは容易ではありません。これは皆様も実感されていると思います。

先日行われた東大阪市議会選挙の応援の会場で、スピーチの時間が与えられたので、200 名ほどの参加者に「河南町をご存じの方」とお聞きしてみました。すると、どうでしょう。何と 6 名の方々から挙手をいただきました。そのうちのお二人がご夫婦で「河南町に親戚があるから」、また、お一人が「毎月ゴルフ行ってるよ」、お一人が「仕事場が河南町です」、そして、もうお一人が「この間、孫を連れてワールド牧場へ行ってきたよ」と、それぞれのお話にうれしくは思いましたが、改めて知名度の低さを認識しました。

そこで、1 項目め、大阪芸術大学、近つ飛鳥博物館とのコラボレーションについてお聞きします。

これらは、他の議員の関心も深く、これまで幾度となく一般質問に組み込まれてきたことは承知しています。そこで、私からは少し角度を変えてお聞きしていきたいと思います。

コロナ禍で途切れた催しもあろうかと思いますが、これまで本町が関わってきたイベント等を改めてお聞きします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大阪芸術大学及び近つ飛鳥博物館とは、各種事業で連携を図っております。

まず、大阪芸術大学とは、河南町立中学校の吹奏楽部と共催による「ぷくぷくサンデーコンサート」や大阪芸術大学の教授による住民向けの公民館講座を実施しております。また、令和 4 年度は、キャラクター造形学科の新校舎へのキャンパスツアーも実施いたしました。

このほか、新しいカナちゃんバスのデザイン作成やカナちゃんバスのリニューアル式典においては、参加賞としてアクリルスタンドの提供やカプセルトイの商品開発、町中心地区再編整備基本構想の共同研究など、様々な部分で連携をしております。

近つ飛鳥博物館とは、河南町教育委員会の共催事業として、かなん文化財講座を実施しております。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大で宿泊によるイングリッシュキャンプが実施できない代わりに、近つ飛鳥博物館の協力を得て、1 日ですが、イングリッシュキ

キャンプを実施いたしました。

最近では、FM大阪のラジオ放送で、本町職員と近つ飛鳥博物館の学芸員が河南町の文化財を紹介するなど、様々な分野で連携をしております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

今お聞きしますと、両者ともに連携を図っていただいていることがよく分かりました。

一つプラスしていただきたいのが、さくら坂夏祭りにも登場してくれる着ぐるみのゲイダイガーを忘れずに、引き続きイベント等を盛り上げていただきますよう要望しておきます。

次に、2項目め、CM等を活用し、本町の宣伝効果を求めるについて伺います。

これまで、本町にもマスメディアが入り、特産の野菜や果物といった紹介はされました。しかし、近隣市町村で進められている大河ドラマやお決まりの断崖絶壁を必要とするサスペンスドラマを呼び込む場所なども持ち合わせていないのが現状です。

そこで、本町の宣伝効果を高めるために、例えば数年前に近つ飛鳥博物館の石段で有名タレントが栄養ドリンクのCMに来たと耳にすれば、すぐにでも製薬会社との交渉で、画面下に小さく「ロケ地河南町」と入力していただくとか、また、この夏、皆さんも一度は目にされたと思う甲子園球場で行われた夏の高校野球のCMに使われている「大・阪・芸・大」の一コマにカナちゃんバス2台とデザインをしていただいた山本愛佳さんとのショットを使っただけなど、工夫をすれば本町の宣伝効果は十分期待できると考えます。

それらについてのお考えをお聞きします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

近つ飛鳥風土記の丘で、有名タレントによる商業撮影により、近つ飛鳥博物館が注目を集めました。また、大阪芸術大学では、高校野球の甲子園大会の放送に商業放送を実施するなど、知名度を上げる宣伝を行っております。

しかし、このような取組には、かなりの費用負担がかかっていると考えられることから、本町が関わることができるのか、調査する必要があると考えます。

本町の宣伝効果を高める取組として、大阪芸術大学放送学科のジャーナリズム研究会と共

同で、カナちゃんバスのリニューアル式典や、ぶくぶくサンデーコンサートの様子を撮影し、無料動画サービスにより配信をしております。

以上です。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

先ほど例に挙げました栄養ドリンクは難しそうですが、高校野球の大阪芸術大学CMは、これからも夏の大会では利用されると思われますので、交渉の余地ありと考えます。

そのほかにも、担当部署には、これまで以上にアンテナを張り巡らせ、本町の宣伝効果に結びつく取組を要望しておきます。

最後に、冒頭でもお話ししましたが、バス問題、また先日発表された本町の地価評価の低さも相まって、住民の不安は積もります。それらの不安を少しでも払拭できるよう、森田町長におかれましては、変わらぬご尽力をお願いいたしまして、私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

浅岡議員の質問が終わりました。

ここで14時30分まで休憩といたします。

休 憩（午後2時14分）

~~~~~

再 開（午後2時30分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、福田議員の質問を許します。

福田議員。

○9番（福田太郎）

大門晶子議長におかれましては、ご配慮のほどよろしく願いいたします。そして、理事者の皆さんにおかれましては、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、議席番号9番、立憲民主党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。

このたび、森田昌吾町長が自ら打ち出されました今後の河南町まちづくりにおいて、1の

安心して暮らせるまち、2の子育て・教育のまち、3の新たな元気を創出するまち、4のデジタルへの対応のまちへの取組を鑑みて、質問させていただきます。

そして、私のモットーでもあります住民、行政、議会の3つの輪をもって、河南町町住民皆様の誰もが安全・安心・安住にして暮らしやすいまちづくり、納得いくまちづくり、触れ合いのまちづくりを鑑み、河南町町住民皆様への町行政におけるさらなる河南町まちづくりの促進に向けての一環として、5事項で10項目の事柄での取組について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、我が町の河南町美しい環境条例を鑑み、1の事項での今後の町内環境保全事業においては、(1)から(4)の項目での質問事項になっておりますが、(4)の項目については、(3)の質問項目の中でお聞きしますので、大門議長におかれましては、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最初、(1)の項目、町内の「土砂埋立て」への条例規定の強化に向けてお聞きします。

我が町河南町内での土砂埋立てに際して、現在の条例規定をさらなる強化な条例規定をつくるべきと私は考えますか、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町内で行われる埋立行為につきましては、埋め立てる区域の面積が3,000㎡以上の場合には、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例により、埋め立てる区域の面積が3,000㎡未満で土砂の量が500㎡以上の埋立行為は、河南町土砂埋立て等の規制に関する条例により審査を行い、許可を行うこととなっております。

現在、本町で許可のある埋立行為は、府条例の許可があるものが2件で、町条例に基づくものはございません。

国においては、令和3年7月、静岡県熱海市で、大雨に伴って盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、令和4年5月27日に宅地造成規制法を抜本的に改正して、宅地造成及び特定盛土規制法、通称盛土規制法でございますが、これが公布され、令和5年5月26日から施行されました。

この盛土規制法の対象の範囲は、都道府県が指定する区域内において規制を実施することとなっており、大阪府においては、令和6年4月の区域指定に向けて現在調査中で、本町は町全域が対象となる予定との説明がございました。

区域指定後は、盛土規制法に基づき、幅広い工事関係者への監督処分や実効性の高い罰則などにより、厳しい規制の下、埋立て等の行為の事業者に対し、許可権者である大阪府が具体的な指導や運用などの手法について検討が進められており、その動向を見守っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

ただいま安井部長より、今後の町内での土砂埋立てへのさらなる強化な条例規定づくりにつき、るるお聞かせいただきました。今後、ご答弁にあるように、条例規定が出てきた段階で、なお見直しつつ、さらに規定の強化に取り組んでいただくことを強くお願いしておきまして、次の（2）の項目に移らせていただきます。

それでは、（2）の項目、今後、土砂埋め立て及び産業廃棄物等での不当な処理行為に向けての「罰則金」の見直しについてお聞きします。

また、河南町内において、今後、土砂埋立て及び産業廃棄物等での不当な処理行為をなくすため、現行条例での罰則金について、さらなる罰則金の増額をするために、現行の条例の改定にも取り組むべきと考えますが、どうぞお聞かせいただくようお願いします。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

罰則金の見直しについてでございますが、河南町土砂埋立て等の規制に関する条例に違反した者に対する罰則規定は、本条例の第36条から第41条に規定されてございます。

現行の条例では、無許可の埋立てや虚偽等による許可の取得等については2年以下の懲役または100万円以下の罰金、排水の水質基準に適合しなかった場合の命令違反は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、その他、搬入土砂の発生元の確認や汚染のおそれの確認の報告義務違反等は50万円以下の罰金などが設けられております。大阪府の条例の罰則規定に

についても同様でございます。

大阪府や本町の罰則につきましては、地方自治法第14条第3項において、普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるとされております。これを超える罰則を規定することはできません。

令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土規制法において、無許可造成や是正命令違反に対し、個人では3年以下の懲役または1千万円以下の罰金、また、法人では3億円以下となっております。

先ほどの答弁のとおり、大阪府において盛土規制法の区域指定が行われた後は、法の運用の下、現行条例より重い罰則となります。

次に、産業廃棄物に関する罰則金でございますが、産業廃棄物処理法に関し違反があった場合に適用される罰則は、最高で5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が規定されており、法により罰則が適用されてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

埋立てにおける申請での罰則について、るる説明をしていただきました。今後、土砂埋立てにおいて不当な工事等での企業や業者に対しての罰則金の金額においては、さらなる増額に向けて取り組まれることに強くお願いをしておきまして、次の（3）の項目に移らせていただきます。

それでは、（3）の項目、今後、民間申請者による「土砂埋め立て」での作業行為の監視体制と「中間処理作業所」の強化対策についてお聞きします。

皆様もご承知のように、現在においても河南町内では不適切な土砂埋立行為での放置場所と土砂処理行為作業等が行われておりますが、今後、どのような監視体制と中間処理作業での強化対策をされるのか、併せてお聞かせください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町内におきましては、現在許可がある土砂埋立て等の行為は、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に基づくもので、許可権者である大阪府が監視しております。

本町も、現在稼働中の箇所や無許可での作業箇所について、地元区長や住民、農地であれば農業委員などから、また町職員によるパトロールなどにより、情報の収集に努め、大阪府とその情報の共有を図っております。

さらに、大阪府と市町村が互いに情報を共有しながら、効率的かつ効果的な規制を行うために構築された大阪府土砂埋立て等規制連絡協議会による監視パトロールにおいても、現地の状況把握に努めております。

盛土規制法に基づく区域指定後は、法律の下、大阪府と連携して対応していくことになると考えております。

産業廃棄物の中間処理施設につきましては、大阪府がその事務を所管しておりますので、地域の皆様から苦情があった場合は、現場を確認し、大阪府と情報共有の上、適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま安井まち創造部長から、今後どのような監視体制と中間処理作業での強化対策への取組につき述べていただきましたが、こういう現場をなくすために、私、以前にも申し上げておりますが、河南町行政において、警察のOBの方々を臨時採用され、月1回から2回ほど来ていただき、町内の巡回パトロールや現場立ち入りの巡回による監視体制と強化対策において、しっかり取り組んでいただくよう強く念願しておきまして、次の2の事項の質問に移らせていただきます。

それでは、2の事項の今後の歩道整備事業において、1から3の項目について、お聞きします。

最初に、河南町内での南北に通っております（1）の項目、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の大阪芸術大学前における歩道設置整備事業での進捗状況についてお聞かせください。

そして、寺田北交差点から大宝方面への山城バイパス道路沿いの下り坂の歩道には、側溝があり、この歩道の幅が特に狭くなっており、以前から私は、この側溝に対して側溝蓋の設

置事業計画を立てていただくことについて念願しておりましたが、今後、この側溝の蓋設置整備事業での取組への状況とその考えについてお聞かせください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の大阪芸術大学前の歩道設置につきましては、平成29年度に、東山地区の大阪芸術大学から太子町側に向けての河南町域において、水路の蓋がけによる歩行帯を設置していただいておりますが、太子町域の歩道や通行帯の未設置区間では、ご承知のとおり、依然として歩行者と車両が錯綜し、危険な状況でございます。

歩道設置における大阪府の方針は、現在事業中の箇所を優先して実施しており、新規箇所の着手に当たっては、交通量が多い路線や通学路、バリアフリー法に基づく特定道路などを対象に、用地取得に係る地元自治体や地権者の協力状況など、地域状況を総合的に勘案し、優先整備区間を定めて事業を実施していることから、現在のところ、残念ながら事業化には至ってございません。

本町としましても、引き続き、大阪府に対して歩行者の危険性を訴えるなど、優先順位を上げて対応していただくよう要望してまいります。

次に、山城バイパスの歩道沿いの側溝への蓋かけでございますが、平成28年度に寺田北交差点付近で水路に蓋かけをし、歩道幅員の拡幅、舗装の打ち替え等の歩道整備工事を実施していただきました。

議員からご提案いただいております側溝蓋の設置による歩道確幅に関しましては、これまでも大阪府に対し要望しておりますが、今後も引き続き大阪府に対して対策を要望するとともに、歩道通行者の安全確保に向け、協議を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま安井まち創造部長から、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の歩道設置整備事業での進捗状況と、そして、この側溝に対しての側溝蓋の設置に向けての取組への状況と考えるについて、述べていただきました。

森田町長、中川教育長及び関係部課長におかれましては、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の歩

道設置整備事業での進捗計画への促進に向けてと、この側溝蓋への設置事業計画に向けて、早急に取り組まれることを強くお願いしておきまして、次の（２）の項目に移らせていただきます。

それでは、（２）の項目で、今後、未整備の歩道設置整備事業について、森田昌吾町長及び中川修教育長にお聞きします。

私は以前からこの事柄への取組に対してお聞きしていましたが、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線においては、先ほどお聞きした関係箇所以外にも、歩道の未整備のところが本町にはかなり残っております。よって、全ての町住民皆様の安全・安心を鑑みて、一日も早くこのような未整備の歩道設置整備事業への取組の進捗に向けて、今後どのような取組対策を考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線における歩道未整備区間につきましては、私のほうからご答弁させていただきます。

東山地区の大阪芸術大学の水路蓋かけ以外に、平成20年度に芹生谷地内で、また、平成22年度には白木バス停付近において、水路の蓋かけによる歩行帯を設置していただいておりますが、ご承知のとおり、依然として歩道のない区間が多くございます。

本町としましても、引き続き大阪府に対しまして通学路や生活道路としての危険性を訴えるなど、様々な機会を通じて粘り強く要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、本当は森田町長並びに中川教育長からの考えを示していただきたかったですけれども、今、安井部長が、お願いして答えていただいた事柄、どうか森田町長、また中川教育長におかれては、しっかりと取り組んでいただくことを国、大阪府に提言と再度お願いをしておきます。また、職員におかれましても強く懇願しておきまして、次の（３）の項目に移らせていただきます。

それでは、（３）の項目の安心して横断歩道を渡れる製品の設置事業についてお聞きいた

します。

各位皆様もご承知のように、関電入り口の交差点においては信号機が設置していませんが、全ての町住民皆様がこの交差点での横断歩道において安全・安心にして渡れる製品の設置計画と設置に向けてのその考えについて、担当部長からお聞かせ願いたい。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

関電入り口交差点の信号機が設置していない横断歩道については、平成30年8月に歩行者の安全確保を目的にベンガラ色による路面舗装と歩行者優先の法定外標識を組合せた「ストップ！横断歩道」の整備が行われましたが、その後も事故が発生していることから、現在、生徒等の安全を確保するため、押しボタン式の信号機の設置を大阪府等へ要望を行っているところであります。

議員仰せの交通安全対策製品の設置については、必要に応じて府道の道路管理者等関係機関等に要望等を行ってまいりたいと考えておりますが、まずは先ほどの押しボタン式信号の設置を引き続き要望してまいります。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま谷部長が関電入り口の交差点における信号機の設置に向けての考えを述べていただきました。よって、全ての町住民皆様がこの交差点での横断歩道に対して安全・安心にして渡れるための製品の設置事業計画に向けて、森田町長、中川教育長及び再度担当部長に強くお願いしておきます。

次に、3の事項に移らせていただきます。

それでは、3の事項での我が町の防災教育において、1項目についてお聞きします。

それでは、（1）の項目、今後の園・小・中学校におけるさらなる防災教育についてお聞きいたします。

平成30年3月6日、文部科学省では、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」について発表された中で、河南町行政での学校防災教育に対して、乳幼児・児童・生徒への風水害、地震等につき、自ら命を守るための対応と安全を図るために、我が町河南町の園・小・中学校においては、よく精査されて、河南町の地形に合った園・学校防災教育及

び危機管理マニュアルへの策定をされたのか、詳細にお聞かせください。

そして、園・小・中学校における災害避難訓練は年何回されておられるのか。また、どのような災害避難訓練をされているのか、併せてお聞かせください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、園・学校防災計画及び危機管理マニュアルの策定について、教育委員会では、河南町防災計画を基本的な枠組みとし、学校における防災計画の基準を明確化し、防災マニュアルとして活用できるよう河南町学校防災計画を平成24年に策定しました。

本計画は、総論、震災対策編、風水害対策編の3部構成となっており、子供の心のケアに関する事項も記載しております。

そして、各園・小中学校では、本計画を基準とし、職員体制は地理的状況を踏まえ、緊急時・避難時等の対策や保護者等への連絡体制、児童の引渡しの手順など、園・小中学校の事情に応じた必要な事項を定めた防災計画を策定し、家庭、地域、関係機関と連携した園児・児童・生徒の安全を確保する体制を整備しております。

次に、災害避難訓練の回数及び内容についてですが、園では、毎年安全計画を策定し、災害だけではなく幅広い安全教育、生活安全、交通安全、危機管理訓練等を計画し実施しております。そのうち、火災、地震などを想定した災害避難訓練は、毎月1回実施しており、家庭、地域との連携訓練も実施しております。

また、小学校では年5回程度、地震、風水害、火災、不審者に備えた訓練を、中学校では年2回、火災、地震に備えた訓練を行っております。

さらに、小学校では安全教育として、年間を通じて地震に関する学習や災害時の正しい行動の仕方等の指導を行っております。中学校では毎月1回、学校安全の日を設けまして、学校施設の点検を行うとともに、生徒に対し、地震や台風の危険性、火災予防、不審者の発見時の心得などを指導しております。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま谷教・育部長から、今後、我が町の園・小・中学校におけるさらなる防災教育でのその取組について、るるお聞かせいただきましたが、我が町での地震や風水害等の自然災

害から町立園・小中学校での防災教育での乳幼児、児童生徒たちの命を守るためと、安全と対応での我が町の町立園・小中学校での防災教育において、中川修教育長の思いについてお聞かせ願いたい。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

そしたら、お答えいたします。

具体的には、先ほど谷部長のほうから、マニュアルも策定し、教えるべきことは教えるという形で進めております。ただし、実際に日本各地で起きた事例を見ましても、全てが全てマニュアルどおりにいって、それで正解かということでもないです。なので、大事なことは、これは防災教育に限らずなんです、教育の本質は、学んだことを基に自ら考えて自身の行動に生かすことができるか、それが一番大事であると。

なので、現場での経験でいいますと、日を設定して避難訓練をする場合もあれば、この月に避難訓練をしますと。なので、子供たちにも、恐怖を与えるというようなことになってはいかんですが、いつやるか分からないという中での放送をしっかりと聞いてやるとか、そういうふうに、日頃教えてもらったことを次のときには自分で考えてどう行動できるのか、そういうことも試したりはしています。

急激に変化する予測困難な時代の中で、子供たちが豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるように、その資質や能力を育成することが、教育の役割であると考えています。

とりわけ防災教育は、様々な危険から子供たちの安全を確保するために行われるものであり、子供たちの命に直結する大変重要な教育であると認識しております。災害発生時に自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後に自分は何ができるのかなど、成長の段階に応じて様々な事例に学び、そして、自ら考え、日々の行動につなげていける子供たちを育てることを目標に、これからも引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま今後の我が町の園・小・中学校におけるさらなる防災教育に向けての今後の取組

についての思いを、中川修教育長より、るるしっかりと考えを示していただきました。

そして、私は常々申し上げております我が町の河南町の子供たちは、町の光であり、国の宝であり、河南町にとっては大変大事な子供たちでありますことを申し上げておきます。

そして、次の4事項に移らせていただきます。

それでは、次の4の事項の(1)の項目についてお聞きいたします。

日本国においても、人口の約5.2%、約20人に1人がセクシャルマイノリティーと言われて、約20人に1人と考えると決して少ない数字ではございません。このような実態社会を重視され、政令指定都市の区や地方自治体の各市町村においては、性的マイノリティーの方々が日常生活で暮らしていく上での偏見と差別を受けずに、平等に権利を守られる環境づくりに取り組んでおられる行政が多くあります。

このような環境づくりを鑑みて、4の事項の我が町の同性婚においては、(1)と(2)の2項目についてお聞きいたします。

それでは、(1)の項目のさらなる、町職員でのLGBTの「研修と意識」とLGBTの人たちへの支援策をお聞きいたします。そして、大阪府議会議員での人権尊重の社会づくり条例・性の多様性(LGBT)理解推進条例・ヘイトスピーチ解消推進条例における人権関係3条例の促進策を鑑み、早急に河南町行政においても大阪府と同様の河南町版同性婚者支援策の条例をつくっていただくことへのお考えがありますか。その点についての考えをお聞かせください。

○議長(大門晶子)

多村総務部長。

○総務部長(多村美紀)

私のほうから、まず、町職員への性的マイノリティーやLGBTに関する研修の実施についてでございますが、町では、毎年度、各種の職員研修を実施しており、人権に関する研修も行っております。性的マイノリティーやLGBTについても昨年度に実施したところでございます。今後も機会を捉えて、正しい理解が深めるように研修に取り組んでまいります。

○議長(大門晶子)

大門住民部長。

○住民部長(大門 晃)

私のほうからは、条例制定についてお答えさせていただきます。

本町では、これまで、大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間や大阪府部落差別

事象に係る調査等の規制等に関する条例啓発推進月間について、広報記事で啓発するなど、人権三法や大阪府の人権関係3条例に基づく施策をはじめ、ヘイトスピーチ問題等に関する各種人権啓発にも取り組んでおります。

また、第2次河南町人権行政基本方針及び推進プランにおいて、性的マイノリティーに係る人権教育・啓発の推進や相談体制の充実に努めるものとしているほか、かなんジェンダー平等推進プランにおいて、性的マイノリティーに係るパートナーシップ制度の導入を検討することを記載しており、申請書等の性別欄を削除するなど、性的マイノリティーに配慮した行政運営を進めております。

なお、性的マイノリティーに関する相談に限らず、近隣3町村の住民であれば、いずれの窓口でも人権相談ができる体制を取り、相談しやすい環境づくりに取り組んでおります。

さて、大阪府と同等の河南町版の同性婚者支援施策として条例を制定できないかのご質問でございますが、現在のところはそのような考えはございませんが、府内市町村の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま多村部長、大門部長から大阪府と同等の河南町版の同性婚者の支援策への条例の取組についての考えを述べていただきました。今後ともしっかりとこの条例について取り組んでいただきますようお願いしておきます。

また、森田町長、中川教育長におかれましては、今後、河南町版の同性婚者支援施策での条例をつくっていただくことを強くお願いしておきまして、次の（2）の項目に移らせていただきます。

それでは、（2）の項目、今後の町教育現場における社会教育課程でのLGBTへの取組について、中川教育長にお聞きします。

教育現場における「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」の団体の調査によると、日本のマイノリティーの児童生徒（園児、小学・中学・高校生）の68%は、いじめを受けて、その32%は自殺を考えた。そして、22%が自虐行為に及ぶという経験があることも判明されました。そして、「言葉の暴力を受けた」が53%、「無視された・仲間外れされた」が49%、「身体的暴力を受けた」が20%であったことも分かりました。

そこで、先ほど申し上げた大阪府のLGBTでの人権関係3条例の制定・改正を踏まえて、

我が町の町教育委員会では、各園も含め各小・中学校の現場での各園長・各校長と協議をされ、我が町河南町の園児も含めた児童生徒にセクシャルマイノリティーへの理解を深めるための啓発をどのように取り組んでおられるのか、中川修教育長からお聞かせ願いたい。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

それでは、お答えいたします。

今、議員が問いの中で使われた数字、これはやはり重く受け止めなくてはならないなと思っておりますし、そんなことがあってはいけないなというふうには思っております。

その上で、今後の教育現場におけるLGBTへの取組については、本町において、令和5年3月に策定された「かなんジェンダー平等推進プラン」において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解推進に向けて、「児童・生徒等に対して、性的マイノリティーに関する教育に努め、性的マイノリティー当事者である児童・生徒等にきめ細やかに対応します。」と示しておりますように、ジェンダー平等社会の実現には、学校や家庭、地域における教育が大きな役割を担っております。

また、各学校長・園長には、校長会や園長連絡会といった機会を捉えて、自身の人権感覚については常にアップデートの大切さを伝えるとともに、本町の学校園教育指針においても、性的マイノリティーをはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決を目指した教育を総合的に推進すると定めております。

これを基に、各学校園・教育及び保育計画がつくられ、子供たちの成長段階に応じてジェンダー平等教育に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

中川修教育長、ご答弁ありがとうございます。

河南町でも、様々な基本的人権の尊重とあらゆる差別をなくすために、平成6年3月に河南町人権擁護都市宣言を行いました。中川修教育長、大阪府議会のLGBTでの人権関係3条例の制定と改正を踏まえて、今後ともセクシャルマイノリティーにおける啓発への取組については、児童生徒たちには道徳教育課程の中でしっかりと取り組んでいただくことを強く

念願しておきまして、次の5の事項についてお聞きいたします。

それでは、5の事項での(1)の項目の河南町河南分署における山岳部隊の設置事業計画の取組についてお聞きいたします。

今後、南河内地域内での広域化消防署の発足を見据えまして、ご承知のように、我が町河南町の地形では、葛城山を背にした地形の河南町であり、山間地域に属しております。

よって、河南町消防河南分署において、山岳部隊の設置事業計画に向けて、是非とも早急に取組をしていただきたいが、そのお考えについて、森田町長から詳細についてお聞かせください。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

以前からずっと消防についてご理解いただきまして、ありがとうございます。

今、消防は、大阪南消防組合への統合というところで、広域化を進めております。その中で、当然、消防力の強化、それから充実を目指すということが、一つの大きな目的でございます。富田林、河内長野、柏原、羽曳野、藤井寺各市、それと太子町、河南町、それと千早赤阪村の広域化の協議の中で、今、新しい消防広域化後の組織なんですけれども、これは、やはり総務部門とか、指令する指令センターの部門の人員が削減できると。この分については、警防といいますか、現場要員として活用していくというような計画になっておりまして、消防力が強化するということになっています。

これによりまして、人員配置の効率化によって、救急業務とか予防業務につきまして、担当職員の高度化とか専門化を図ることができるものと考えております。

今現在、仰せの山岳部隊の件ですけれども、広域化の計画の中で、広域化によって現場要員を出す。その現場要員の中で、風水害とか土砂災害、最近ちょっと想定外の雨も降るということで、迅速に対応できるような高度な救助資機材を駆使する高度救助機動部隊の創設が予定されております。これが前は災害時の救助部やということで、それが山間部とかそういうところにも適宜対応できるということになるので、専門的な訓練を受けて、専門的なそういう資機材もあるというふうになると思います。この部隊を中心に、管轄の消防署、それから消防隊員と、あと消防団とも協力して対応していくということになると計画でされていますので、そのような形で充実していけると思います。

ただ、河南分署にはそういう形では配属されませんが、全体として対応していきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大門晶子）

福田議員。

○9番（福田太郎）

森田町長、ご答弁ありがとうございます。

森田町長、くどいようですが、河南町の消防河南分署について、我が町河南町での
消防二輪車（赤バイ）隊編制の導入事業計画に際して、消防二輪自動車（赤バイ）の機能性
のお話をさせていただきます。

皆さんご承知のように、消防二輪車（赤バイ）の機能性については、緊急走行が可能なバ
イクであり、狭い道路等における走行性や機動力の高さと、そして大規模災害のときにも鑑
みて、情報収集や消火、救助及び緊急時での消防行為等が、効果的に敏速に活動ができる
ところがあります。

よって、河南町消防分署において、2023年度内にもって早急に消防二輪車（赤バイ）につ
き、数台の配備設置事業に向けて是非とも取り組んでいただくこと、森田町長、中川教育長
を筆頭に、関係部課長、職員皆様に強くお願いしておきます。

そして、森田町長、中川教育長及び関係部課長、皆様、今後とも今回の各項目につきまし
てはまたお聞きすることがあると思いますが、その節にはお聞かせ願うと思います。よろし
くお願いします。

これで私の個人質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大門晶子）

福田議員の質問は終わりました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了いたしました。

一般質問2日目は、明日9月27日午前10時に開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時21分散会





令和5年 9月27日(水)

# 令和5年河南町議会9月定例会議会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会



## 令和5年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和5年9月27日（水）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                         |    |     |
|-------------------------|----|-----|
| 町 長                     | 森田 | 昌吾  |
| 教 育 長                   | 中川 | 修   |
| 総 合 政 策 部 長             | 渡辺 | 慶啓  |
| 総 務 部 長                 | 多村 | 美紀  |
| 住 民 部 長                 | 大門 | 晃   |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長      | 田村 | 夕香  |
| まち創造部長                  | 安井 | 啓悦  |
| まち創造部理事                 | 玉田 | 武久  |
| 総合政策部秘書企画課長             | 森口 | 竜也  |
| 総合政策部危機管理室長             | 木矢 | 哲也  |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長 | 田中 | 啓之  |
| 総務部人事財政課長               | 後藤 | 利彦  |
| 総務部契約検査室長               | 岩根 | 有津佐 |
| 総務部副理事兼施設営繕課長           | 牧野 | 勉   |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事         | 中崎 | 誉之  |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長    | 北野 | 朋子  |
| 住民部保険年金課長               | 桶本 | 和正  |
| 住民部税務課長                 | 渡辺 | 恵子  |

|                                               |         |
|-----------------------------------------------|---------|
| 健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長                            | 和田 信一   |
| 健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長                            | 辻 元 哲 夫 |
| まち創造部地域整備課長                                   | 藤 木 幹 史 |
| まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長                   | 中 海 幹 男 |
| まち創造部副理事兼都市環境課長                               | 池 添 謙 司 |
| (出 納 室)                                       |         |
| 会計管理者兼出納室長                                    | 中 筋 美 枝 |
| (教育委員会事務局)                                    |         |
| 教 ・ 育 部 長                                     | 谷 道 広   |
| 教 ・ 育 部 教 育 課 長                               | 藤 井 康 裕 |
| 教 ・ 育 部 こ ど も 1 ば ん 課 長                       | 山 田 恵   |
| 教 ・ 育 部 生 涯 ま な ぶ 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 | 森 弘 樹   |
| 教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長                   | 浅 井 明 郎 |

議会事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 梅 川 茂 宏 |
| 課 長 補 佐 | 門 林 純 司 |

会議録署名議員

2 番 松 本 四 郎  
3 番 河 合 英 紀

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第 1



# 令和5年河南町議会9月定例会議

令和5年9月27日（水）午前10時00分開議

## 議事日程（第3号）

|      |           |       |     |
|------|-----------|-------|-----|
| 日程第1 | 一般質問（2日目） | ..... | 154 |
|      | （個人質問）    |       |     |
|      | 10番 中川博議員 | ..... | 154 |
|      | 1番 高田伸也議員 | ..... | 173 |
|      | 2番 松本四郎議員 | ..... | 190 |
|      | 3番 河合英紀議員 | ..... | 211 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議、一般質問2日目を開きます。

○議長（大門晶子）

本日の議事日程は、タブレット810、令和5年9月27日9月定例会議一般質問（2日目）に送信しております。

日程第1 一般質問、2日目を行います。

個人質問を行います。質問者は、中川議員、高田議員、松本議員、河合議員、以上の順で発言を許します。

最初に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○10番（中川 博）

議席番号10番、公明党、中川博でございます。

一般質問に先立ち、金剛自動車バス事業を廃止することで住民の皆様が大変不安に思っておられます。昨日も他の議員が詳しく対応を述べられておりましたが、私も同じ思いであり、できる対応はしたいと思っております。

それでは、通告に従って一般質問に入っていきます。

質問事項は、部活動の地域移行について、総合運動場の照明器具設置について、帯状疱疹ワクチン接種について、森林環境税と森林環境譲与税について、地方自治体の奨学金返還支援制度について、終活支援についての6事項です。また、論点が明確になるように、質問は一問一答方式で行います。一部財源等についても触れますので、その点も踏まえ、町長及び答弁者におかれましては、積極的で前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

## 1、部活動の地域移行

①公立中学校の部活動の運営を地域の団体や民間事業者などに任せていく部活動の地域移行。教員の負担軽減や、少子化によって学校単位での運用が困難になりつつある部活動の存続につながるとして、政府は今年度から2025年度までの3年間を改革推進期間と定め、まずは休日の部活動移行を進める。

そのことを踏まえ質問いたしますが、私は、令和4年9月会議、1年前の一般質問で部活動の地域移行の質問をしました。そのとき、「生徒や教員にとって望ましい環境を構築する視点に立ち、体制整備に取り組んでいる」「学校現場の意見等を十分に聞き、近隣等の動向も注視しつつ慎重に進めていくべきと考えている」との答弁でしたが、現状はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

部活動の地域移行につきましては、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあるという点、また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなるという点から、国において議論が重ねられてきているところでございます。

本町教育委員会としましても、部活動につきましては、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという視点に立ち、国、府の方針にのっとり、河南町立中学校に係る部活動の方針を平成31年3月に策定し、適切な指導の実施、適切な休養日、そして、活動時間の設定といった体制整備等に取り組んでいるところでございます。

また、地域移行につきましては、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁において、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定されました。大阪府においても国ガイドラインを受けて、令和5年8月に、大阪府における部活動等の在り方に関する方針が改訂されまして、地域の実情に応じて部活動改革を段階的に進めていくことを目指すという方針が示されたところであります。

町教育委員会では、現在、本年度から開催されました部活動地域移行に関する南河内連絡協議会に出席し、情報交換会を行うとともに、本年7月に開催されました大阪府町村長会における教育部長会議においても、同様に情報交換会を行いながら部活動の地域移行について

は慎重に進めているところでございます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

谷教・育部長ありがとうございます。

慎重に進めているということなんですけれども、やはり現状を考えていただいた認識で、今おっしゃっていただいたように分かっていると思いますけれども、やはり教員の労働時間の短縮もなかなか厳しいような現状も伺っております。そういうことで、是非お願いしたいと思います。

続きまして、2項目めですけれども、その中で、まず大事なのは、子供のためというのが最優先でございます。そのために、生徒が安全・安心な環境でスポーツや芸術文化活動に今後も親しめる体制づくりが重要です。そのことを踏まえまして、今後の町の対応について、今おっしゃっていただきましたけれども、もう一步踏み込んだ対応があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

部活動の地域移行を検討するに当たり、活動を担う団体等の連携、指導者の質・量の確保、活動場所の確保、会費の在り方など様々な課題があります。国ガイドライン及び府の方針で示されているように、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校と地域スポーツ・文化関係団体と連携し、取り組む必要があると考えております。

部活動の地域移行については、国ガイドライン及び府の方針をしんしゃくしながら学校現場や各種団体の意見を十分に聞き、近隣市町村等の動向も注視し、慎重に進めてまいります。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

いろいろな私、質問の中で、このようなことをやってくれということは、ちょっといろいろ言わせていただきましたことが多いんですけれども、今回は、今、谷教・育部長がおっしゃられたように、先ほど私も言いました子供のためが最優先でございます。そういう政策を国また府のほうで進めておられますけれども、そこは今、谷教・育部長がおっしゃられたと

おり慎重に、先ほど言いましたように子供のためというのが最重要ですので、枠だけつくって結局子供のためにならなかつたら何にもなりませんので、そこはもう谷教・育部長と同じ気持ちですので、慎重にいいものは進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、2事項目の質問に入りたいと思います。

総合運動場の照明器具設置についてでございます。

地方スポーツ振興費補助金のまず趣旨と事業の仕組みについて、また、そのほか学校施設環境改善交付金やその他スポーツ振興くじ助成金などの補助金についても詳しくお伺ひしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、地方スポーツ振興費補助金ですが、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とし、地方公共団体が行うスポーツを通じた健康増進及びスポーツを観光資源とした地域活性化の取組等に要する経費の一部を国が補助し、主に地域の実情に応じた運動・スポーツ習慣化促進事業やスポーツによる地域の活性化事業、まちづくりの担い手育成総合支援事業等に対して補助されるものであります。

次に、学校施設環境改善交付金についてですが、公立学校施設等は児童・生徒等の学習・生活の場であり、その安全性を確保することを目的とし、地方公共団体が行う学校施設等の整備に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体へ交付するもので、社会体育施設の整備等にも適用されます。

スポーツ振興くじ助成金についてですが、地方公共団体やスポーツ団体が行う地域スポーツ施設の整備やスポーツ活動等スポーツの振興を目的とし、独立行政法人日本スポーツ振興センターがスポーツくじにより得られた収益を財源として、事業に対して助成しているものでございます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。財源はやっぱり大事ですので、ちょっと今回このようなことで質問させていただきました。

その中で、学校施設環境改善交付金におきましては、運動場等の照明器具という項目も入っております。ただ、それが地域のスポーツ、河南町の総合運動場に使えるかというのはちょっと調べていただきたいと思えますけれども、明確に照明器具の設置ということも項目には入っております。

それでは、ちょっと少し再質問させていただきたいと思えます。

地方公共団体がスポーツ振興に資するための補助金等は、今、谷部長のほうから説明を伺いましたけれども、例えば、河南町では多くの青少年の方がサッカーに取り組んでおられると思えますけれども、町のサッカー人口は、分かる範囲でお答えください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町のサッカー人口についてですが、町の全てのサッカー人口については把握しておりませんが、町のスポーツの少年団所属のサッカーチーム、2チームに所属している子供たちの人数としては現在93名、河南サッカークラブが21名、リバーズFCが72名となっております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、谷部長からお聞きしました。かなり多くの子供たちがサッカーに取り組んでいただいていると思うんですけれども、その中で、2項目めですけれども、先ほどの部活動の地域移行にも関連しますけれども、サッカークラブに熱心に取り組んでおられる方にちょっとお聞きしたんですけれども、総合グラウンドでは野球場以外に照明器具がないので、車のライトを当ててやっているなど、照明設備がある太子町や千早赤阪村へ行っている等を伺いました。

23日の夜も私は総合運動場に行ってみましたけれども、やっぱり照明設備のある野球場では練習をされておられました。しかし、グラウンドのほうでは照明設備がないからなのか、練習は誰もされておられませんでした。若干照明があるのは分かっているんですけれども、でも一部で、本当に身近なところしか照らせませんので、例えば、よくそこで問題になるのが住宅との問題だと思うんですけれども、逆に南側のほうから野球場に向かっての照明であれば、住宅のほうにも影響は少ないと思えますけれども、そういうことも検討していただきまして、例えば今、だんだんちょっと涼しくなってきましたけれども、夏場とかでしたら熱中症の危険のあることや、日中はですね、学校や仕事がある日中より幾分気温も下がり、学

校や仕事が終わる夜間でのスポーツ活動は非常に重要だと思うんです。

そういうことで、ほかの自治体に行かなければならないような労力などを考えて、以上のような理由で、総合グラウンドに照明器具の設置は考えられないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

総合運動場の多目的運動広場への夜間照明設備の設置についてですが、現在、野球場側に北側のほうに3基設置しております。しかしながら、議員仰せのように、現在の照明では多目的運動広場全体を照らし明るくすることはできませんので、広場全体を照らす照明を増設して設置するとなると、多目的運動広場には住宅地が隣接しておりまして、夜間にかなり明るくなる等、周辺住民にご迷惑がかかる可能性もあると思っております。

夜間照明設備の増設については、先ほどご質問いただきました補助金内容も考慮いたしまして、また、利用者等の方の意見などを聞きながら研究してまいりたいと思っております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

研究というのが多いですね。研究して是非やっていただきたいんですけども、今言いましたように南側から北に向かってでしたら住宅と反対のほうですので、やはり野球場の照明でもかなり住宅のほうにいつています、今現在あるやつでも。そういうことを考えたら、やっぱり谷部長が言われることもあるんですけども、やはり総合グラウンドに行かせていただいて、多目的運動場のほうは誰も使っていないと、野球場は使っているということは、照明器具がやっぱり大きな問題だと思うんです。照明器具があったら多分こちらのほうでもサッカーの練習とかされていたと思うんです。そう考えたら、例えば100人ぐらいの方が使われて月何人、また、年間でかなりの方が利用されると思いますので、そういうことになりましたら、また河南町のスポーツ振興にも大きく役立ちますので、よく研究していただきまして調査もしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の事項に入らせていただきたいと思います。

3事項目ですけれども、帯状疱疹ワクチンについてでございます。

8月23日の議員セミナーで、一般質問はやり続けることが大事だと教わりましたので、みんな聞いたと思います。教わりました。私ちょっとやり過ぎかなと思ったんですけども、やはりそういうことが大事だということを教わりましたので、6回目の質問を行います。

带状疱疹ワクチンの助成についての回答は、この前、町長の答弁、議会からの意向、意見など全体としての総意を踏まえて検討していきたいと。その回答でよしとしたいと思いますけれども、あとは速やかに実施していただきたいというのが私の思いでございます。

私が、なぜ質問をこれまで繰り返してきたのかといえば、町の答弁のほうで、任意接種の段階で助成すれば、副反応などの課題がある中で安全であると認めることになるということ、そしてまた、フェーズ4の段階で副反応の詳細な症例を収集中のため、ワクチン接種を実施できない等の答弁をされるので、そうではないでしょうと。薬事承認された時点で安全性は確保されているでしょうと。フェーズ4は薬事承認後の全てのワクチンや新薬に対して行われるもので、決して安全性に問題があるからではないと、ずっと議論がかみ合わないためでございます。

このことをはっきりさせるために、私は担当の厚生労働省健康局予防接種担当参事官室に問合せをさせていただきました。安全性や副反応について、私の主張どおりであると回答を得ました。また、任意接種の段階で町として助成することも問題ないとの回答も得ております。そのことを厚生労働省のほうから町に言えば強制的になるので、町のほうから問い合わせただけであれば適切に回答させていただくとのことでございました。すぐに確認していただき、不安を解消していただきたいと思います。

これで議論は終わりだと思いますけれども、少し補足いたします。

最近の新聞記事で近畿大学医学部皮膚科学教室の大塚主任教授は、近畿大学は当然河南町にとりましても重要な医療機関でございますので、非常に参考になると思います。「ワクチンは带状疱疹の重症化とともに、後遺症発生を防ぐ効果もあります。助成金を出す自治体は増えています。いずれにしても、带状疱疹は水痘にかかった経験があれば、誰もが発症するリスクがあります。発症の可能性が高まる50歳を過ぎたらワクチンを打っておくことをお勧めします」。この教授はワクチンを打っておくことをお勧めしますとありました。

また、読売新聞の社説には、带状疱疹の増加は油断ならない病気と心得たいとあり、患者数は1.6倍に増えている。予防のためにワクチン接種を検討することも重要だろうと書かれています。带状疱疹に効果のあるワクチンは2種類承認されている。ただ、任意接種のため費用は自己負担が原則で、費用の一部を助成する自治体が増えているという、この2つの



新聞記事に、町が言っているような安全性や副反応に疑問があるなどは一切出ていないわけでございます。

今日もたまたま新聞に載っていたんですけれども、発症予防にワクチンをというようなことなんですけれども、神奈川県の方なんですけれども、横浜市内の事務所に熊本大学大学院の岩田敏客員教授を招き、带状疱疹ワクチンに関する勉強会を開いたというような記事でございます。「席上、岩田客員教授は、带状疱疹を発症した場合、症状が落ち着いても後遺症として痛みが続くことがあり、日常生活に支障が出る患者もいると強調された。その上で、带状疱疹は基礎疾患のある人は発症リスクが上昇し、がん患者は特に重症化するおそれがあることから、予防のためのワクチン接種は非常に重要だと訴えた」というような記事が今日載っております。そのようなことで、この記事も厚生労働省の見解を裏づけるものであると思います。

また、私が質問を開始した時点で、带状疱疹ワクチンの助成をしている自治体は50にも満たない状況でございました。しかし、全国保険医団体連合会、地域医療対策本部会の資料では、2023年8月24日、先月ですけれども、273の自治体が助成されており、10月からは280に増加する見込みだそうです。約6倍に増えておるわけでございます。安全性や副反応に問題があると自治体が判断するとしたら、なぜこのように急激に増加しているのか。副反応については皮下注射であるビケンより筋肉注射であり予防効果も大きいシングリックスのほうが当然、筋肉痛や頭痛など多くありますけれども、しかし数日で収まります。データもありますし、専門のこの大塚主任教授も述べられておられます。

また、その他、安全性を脅かすような重篤な副反応が果たしてあるのか。フェーズ4の段階で副反応に疑問があるのかと。そのために少しエビデンスに基づくデータを示したいと思います。

例えとして分かりやすいので、皆様が接種されている身近なコロナウイルスワクチンでございますけれども、医療機関からの副反応報告によりますと、ワクチンの種類とか性質は違うんですけれども、副反応はどのようなものかということでのデータですけれども、我々が一番初めに打った初期のワクチンで重篤の報告頻度は0.0024%、つまり1万人に24人が重篤になると。オミクロン株BA.1の対応では0.0004%、つまり1万人に4人。BA.4、BA.5の対応につきましては0.0005%、1万人に5人です。この結果、コロナウイルスワクチンの接種をやめるとはなっていないと。どんどん今何回も、私6回ぐらいですかね、もう打ちましたけれども、そういうことでなっていないと思います。

町が問題にしているフェーズ4の治験、よく言われましたけれども7,500例、つまり接種回数2回しますので1万5,000回の接種の報告は、実は任意で製薬会社から副反応検部会へのもので、対象患者さんの治験申請手続上、進行中なだけで、带状疱疹ワクチンのシングリックスは、実際の接種実態は厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会に既に報告されているわけでございます。その数は令和5年3月31日現在で、接種延べ人数が65万7,036人に対して、もう既に接種されて報告が上がっているわけです。

そこで、同じように医療機関からの報告ですけれども、0.0006%、つまり1万人に6人。概ね差がない結論として、検討部会のほうでは薬事承認を再検討するような特段の重篤な副反応等は見られていないと、既にもうホームページ等で公表されております。我々も見ることができます。であり、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室が先ほどおっしゃられた、町のほうから問い合わせただければ適切に回答させていただくと、その根拠にもなっているわけでございます。よって、重篤な副反応、フェーズ4検査においても町の危惧は当たらないものと考えますので、明確な答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

带状疱疹ワクチン接種についてですが、現在、带状疱疹ワクチンは、生ワクチン「ビケン」と不活化ワクチン「シングリックス」がありますが、接種することでどちらも带状疱疹の発生率を低減させ重症化を予防するとともに、間接的にPHN（带状疱疹後神経痛）の合併症の発症リスクを低減させることは認識しております。また、安全性につきましては、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会などで公表されていますので、参考にさせていただきたいと思ひます。

これまで、自民・夢・希望と公明党の議員団の皆様からも要望書を頂いている状況です。

今後とも、任意接種の助成は、国や近隣市町村の動向を注視し、医師会のご意見を伺い、協議を重ねながら導入については検討するとともに、予防接種法に基づく定期接種化を行うよう、引き続き国・府に対し要望してまいります。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。少しだけ前向きですかね。うなずいていただいていますので、田村健康福祉部長のうなずきを信用したいと思います。

定期接種につきましては私も聞いてみたんですよ。何で国でできていないのかということ。たまたま今度、内閣改造で変わりましたけれども、それまでは副大臣をやっておられましたので聞かせていただいたら、一番問題は費用対効果の問題で、今おっしゃられた病気に対して効果とかいろんな部分でも、もうちゃんとデータがあって効果があるということなんです。ただ、お金を大分かけますので、定期接種になりましたら。そういう意味では、費用対効果の部分で、定期接種はちょっと時間がかかっているということです。でも進めています。

ただ、自治体が、市町村がやる分については何ら問題ないわけです。いろんなやり方、河南町が先行したこともあると思う。例えば第2子以降の保育料の無償化等は河南町先行しましたね。ほんだら、国のほうで幼児教育の無償化ということで、今それに追いついてきています。また、医療費につきましても、河南町はアンダー22また18までやっていますけれども、国のほうもそれにだんだん追いついて、18歳までは無料にしていこうかという流れも今出てきています。また、町長肝煎りの給食費の無償化、小中学校の。これも国のほうで給食費の無償化という流れも出てきております。

そういう意味で、河南町が先、先行して国が後から追いかけてくるというような政策もいろいろ多々あるわけでございます。その中で、やっぱり住民の方の安心・安全、また、健康寿命を増やすという意味では非常に大事なことだし、先ほどの新聞記事にもありましたように、やはり50歳以上の方はいろんな基礎疾患、またがん患者の方も重症化するおそれが带状疱疹にあるということも、専門の教授がおっしゃっておられましたので、これ非常に大事なことだと思いますので、ひとつなるべく早めに実施、実行していただきたいと思います。

次に、4事項目ですけれども、森林環境税と森林環境譲与税について伺いたいと思います。

2024年度に国は森林整備のため、森林環境税を導入し、国民に一律年間1千円を課します。我々1千円取られるわけです、これから。温暖化ガスの排出の削減や土砂災害防止、水源保全を担う森林の整備財源を確保するためだと、理由はそういうことだと思いますけれども、もう一度詳しく、森林環境譲与税も含めて制度の説明をお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

制度のご説明ですが、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

なお、森林環境譲与税については、森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、令和元年度から前倒しで譲与されております。

森林環境税は、令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1千円が課税されます。そして、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県及び市町村へ譲与される仕組みとなっております。税収のうち10%が都道府県に、90%が市町村に配分され、各市町村へは50%を私有林・人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数を基準に配分されることとなっております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

多村部長ありがとうございます。

今、説明していただきましたように、森林環境税そして環境譲与税ですけれども、既に先行的にもやられているというんですけれども、ただ、問題は譲与税等で入っているんですけれども、住民の方が出した分がほぼ全額戻ってくるということなんです。ただ、戻り方が10出したやつに対して9が全国の市町村に、1が都道府県にいくということで、その都道府県からどれだけ来るかということになるんですけれども、そういうことなんで、ところが、今言うように、先行的にも譲与税という形で来ているんですけれども、なかなか使い道が難しく、今のところ基金にほとんど積み上げされているというようなことも、全国的にそう聞きます。ですから、やはり効果的に使えるようお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次、2項目めですけれども、今、詳しく説明いただきましたけれども、大阪府など全国ですけれども、37府県では既に独自の森林税を設けており、新聞等に載っていたんですけれども、二重負担になるのではと危惧があります。

今回、森林環境税ということで1千円取られるわけですけれども、既に37の府県では先に独自の森林税を設けておまして、大阪も設けておるということで二重取りになるんじゃないかなと。先ほど言いました基金に積み上げて、使っていたら別ですよ、積み上げるのに、

なぜ二重に取られるのかというようなことが危惧されておるといようなこともあります。  
どのようなことかというのを説明していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

大阪府独自の森林環境税につきましては、平成28年度から、自然災害から府民の暮らしを守るとともに健全な森林を次世代につなぐことを目的に創設され、令和2年度からは、さらに豪雨や災害並みの猛暑から府民の安全・安心を守ることを目的に、令和5年度まで延長されました。

大阪府では、引き続き集水域である山地における流域治水対策、府民も利用する森林管理施設の安全対策並びに都市緑化を活用した猛暑対策等に取り組むため、森林環境税の課税期間を令和9年まで延長する条例改正案を大阪府議会令和5年9月定例会において上程されると聞いております。

この条例改正によって、1人年額300円が課税されますが、その使途が国の森林環境税及び森林環境譲与税とは異なることから、議員仰せの二重負担ではないと大阪府において判断されているものと考えます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

二重負担ではないと言うてしまえばそうなんですけれども、細かく見ましたら重なっている部分もかなりあるんです。一回やっぱり税金を納めてしまったら、なかなかなくなるということはないと思いますので、その辺はもう府のほうで決めることですので、町としてはどうしようもない。あとはどのように有効活用できるかどうかにかかっていると思うんです。そこで本当につらいのはそういうことなんです。税金というのは、もう国とか府とかで決められてしまったら、地方で何ぼそういうことでちょっと問題と言うても、ということです。あとは町ができるとしたらそれをせめて有効に使って、住民のためにどのように活用していくかという部分ですから、そこは両部長、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の5事項目ですけれども、地方自治体の奨学金返還支援制度の全額肩代わりの推進について伺いたいと思います。

奨学金返還支援制度について、まず、今言いましたようにお伺ひいたします。

国において私ども公明党は、今まで、学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んでまいりました。

そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によりますと、現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が拡充してきました。しかし、その中、卒業後、河南町の若者の皆様からよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声でございます。

実は、2019年度末、返還滞納者数は32万7,000人で滞納債権は約5,400億円に上ります。滞納の主な理由は家計の収入減や支出増で、滞納が長引く背景には本人の低所得や滞納額の増加が指摘されております。また、コロナの影響前のデータなので、現在はもっと多いと予測もされます。

こうした利用の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されております。一定の期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金返済を自治体が支援する制度でございます。2022年6月現在で、全国で615市町村が導入しております。大体3分の1ぐらいですね、強ですかね。

自治体と地元企業などが基金をつくる条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートしましたが、私ども公明党が、この制度の拡充を青年政策2020の一つとして当時の安倍総理に政策提言を行い、2020年6月に制度が拡充されました。知らない自治体も何か多くあるということですから、是非これご認識いただきたいと思うんですけれども。それにより、市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額——上限がありますけれども——まで拡充されました。

そこで、奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から、若者の地方定着を促す本制度を我が河南町でも実施することが必要であると考えますが、町の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

地方自治体の奨学金返還支援制度についてですけれども、若者の地方定着の取組として、就職等により地域に定着する人材を確保するため、都道府県または市町村が、大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件として奨学金返還支援の制度を創設した場合、

議員仰せのとおり、国が支援する対象額が奨学金返還額の50%から100%に拡大され、その費用の一部、市町村の場合は2分の1を特別交付税で措置する制度です。大阪府内の市町村では5市1町がこの制度を取り組んでおられます。

町としましては、若者が地方に定着する取組は重要であると考えておりますが、財政措置が特別交付税の2分の1の措置などから、本制度については研究してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

谷部長、また出ました、研究。研究熱心でございますね。是非よろしくお願ひしたいと思います。

もう少し深めてちょっと議論したいと思います。今後、支援制度を仮に研究していただいた結果、導入するとしたとき、支援制度を導入していく上で重要になってくるのが、支援対象者の要件設定でございます。

現在、既に奨学金支援制度がある自治体によく見られるのは、奨学金は、古くはみんなが支援してもらえるとというより成績優秀者に対して行われるものというイメージが強いのか、各自治体の対象者の設定要件のハードルが物すごく高く、例えば、ある自治体では7から8の要件を全てクリアしなければならないこととなっており、該当される対象者が毎年ほぼいないわけです。せっかくあるのにいなくて、制度があるのかかわらず予算が執行されていないという事案も多々あるわけでございます。

政府の奨学金返還支援制度の改定の目的は、対象要件を緩和し、対象者を増やし、地方創生や若者の負担軽減を行うことですので、例えば、徳島県のように県内で3年を超えて就職及び居住する見込みといったレベルにして、対象者の門戸を大きく開くことが本制度の目的の達成の上、非常に重要になってまいるということでございますけれども、研究した結果、河南町でやるとした場合、このような内容、支援制度の要件をどう考えておられるのか、所見もお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

奨学金返還支援制度の対象制度の緩和についてですけれども、国においては、各地域内の

企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やU I Jターンを促す、奨学金返還支援による若者の地方定着を推進しています。

議員仰せの要件緩和については、先ほど答弁いたしましたとおり、特別交付税の2分の1の措置などから、本制度については、すみません、研究してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

研究が好きですね、すごく勉強熱心だと思います。是非、研究した結果をまた出していきたいと思います。

3項目めですけれども、河南町において、例えば研究した結果、この制度ができた場合には、企業による支援と併せて、今、2分の1と言っていましたけれども、そこに企業が入ったらもっとやりやすくなるわけですけれども、将来こういった形で、我が河南町や企業から奨学金の返還支援を受けることができる可能性があるということをおが町の高校生や中学生、また、移住政策を行えば、我が町以外の若者にも、昨日も何かPRというか、河南町の認知度が低いという話もほかの議員からされておりましたけれども、我が町以外の若者にも拡充された本制度について周知してあげることで、卒業後の進路選択、さらには大学を卒業した後の居住地の選択を河南町にと、にも大きな影響力を持つのではないかと思いますけれども、その点も含めまして、今後、また研究となるかも分からないけれども、今後そのような考え、さっきも部長のほうから定住という言葉が何回も出ていますけれども、本当の意味で河南町に定住になると思いますので、この辺につきましても併せてちょっと再度お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

奨学金返還支援制度の今後の展開についてですけれども、町では大学生や若者などへの支援として、19歳から22歳までのかなん医療・U-22医療費助成を行うほか、定住促進として、Uターンの支援策について3世代が同居・近居する場合に補助金を支給し、子育て世代の本町への移住・定住を促進してきました。

今後も町ホームページなどを通じまして、これらの支援内容を啓発しながら若者の地方定



着に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

取り組んでいただけたらありがたいんですけども、ちょっと分かりやすい事例がありますので、再質問させてもらいたいと思います。

NHKの朝ドラ「らんまん」のモデルの博士ですけども、ご存じだと思うんですけども、その故郷である高知県佐川町では、奨学金返済支援の全額肩代わりを推進しております。令和4年度から佐川町に10年以上定住する意思のある者を要件として、それだけなんです要件は、1年間の支援額上限を24万円、月2万円掛ける12回として8年間、計192万の返還支援を実施しているわけでございます。令和4年度の当初予算で10名分の予算を組まれたわけですけども、募集者数が多かったため補正を10名分追加し、結果20人の募集に対して、それでも多くて23人が申し込みされたわけです。

このことにより、佐川町出身者を含め23人の若者が佐川町に新たに住むことになりました。23人全てが住んでいるわけです、当然、要件ですから。また、対象の23名の平均月額の返済額は1万3千円から1万5千円。町は2万円と想定していたんですけども、実際は1万3千円から1万5千円の返済額でしたので、当然予算が余ったので、町の想定の2万円以下になっており、20名想定で23名全員の支援を行っても予算的には十分な状況だったということでございます。

今、ちょっと分かりやすいように言わせていただきましたけれども、このような事例から、もう一度、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員仰せの先進的に取り組んでおられる自治体の事例も含めて、本制度については研究してまいりたいと考えておりますが、このまま終わってしまうと、私また研究熱心だなということになりますので、国とか府の動向を注視しながら、やはりそういう今、奨学金に苦しんでおられる方もおられますし、若者の地方定着についても非常に私ども真剣に考えておりますので、何か変わった点とか、また奨学金について何か動向があれば、すぐにホームページとかを通じて啓発してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

研究から少し進みましたけれども、よろしく申し上げます。

私も以前、もう10年ぐらい前になるんですけれども、ある女性の方から相談を受けたことがあるんです。その方は家庭の関係で高校生のときから奨学金を受けておられて、優秀な方でいい大学へ行かれたんですけれども、やっぱり奨学金の返済に非常に苦しんでいるというような話がありまして、国会議員とかにつなげているいろいろやったんですけれども、やっぱりこういう制度というのは、今、谷部長が研究するというので、なかなか前へ進むのは本当に難しい話なんです。予算が、財源がありますので。

でも、このようなことも国のほうもそういう意味では、少しずつ助成が増えておりますし、先ほど言いましたように国のほうは50%、100%全て、自治体のほうで残りをやるわけですが、そこに、例えば企業が支援、応援していただいたら、企業がまたそこにお金を出してくれるわけですから、そういう意味ではぐっとやりやすい制度に今なりつつあると思うんです。せやから、是非やっぱり谷部長も多分、身近な方でそういう相談というか、そういうことも受けておられるんじゃないかなと、また分かっておられるんじゃないかなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、6事項目の質問に入りたいと思います。

終活支援についてでございます。

よく、おひとりさまと呼ばれる単身高齢者は、この20年で倍増し、2020年で約670万人となりました。2040年には約900万人に達すると言われております。昨日、誰かほかの議員も高齢者の人数、詳しく聞いておられましたけれども、そういうことで、河南町もやっぱり高齢者率が進捗しているのは非常に高いと、日本平均より高いと思いますので、身近な問題だと思います。

そういう意味の中で、頼れる家族がおらず、亡くなった後、遺体を引き取る人がいなければ無縁遺骨になってしまいます。こうした課題に自治体も向き合わなくてはならないと思います。まず、河南町の高齢化の実態と単身高齢者の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和5年7月末の河南町の人口1万4,895人に対して、65歳以上高齢者人口は4,968人で、高齢化率は33.4%となっております。河南町の単身高齢者の状況でございますが、令和5年7月21日時点の単身高齢者数は1,114人となっております。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村健康福祉部長、ありがとうございます。少し再質問させてもらいたいと思います。

今お聞きしたように1,114名の方が単身世帯で、今、河南町で過ごしていただいているという状況でございます。そこで、終活支援ということを私言いましたけれども、ちょっとイメージが湧いていられない方もいらっしゃると思うので、そのために先進事例として、神奈川県横須賀市や東京都豊島区がよく言われているわけですが、どういう取組を行っているのかちょっと教えていただいて、イメージを皆さんに持っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

神奈川県横須賀市では、エンディングプラン・サポート事業として、事業に協力する葬儀社と連携し、独り暮らしで頼れる身寄りがなく、収入や財産が一定要件以下の人であって、葬儀、納骨などが心配な方を対象に、終活課題についての相談や支援プランを立て保管し、支援プランに基づいて入院や死亡などの局面ごとに、あらかじめ指定された関係機関や知人の方々へ連絡し、連携して終活課題の解決に向けた支援が行われています。

また、東京都豊島区では、令和3年2月に豊島区終活あんしんセンターを開設し、65歳以上の方とその家族を対象に、介護、葬儀、相続など終活についての相談受付を行うとともに、令和4年4月から終活情報の登録なども行われています。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村健康福祉部長、ありがとうございます。

日本は、もうかつてないような高齢社会に今、突入しているわけですから、こういう問題

もあると思います。

そこで、2項目めですけれども、家族の有無にかかわらず、誰もが安心して生きていき、亡くなった後も尊厳が守られる仕組みが必要でございます。河南町の終活支援について、今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町の終活支援の取組としては、令和3年度に河南町、太子町、千早赤阪村と富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会と協議をして、エンディングノート「私の思いおぼえ書きノート～もしもの時に備えて～」を作成しました。現在も希望者にはそのノートを配付しています。

今後の河南町の終活支援につきましては、引き続き、私の思いおぼえ書きノートの配付と並行して内容の充実について協議、検討してまいります。

また、厚生労働省が進める人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組である、もしものときのための「人生会議」——これはアドバンス・ケア・プランニングといいますが——についても、富田林地域における医療、介護の多職種連携による研修会等を通じて普及、啓発に取り組みます。

また、本人が亡くなった後の諸手続や葬儀、納骨、埋葬などの死後の事務を委任する死後事務委任契約などの制度があることの周知に努めてまいります。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございました。

エンディングノートをやっておられる自治体はたくさんあるんですけれども、やはりもう一歩踏み込んで、今、田村部長のほうから、町のほうも拡充に努力しているということなんですけれども、やはり周知徹底していただきまして、その方の尊厳が最期、亡くなった後も尊厳が守られるような状況をつくっていただいて、河南町で安心して子育てから最期、老後まで、河南町では安心して暮らせるまちであるということ、是非、皆さんに分かっていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大門晶子）

中川議員の質問が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

休 憩（午前10時55分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○1番（高田伸也）

議席番号1番、会派、自民・夢・希望の高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は1事項め、地域の高齢化と自治会活動、2つ目は、地域公共交通の利便性の向上について、3事項めは本町の防災対策ということで、住民にとって非常に身近な課題3事項というふうに考えています。

それでは、1事項めになりますが、地域の高齢化と自治会活動というところで、まず、ごみ問題で数点質問させていただきたいなというふうに思っておりますが、環境省の調査によりますと、全国の1日当たりのごみの排出量というのは、直近令和3年度を確認しましたら900g強ということで、おひとり住まいであっても、単純計算ですが平均しますと月に27kgごみを出されているという事になろうかと思えます。空き缶とか空き瓶とか、不燃物、家庭ごみよりもっと重量がありますし、高齢者が出しに行くのは非常に大変だというようなことが言えると思えます。

そこで、実際に私もよく目にするのは、高齢者の方が、缶、瓶でありますとか粗大ごみも含めて、例えばペットボトルにしましても、両手で持って指定場所にふうふうと言いながら持っていくということも目にしますし、あわせて、足が悪くなって一人でもう大変だと、これからごみを出すだけでも大変だというような声も多く耳にいたします。

そこで、河南町におきましても、1人当たりのごみの排出量を確認しましたら約970gということで、全国では522位と市町村の中ではそういう位置づけでありまして、平均よりも少し高いというようなことが言えるかと思えます。

今後、高齢化が進んで、さらに独り住まいが増えてくるという中におきましては、本町において、実態としてこのような高齢者や障がい者の方がいるということ判断して、ごみ出しの支援の依頼は実際今までであったのかと、また、住民の方からそれらをお願いされた場合、どのような対応を取られたのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

高齢者や障がいのある方からごみ出しの支援依頼はあるのか、また、その場合の本町の対応はとのご質問でございますが、年に数回ではあります、ごみ出しに関しての相談はいただいております。相談を受けた場合は、社会福祉協議会が実施しているラクチンライフサポートなどを紹介しております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きした限り、本当に年に僅かということですが、実際、町に直接要請されるということは本当に少ないんだと、周りが思っているよりも声出しをされていないなという気がいたしました。ここで、ごみ問題について少し再質問をさせていただきたいんですが、ごみ出しのもう一つの自治会の課題となっていますのが、指定日以外にごみを出すことによって困るというようなことです。担当する方がごみの処理を後ですというようなことも多いんですが、広報などで指定日は告知いただいておりますけれども、分かりやすく徹底するためにも、年間の各ごみ出し日を明確に表示したごみカレンダーを作成して、年度初めに配布してはどうかと思っています。

当然ながら、広報でもご連絡いただいておりますが、第2水曜日でありますとか、第3木曜日でありますとか、その表示でどうも間違える場合が多いということです。勘違いによって間違えてごみを出される方も非常に多くて、それに対する注意喚起にもなりますし、効果を発揮するのではないかなというふうに思っています。

また、ごみの細分化によって、収集日が非常に分かりづらいということもお聞きしますので、是非検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

これまで本町では、広報かなんや町ホームページ、LINEでのごみ出しナビ、ごみシールを送付する際に同封するごみのパンフレットにより、住民の皆さんにごみの収集日をお知らせしておりますが、議員仰せのごみカレンダーは作成しておりません。

このごみカレンダーの活用は、多くの自治体で取り組まれているようであり、見て分かりやすく作成されておりますので、研究したいと考えます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。研究するまでもなく、カレンダーの見本もお渡ししたかと思えますけれども、大きな多分経費もかからずに、ごみ出し日が間違いなく把握されたり、管理される方の手間が軽減されるということにもつながるんで、今お聞きした研究するまでもなく、是非実現をお願いしたいなというふうに思っています。

続いて、2項目めになりますけれども、以前、住民の方から提出された粗大ごみの収集に対する要望書についてということで、平成29年と、直近では令和4年に1,200名以上の住民の皆さんの署名と共に粗大ごみの収集に関する要望書というものが提出されました。

それは、単に個人の利便性だけを優先した、追求して要求されたものではなくて、先ほどの高齢の方のごみ出しが困難な事例があったというように、大きな粗大ごみを指定先に運び込むことに非常に苦慮する高齢者を対象にしたものであると理解してはおりますが、まず、要望書に対する本町の回答及びその見解について、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

大宝地区内の「もえないごみ（粗大ごみ）収集」に関する要望書に対する本町の回答と見解についてのご質問でございますが、粗大ごみの個別収集は、大宝地区だけの課題ではなく町全体の課題と捉えております。

現状、粗大ごみはステーション収集となっております。これが個別収集となりますと、例えばソファーやテーブルが出された場合、相当の場所を取りますので、交通安全の観点から好ましくないと考えます。また、道路幅員が狭い地域では個別収集が困難な地域もあり、接道状況がよい地域においても、個別収集となると時間がかかり人員・車両が多く必要となる

ことなどから、収集費用の大幅な増額が懸念されるようです。

自治体によりましては、コールセンターを設け、予約制でごみの大きさにより料金設定を行い、玄関先まで収集に伺うなどの事例もございますので、高齢者や障がいのある方にどのような支援が行えるのか、南河内環境事業組合管内市町村の担当者会議において、引き続き検討してまいります。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。様々な課題があるというようなことは、今述べていただいたのでよく分かっているんですけども、私がここで問題だと感じたのは、そのような明確な回答があるにもかかわらず、なぜこの2回の住民からの要望に対して、何ら回答していなかったかというところだというふうに感じます。

単に、各家庭が粗大ごみを家の前に出せば、私自身もそうですが、駐車場から車の出し入れに苦慮しますし、往来する車の妨げにもなると。当然ながら、通学路であれば子供の安全にも関わるといことですし、回収の時間もかかるでしょうし、費用もかかるというのは当然想像できます。この要望書を、単に住民の無理難題とか個人の要望ということで無視するのではなく、できましたら河南町全体の高齢化問題と、高齢化のごみ問題として捉まえていただいて取り組むべきではないかなというふうに考えています。

改めて、苦慮されています高齢者や障がいをお持ちの方を対象にした対応策を、改めて検討をお願いしたいなというふうに思っております。

そこで3項目に入りますが、あわせて、ごみ問題の一つ、他市町村のごみ出しの支援サービスというのがあるんですけども、自治体の中には、高齢者や障がいのある世帯を対象にして、個別にごみを回収しているというところがあります。

国立環境研究所の調査によりますと、9割の自治体が今後高齢化によってごみ出しが困難になる住民が増えると、そのように思うという回答があり、さらに、将来はそのようなごみ出し支援サービス制度を是非導入したいという自治体が4割あったということでしたが、一方、既に高齢者を対象にした支援策を導入している自治体は、その当時は2割にとどまっているという話でした。行く行く、最近の実施例を調べてみますと、令和3年度においては既に34.8%の地方自治体で高齢者のごみ支援策の制度を導入しているということが分かってまいりました。

確かに、全国的に見ましても、人員や予算の確保が難しい理由で導入していないという自治体が多いようですけれども、実際、支援制度を設けている自治体の9割が直接支援型、言わば役所の皆さんが頑張ってお対応いただいているということですが、役所の皆さんが回収ができないという場合においては、シルバー人材センターや老人クラブ、また自治会などに回収を依頼しているということで、依頼先については補助金を出すというコミュニティ支援型というのもあるようです。

他の実例でいいますと、例えば対象はごみ出しが困難な65歳以上の方、また障がいをお持ちの方というふうに限定をして、ごみ出しは自治会や老人クラブが行って、行政は1世帯当たり年千円を補助金として団体に支給するというようなものです。

また、このようなごみ出しの支援をする新たな動きとしまして、ふれあい収集という取組が各自治体で進められているようです。例えば、新潟市ではごみを高齢者宅から集積所へ運ぶのを自治会などが支援するというので、可燃ごみの場合は1回につき150円程度の支援金が出るということでお対応いただいているという、そういう仕組みでありますけれども、高齢者支援の一環として、まず、できれば地域を限定してでも試験的な実施を希望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

ごみ出しが難しくなった高齢者や障がいのある方のごみ出しを支援する仕組みを「ごみ出し支援」と呼び、自治体によっては「ふれあい収集」や「さわやか収集」などの愛称が使用されております。

全国の仕組みを類型化しますと、議員仰せのとおり、自治体職員や委託業者が行う直接支援型と、自治会やNPO等の住民団体によるごみ出し支援活動を自治体が補助金等で金銭的にバックアップするコミュニティ支援型があり、取組を開始している自治体では直接支援型が多いようです。

さて、ふれあい収集の取組について、地域を限定して試験的に実施ができないかのご質問でございますが、本町でどのような取組ができるのか、先進事例を参考に調査・研究してまいりたいと考えます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。調査・研究というところですけども、先ほど言いましたように、多くの先進事例がもう既にあるということからして、実施がたやすく費用対効果も高いんだろうという気がしております。実施に向けて、是非トライをいただきたいというふうによりしくお願いします。

続きまして、次の4項目めに入りますが、広報の配布の件です。

これは何度も質問もさせていただいていて申し訳ないんですが、実は自治会の広報の配布の問題につきましては、2021年時点で、配布方法が一番多いのはやはり自治会、町内会による配布で、自治体の約71.4%がそれを占めているんですが、それはだんだん減少しております。ポスティングやシルバー人材センターさんなどが配布するというのが約20%、増加傾向にあるというふうに聞いています。

この地域の自治会においても、毎回、解消すべき課題として上がってきておりますけれども、近隣市町村と同様の対応ができない最大の課題は何なのか、また、広報配布日は、早朝から職員の皆さんも各地に一斉に広報を配っていただいているというようなことがあります。これも業務の一環なのかということも併せてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

近隣市町村での広報配布の状況でございますが、民間への外部委託やシルバー人材センターへの委託、本町のように自治会等による配布及びこれらを併用している自治体など様々ありますが、外部委託が増えてきている状況にあります。しかし、外部委託による広報配布につきましては、経費が増えるほか、自治会による配布より住民の手元に届くのが遅くなるなどの課題があります。

また、広報配布については、早朝から職員が行っているのは業務の一環となります。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。結果的には、経費と配布期間というようなことが課題だということですが、続いて、この広報配布の見直し案に対する本町の考えをということで、続いて質問したいんですが、広報の配布をする方法としましては、先ほどのように様々にある中で新聞配達所も

その一つということもお聞きしています。近隣の業者に確認したところ、1部当たりの配布費用としては予算内に大体収まりそうだということが分かりましたが、やはり1週間程度の時間を欲しいというようなことがありました。

広報以外の様々なチラシもあるということから考えると、これも大きな課題なんですけれども、それらを考慮して自治会が逆に直接外部委託ができるというようなことを想定した場合、現在の1部当たりの配布委託料が約20円ですか、それに5円とか10円程度の引上げをしていただくことによってかなうというようなこともあろうかと思えます。その辺のアップ幅について、可能かどうかについてご検討願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

広報の配布につきましては、自治会の協力の下、1世帯当たり手数料20円で行っていただいていることにつきましては、協働の取組として非常に感謝しております。しかし、外部委託を目的に単価の引上げは、よく検討する必要があると考えます。

本町では、今後のコミュニティー活動を持続可能なものにするためにも、自治会での配布に引き続きご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

自治会の協力が不可欠というのは間違いないんですけれども、もし単価を5円、10円程度引き上げていただくことによった場合、全世帯を対象にした場合でも月額3万円から5万円程度の費用負担にとどまるはずだという計算になりますので、是非、さらに検討の余地があるものと私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、6項目めになりますが、これはカナちゃんコインを有効活用した健康ポイントもしくは町民活動ポイントを展開できないかという案なんです、本町では住民の皆さんにも浸透しつつあります、地域事業者も非常に喜んでおられるカナちゃんコインについては、現在交付金頼みというところはありませんけれども、現キャンペーンが終わって利用期限が終了した後、その後の展開も考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町内の経済の活性化などを目的としまして、令和2年度から河南町電子地域通貨カナちゃんコインの運用がスタートし、今年度で4年目となります。アプリの登録者数で見ますと、令和3年度末は6,366人、令和4年度末では7,923人、また、令和5年9月20日時点では8,707人と利用者が増加してございます。

このようなことから、次年度以降につきましても、できる限り河南町電子地域通貨カナちゃんコイン事業を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

了解しました。今お聞きする限り、利用者は非常に増加しているということで、さらに、できる限り事業は継続したいというようなことというふうに認識しましたが、そこでちょっと再質問させていただきたいんですが、一方、本町において、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらおうという事業としてかなん健康マイレージが展開されておりますけれども、現状90ポイントをためると、限定かも分かりませんが、参加賞としてカナちゃんコインを2千円程度もらえるというようなことを聞いております。

改めて、その対象事業及び直近1年間の参加人数、住民の皆さんがためられたポイント数等、分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

かなん健康マイレージの対象事業及び直近1年間の参加人数とためられたポイント数とのことですが、対象事業につきましては、町が実施しております集団健診、歯科健診、医療機関健診などの各種健診、健康づくり教室、いきいき百歳体操などがございます。これらの対象事業に参加していただくとともに、健康づくりのためにご自身で設定された目標を行っていただきますと、1日につき1ポイントとなります。

また、令和4年度の参加人数は227人で、ためられたポイントは30ポイントがお二人、60ポイントがお二人、90ポイントが121人、180ポイントが65人、270ポイントが37人で、総ポイント数は3万2,760ポイントとなっております。

以上です。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。参加人数は227名ですか、ちょっとまだ少ないのかなという気はいたしますけれども。

そこで、ちょっと再度質問させていただきますと、先般の新型カナちゃんバスのお披露目において、来場特典としてQRコードを使用しながらカナちゃんコイン5ポイント程度提供したように、例えば役所に来場すれば何とかポイントを提供する、また、町内の各種ボランティアに参加している方々、特に防犯パトロールで日々回っていただいている方や高齢者の皆さん、また青パトに乗って日々町内を巡回いただいている方、小学生の見守りをしている方、毎日、近つ飛鳥博物館でラジオ体操をしたりして健康を維持されている方、このあたりの方は非常に元気なんですけれども、その方々を含めまして、活動に応じてポイントを提供できるようなかなん健康マイレージの枠組みを拡大して、さらにカナちゃんポイントに集約する、例えばかなん健康・ボランティアポイントというような新たな展開を検討いただけないか、よろしくをお願いします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

かなん健康マイレージの枠組みを拡大して、活動に応じてカナちゃんコインを提供してはとのことですが、健康づくりに関する事業だけでなく、町が実施する各種事業やイベントの参加時にQRコードを読み込むことでカナちゃんコインを付与することなどについて、今後町全体で検討してまいりたいと考えております。

また、かなん健康・ボランティアポイントとして新たな展開とのことですが、ボランティア活動に対するカナちゃんコインの付与については、どのような事業展開ができるかなど、先進事例などを研究してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

新しい取組という提案しましたんで研究いただきたいと思うんですが、現在のかなん健康

マイレージは、全くアナログの対応、専用申込書で対応するというので、さらに自己申告制ということもありますので、できましたら今後見直しも必要かなと、デジタル化への移行が必要かなという気がいたしました。是非よろしく願いいたします。

次に、2事項めに入らせていただきますが、地域公共交通の利便性の向上についてというところで、これは、2回前、3月の一般質問でもお問合せをさせていただいた万代のバス停へのベンチの設置、また、猛暑対策に対する取組の状況についてお聞きしたいと思いますが、カナちゃんバスの東山芸大前のバス停に設置されたサンシェード等、乗客の非常に乗り降りが多い場所への設置というようなことをお願いしましたが、万代については現状どのような状況なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

猛暑対策の取組といたしまして、令和4年度に大阪府の猛暑対策事業の補助金を活用し、東山（芸大・サンプラザ前）バス停にサンシェードと温度抑制ベンチを設置いたしました。また、庁舎前バス停につきましては、ミストと温度抑制ベンチの設置整備を行いました。

万代バス停につきましては、万代事業者が大阪府と実施に向けた協議を行っている聞いておりますが、その後につきましては、事業者と府の直接協議のため進捗状況については情報がございません。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

たしか、この取組自体も今年中といいますか年度末で終了というようなことも聞いていますので、状況のほうはまた追求していただきたいなというふうに思っております。

それを含めて、次に移りたいんですが、カナちゃんバスのもう一つ、バス停へのベンチの設置というところで、実は、実際公園の周りでありますとか、例えば、バス停の近くに側溝に足を入れてその縁に座ってバスを待っていただいている方というのをよく見かけるようになりました。高齢者の方々の利用が多いカナちゃんバスの利用者からは、バス停へのベンチの設置というのを希望される声は非常に多いんですけれども、今調べてみましたら、北部ルート約25のバス停を見る限りでも、約18か所はベンチの設置が可能というふうに感じておりますが、一方、ベンチの設置につきましては、例えば車椅子が通れる歩道の幅員を確保す

る必要があるというような様々な設置の条件があるというようなことも聞いています。

できましたら、突拍子もない話になるかも知れませんが、おおさか河内材の利用を促進している本町であれば、その河内木材をベンチとしてバス停に設置することで、多くの住民の目にも触れることになりすし、木と触れ合って木のよさを実感するいい機会を創出することができるのではないかなというふうに思っています。さらに、ベンチの製作費用については、その趣旨にも合致すると想定される森林環境贈与税を充てることを提案したいというふうに思っておりますが、そのあたりも含めまして本町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

バス停にベンチ設置などを行うことは利用促進につながることはありますが、議員仰せのとおり、道路の幅員、形状など、様々な問題点もございます。

森林環境譲与税を活用して河内木材でのベンチなどの整備は、積極的に進めたいとは考えておりますが、設置場所の課題、耐用年数などについて研究していく必要があると考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

積極的に取り組んでいただけるということですので、是非よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

続いて、3項目めになりますが、これも以前確認したことがあるんですが、カナちゃんバスの年末年始の運行についてということで、最近、カナちゃんバスの乗客を見ていると、私が利用する時間帯で、午前9時台の状況を見る限り、毎回最低10名程度が利用されていますし、多いときには20名以上の乗客がありまして、私だけではなくて乗客の一部の方も手すりを持って乗ると、利用するという場合も何度か見受けられ、利用者数の増加を実感しているところではありますが、今般の金剛バスの廃業ということもあり、以前、試験的に実施いただくとお聞きしている年末年始の運行について、その計画は今後どうなっていくのかということ、改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

カナちゃんバスの年末年始運行につきましては、過去から利用者から要望いただいております。今年5月にカナちゃんバスの入替えを行うこともできましたので、以前は運休しておりました12月29日から1月3日までの間で、今年度は12月29日から31日の年末のみ午前2便、午後2便、合計1日4便で試行的に運行を行う予定をしております。詳細につきましては、町広報紙、町から発信のLINE及びバス車内での情報でお知らせをさせていただきたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ちょっと、私のほうは年末年始というふうなことを考えていたんですが、結果的には、年末だけでということですか、分かりました。こういう緊急事態でもありますし、住民の方の理解を得るぎりぎりのタイミングかなと思うんですが、1日4便ということで、どの時間帯が選ばれるのか、その辺のあたりも十分検討いただきたいなというふうに思っております。

そこで次の項目に入りたいと思いますが、高齢者の多様な要望に応じた新たな移動手段ということで、先日、80歳代の女性の方から、日頃買物ではカナちゃんバスを利用しているんだけど、携帯電話を買い換えたいと思ってもどこに行けばいいか分からない上に、車にも乗れないんで、そんなときに万が一助けてくれるような移動手段を考えてほしいというような要望があります。

このような話は、近隣の方もよくそういう話をされるようですが、例えば本屋さんでありますとか近隣のホームセンターへ行くことは可能なんですけれども、タクシーでの往復につきましては、費用負担が非常に大きくて気軽な移動手段とはとても言いづらいということから、その方がたまたま介護認定も受けていないということで、ラクチンライフサポートも利用できなかったと。社会福祉協議会に相談したところ、生きるために最低必要限度の場所を外出支援の場所としているということでしたので、認定されていない場所についてのサポートは対象外ということでした。

人が楽しく地域で生きるために必要なのは、決して病院とかスーパーだけではないというふうに思っておりますので、是非、改めて何らかの手を検討する必要があるかなというふうに思っておりましたが、そこで、よく今耳にしますライドシェアでありますとかデマンドタクシー、そこまできなくても現状のやまなみタクシーを見直して、例えば60歳以上の利用

登録制、基本前日の予約制として片道料金例えば500円（一部富田林地帯も含む範囲）と限定して運行してはどうかというふうにも考えました。

他の市町村におきましても、山形県のおきタクというタクシーを利用したのですが、この地域ではタクシーを利用してコンパクトな地域公共交通を目指し、利用者負担金を50%、また助成金を50%という形で行うことによって、住民から好評をいただいて潤沢に運用ができてきているということです。

金剛バスの廃止に伴いまして、何らかの移動手段をサポートする新たな交通手段が、是非必要になるかと思えます。これを契機に改めて見直すべきだと思えますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

交通手段につきましては、住民お一人お一人いろいろな事情があって、ご意見もあるかと思えます。特に、ご高齢になると移動に関しては不便を感じられることもご理解いたします。

このたび、金剛バス全線廃止の発表を受け、新たな交通手段が必要であることは、町としましては最優先課題と位置づけ、4市町村と連携し金剛バス路線維持に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、河南町地域公共交通カナちゃんバス及びやまなみタクシーの運行につきましても、今後必要に応じて見直しが生じることもあると考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

見直しの必要性を考えておられるということですので、今こそ、そのタイミングかなと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

続いて、3事項めに入りたいと思えますが、本町の防災対策というところで、6月の一般質問におきましては、改めて6月2日の防災面での検証を行うというふうにお聞きしましたし、その結果について改めてお聞きしたいというふうに思っております。

当日は、想定した雨量が甘かったということが一因で、対応が後手に回ったというふうにも聞いておりますが、例えば当日の被害状況の把握はどのようにしたのか、また、住民から被害報告、そういうものがあつた場合の電話対応はどうであつたのか、肝腎な情報システム

が稼働しなかったということも聞いていますが、その原因については何なのかと、住民に配信する大雨警報でありますとか避難指示などの情報発信は問題がなかったのか等々、様々なことで問題があったというふうには聞いておりますが、このような事項の実態と発覚した課題については今後どのように解消されるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本年6月2日に発生しました台風2号による大雨に係る災害において、より迅速な対応をするため、6月15日に部長級の職員による災害対策本部の各部での反省点を上げ、7月31日の第1回行政タイムライン修正ワークショップにおきまして、改善策を協議いたしました。

具体的には、警戒体制の役割分担の明確化、被害状況対応窓口の設置、現場調査の体制、住民への周知、避難指示等発令に係る区長等への連絡、区長が持っているトランシーバーへの連絡、各学校園における非常時対応の見直しなどが上がりました。今後も、引き続き開催する行政タイムライン修正ワークショップにおきまして、改善策をまとめ、行政タイムラインに反映を行う予定であります。

まず、当日の被害状況の把握につきましては、住民からの被害報告、復旧要請につきましては、総数48件中23件が住民からの通報があり、道路の通行止めや土砂撤去など、当日対応できる範囲は対応しております。

次に、情報システムの稼働しなかった原因、住民に発信する避難指示の問題ですが、大阪府が導入した大阪府防災情報システムの不備により避難情報の住民への発信が遅れました。

最後に、避難所開設の判断、情報伝達については、災害警戒本部において、高齢者等避難、避難所開設、避難指示の決定は通常どおり行いましたが、情報伝達のところで課題がございました。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

様々の課題はお聞きしました。一番心配なのは、町の窓口があたふたしてしまうということが一番住民の心配になるというところでありますので、既に、今回の課題については解消されていくものだというふうには判断しております。

それでは、次に、本町各地の自主防災組織と連動した、各地の連携した状況に応じた避難

所の開設についてお聞きしたいというふうに思っておりますが、避難所の開設に関しましてはこれまでも要請をしておりますけれども、第1段階であったとしても、地域の自主防災責任者等から開設依頼の連絡を受け、役場の危機管理責任者の了解を得た上で速やかに開設するというフローを明確に取り決めるべきだというふうに判断します。

そのためには、避難所開設の受付セットでありますとか必要最小限度の備品は、早急に主要5か所の避難所に事前設置するべきだというふうに思っておりますが、実行いただけるかどうか、改めて確認したいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

現地の状況に即した避難所開設の在り方につきましては、本町の地域防災計画において避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し周知するとともに速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設となっております。

しかし、町が開設する避難所以外にも、町に連絡をいただいた上で自主防災組織が自主的に避難所を開設する場合があります。

避難所の開設につきましては、災害の種類や状況、役場の人員体制など、そのときの災害の状況によって判断することになりますが、各地区の自主防災組織の方たちと連携を図り、協働して避難所開設に努めていきたいと考えております。

また、避難所に持参している避難所開設に係る物品につきましては、配置できるように努めてまいりたいと考えます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。前向きな発言をいただいたんで、非常にありがたく思っていますが、是非早急なる配置をお願いしたいなというふうに思っています。

そこで、続いて3項目めになりますが、重要な防災情報の伝達というところで、情報伝達のポイントの一つは、河南町の危機管理から発信される災害上の重要情報をいかにスムーズに間違いなく伝達するかということだと思いますけれども、町から発信されるLINEの情報と各区長に通知される情報は同タイミングで行われるものなのか。また、各区長の自宅に無線機が設置されているというふうになっておりますけれども、どのように連絡が入ってくる

のか分からないということで苦慮されている区長もおられるというふうに聞きました。設置されている無線機を使用して情報発信する場合どんな事態があるのかと、また、単に電話で伝達する場合の事態では何が違うのかということも区別して対応されているのかお聞かせ願いたいというふうに思っています。

さらに、町から実際に正しく住民に情報が届くかどうかというのを確認することは非常に重要でありますし、防災無線を含めて、改めて警報や災害発生時の情報伝達の訓練を町全体で一斉に行うべきだというふうに思いますが、そのあたり本町の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

町では、情報伝達について、地域防災計画に基づき、防災行政無線、広報車などを利用し、または状況に応じて地区組織や自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対し予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態等について周知することとなります。

周知に当たりましては、防災無線、エリアメール、ホームページ、安全・安心メール、テレビの文字放送等の情報システムを活用しております。

高齢者等避難や指定避難所の開設情報は、災害対策本部等で決定した内容を先ほどの各メディアを使ってお知らせすることとしておりますが、より確実に地域に伝えるため、区長等に電話連絡しております。無線機の使用につきましては、停電時や電話が集中し連絡がとれない場合などに活用いたします。

今後は、現状の対応を引き続き継続し、議員仰せの情報伝達訓練については研究してまいります。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非、研究のほうよろしくお願ひしたいんですが、今の内容で、無線機を使用する際の状況はどういうものなのかというふうなことが分かりました。自治会の電話連絡網が実際に機能するかどうか、どの情報伝達手段が一番効果的なのかということも含めまして、検証、把握するためには、本気の訓練を是非実施をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、最後でございますけれども、4項目め、避けられない南海トラフ大地震を見据え

た住民の安心・安全に向けた本町の構えはということで、南海トラフ大地震は、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%ということはよく聞いておりますが、過去の昭和南海地震、昭和21年ですけれども、マグニチュード8という地震が発生してからも既に80年が経過しているということを考えると、非常に切迫性の高い状態であるということが言えるかというふうに思っておりますが、本町において、電気や水道などのインフラが壊滅した場合の緊急対応はどのように計画して、災害発生時の緊急対応については、消防の広域化によりどのように行われるのか、また、住宅崩壊によって大規模な住民避難が必要となった場合の大規模な避難場所の確保と備蓄品の状況等、地域防災協定の締結状況も含めて、本町の構えについて改めてお知らせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町の備えにおける、まずライフラインの確保といたしまして、上水道、電力、ガス、電気通信などの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の整備・点検、防災訓練の実施、相互応援体制の整備などとなっております。

また、消防広域化により組織が大きくなることで、大災害時における他県からの応援に対し、被災規模に応じて適した規模の人員を適した場所に派遣できるような専門的な部署が設置されます。

大規模災害時の避難所の確保ですが、指定緊急避難場所を26か所、指定避難所を31か所、福祉避難所を4か所指定しております。このほか、町中心地区再編整備基本構想では、白木分団詰所を防災備蓄倉庫として一部を改修し、旧体育館などの跡地は、解体撤去後はコミュニティ広場や将来のリザーブ用地とはなりますが、災害時には防災広場としての活用も考えられます。

地域防災協定では、平成19年度から災害時における物資等の協定として29の団体及び事業者と協定を締結しています。直近では、令和5年3月27日に大阪司法書士会と協定を締結し、災害時の相談業務を行っていただくことになっております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。今お聞きする限り、ライフラインの確保という点においては、各

事業者との協定締結というのは非常に不可欠な状況であるというようなことをお聞きしました。ちょっと、それだけだというのは非常に心もとないなというところがあるんですが、それが非常に重要なポイントだとすれば、各社との強力な関係構築を是非今後もお願いしまして、私の今日の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

高田議員の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

休 憩（午前11時54分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、松本議員の発言を許します。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議席番号2番、会派、自民・夢・希望、松本四郎でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。基本的には、通告に従って行いたいと思います。理事者の皆さんにおかれましては、簡潔で前向きなご答弁をよろしく願いいたしたいと思います。

私の質問事項でございますけれども、5事項、5つの事項がございます。では、順番に質問させていただきたいと思います。

まず最初に、第1番目、河南町の地域福祉計画についてということでございます。

まず、この質問の項目に入る前に、地域福祉とはということをご説明させていただきます。ご存じのように、昨今、少子高齢化や人口減少がますます進んでおります。そういう状況の中で、地域における様々な生活課題の問題の解決が必要になってきております。そして、この問題の解決に向けて、地域住民の支えが必要です。そしてこの住民の支えの下、福祉活動を行っていただける多様な関係組織もございます。例えば、この一番重要な福祉計画を実行していただくにつきましては、社会福祉協議会というのがございます。それ以外に、例えば民生委員の皆さん、あるいは各種団体もたくさんございます。そういう方々が連携して、誰もが住みやすく、住み慣れた非常に安全で安心な生活ができるように活動することが

地域福祉ということが位置づけられております。

本町におきましても、このような状況において、地域福祉には非常に活発に今までやってきていただいております。今回はもう3期間の実績がございます。まず、1期間で5年間の計画としてやっていただいて、その計画を踏まえてまたさらに次の計画をやっていただいているということで、非常にもうありがたく、私は感謝している次第でございます。

そういう状況におかれまして、本町におきまして、まず最初に質問に入りたいと思います。前期といいますのはこれ第3期なんですけれども、平成30年度から令和4年度までの5年間における地域福祉計画を計画していただいて、それを実行してきていただいております。

そこで、まずこの最初の前期の5年間の活動状況といたしますか、計画の取組実績と、それから今後の課題についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

第3期地域福祉計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画としまして、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体で策定いたしました。

この期間中の取組ですが、要支援者に対する移動支援サービス（訪問型サービスD）を開始し、移動手段の確保に努めるとともに、いきいき百歳体操やその発展形である住民主体による支援の通所型サービスBの普及・継続を図り、地域の通いの場の確保に努め、また、認知症カフェの支援など、認知症の問題への対応も進めてまいりました。

そして、コロナ禍においても、地域の方々が電話による安否確認活動を行ったり、社会福祉協議会と連携してふれあいタブレットの導入や安全・安心シートの活用を図るなど、コロナ禍を踏まえた地域活動の継続に取り組んでまいりました。

防災・防犯の分野でも、引き続き通学時の見守り活動や避難行動要支援者名簿の作成、地域ごとのコミュニティタイムラインの作成、防犯カメラの設置や維持費の補助、振り込め詐欺など消費者問題に関する啓発などに取り組んでまいりました。その他、虐待や成年後見制度の活用など、事案に応じた相談支援や総合体育館など公共施設のバリアフリー化など、様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、共働き、就労の高齢化など、労働環境の変化や人口減少・少子高齢化の進行、単身世帯の増加などの社会構造の変化を背景に、これまで以上に地域における活動の支え手・担い手の確保が難しくなったり、暮らしの中での課題が複雑化、多様化する傾向にあ

ります。

今後、このような課題の解決に向け、町、社会福祉協議会、各種団体、地域住民など各方面で必要なマンパワーの確保を図りつつ、一層地域福祉の維持・充実につなげる取組を進めていく必要がございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、田村健康福祉部長からのご説明いただきました。いろいろとお聞きしますと、やはりこの問題は非常に範囲が広く、様々な分野においてしっかりと健康福祉活動をやっているということを私は本当に改めて認識した次第です。そうはいうものの、これからますますこのような状況は複雑化していくということを今、部長からもお話ありましたように、そういう状況の中で、やはり、まずこれを完成していく、あるいは遂行していくためにはやはりマンパワーも必要かなと私は思っていますので、その辺のところはこれから町におきましてもしっかりとした体制づくりを踏まえて、人員の確保ということもやっていただいて、ますますの老後における皆様の福祉向上に努めていただけるようお願いしたいと思います。

そこで、この第3回目の福祉計画におきまして、現実には、河南町の住民に対して無作為の抽出によるアンケートが実施されています。それに加えて、地域別のワークショップというのもされたというふうに聞いております。そのような活動の結果につきまして、ちょっと私としては、どのような状況であったのか、そして、その活動の結果を踏まえて、今後、また先に私はお尋ねしますけれども、4期への活動に向けてどのような課題として残っているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

第4期計画の策定に当たり、ワークショップに加え、住民アンケート調査を実施いたしました。18歳以上の1,000人を無作為抽出し、地域との関わり、地域での活動、社会的な課題や福祉に関する意識などについて調査し、434人から回答をいただきました。

また、ワークショップは町内5地域それぞれで実施し、担い手、防災・防犯、居場所、見守りのテーマについて意見交換や提案、事前アンケートへの協力などをいただき、全地域で



100人以上がご参加くださいました。

これらの結果としまして把握された課題でございますが、福祉活動・サービスの一層の情報発信、発信内容、媒体の充実、気軽にワンストップで相談できる相談支援の窓口・体制づくり、日頃から防災・防犯の活動や情報発信、意識向上の取組、一層の移動手段の確保や買物の支援、地域活動や支え合いへの関心向上と参加促進、担い手づくり、気軽集える場や機会の充実、遊べる場、安全な交通の確保などの課題がございました。

令和5年度から5年間の計画期間とする第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画では、これらの諸課題も踏まえ、情報の創造・発信・共有と連携の充実、包括的な支援体制の構築や支援が必要な人を支える地域づくり、防災・防犯体制の充実、福祉活動の移動手段の確保、地域活動の担い手づくり、地域住民等が集い、交流しやすいまちづくりを施策の方向性としておりますが、それぞれについて、取組として計画に掲げた内容について、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この詳しい内容につきましては、計画書の11ページから39ページに掲載しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。

今お聞きしまして、本当に多種多様、非常に様々な福祉活動をやっているのと、これは本当に、私たち住民ももう一度やっぱりしっかりと認識して、これからも活動をしていただいている皆さんと一緒に、しっかりと進めていく必要があるかなと思っております。

それで、今、田村部長からお話がありました、これ、ちょっとここにパンフレットを持ってきましたけれども、第4期、今回の5年間の河南町地域福祉計画、これは町のほうでつくっていただけるものですが、それと同時に、これを実行していただける河南町の地域福祉活動計画、これは社会福祉協議会が作成していただいた。要するに、町と社会福祉協議会両軸でこの活動を続けていくということで、非常に立派な冊子を私は見させていただきました。

この冊子で私興味あるアンケートの内容がございますので、これを披露させていただいて、今後の第4期の活動に取り組んでいただければと思う内容がございます。

まず、アンケートの結果から抽出しましたけれども、1つ目、ふだんの生活の移動手段と

して何がありますかというアンケートがございました。これについては、回答ですけれども、自動車の割合、それぞれ個人の自動車の割合が90.8%、これはほとんどですね。そして、2番目にやはり金剛バスの利用というのが33.9%ございます。先ほどほかの議員の方からもありましたけれども、やはりこれからこの金剛バスはやはり移動手段として重要な手段だということは、このアンケートでもしっかりと読み取れると思います。

その次、もう一つ興味あることなんですけれども、支援が必要な方にとって住みやすい町かどうかという質問がございました。これについての回答なんですけれども、まず1つ目、普通ですねと、特によくも悪くもなく普通ですねという回答が1番ですけれども、これは41.7%でございます。2番目、住みにくいですよという回答は27.9%ございました。30%近いんですけれども、やはりこのような意見の中で、では、具体的に住みにくいという理由は何ですかということ再度問合せさせていただいたところ、まず、交通機関が不便であるというのが第1番でした。これは94.2%の人がこういうふう回答されています。その次が、移動などが不便ですねと、これも74.4%の方が答えておられます。そして3番目に、利用しやすい医療機関が少ないと、このような回答が45.5%ございました。やはりこれは現実に住民の皆さんからの実際経験したアンケートですので、この結果を十分にやはり認識した上で、これからの福祉活動をしっかりとやっていく必要があると思いますし、私たち住民もやはりその辺のところをしっかりと認識していく必要があるかなと思いますので、改めてこの第4期以降の福祉計画を作成するに当たり、あるいは実行するに当たっては、この辺のところのアンケート結果を十分生かしていただけるように、私のほうから要望しておきたいと思えます。

続きまして、これ、3項目めに入ります。

それでは、今期（第4期）の地域福祉計画の取組状況ということでございますけれども、先ほどアンケートもしていただきましたけれども、これまでの取組結果を踏まえて、今後、重点的に取り組むのはどのような内容ですかというのをお聞かせしていただきたいと思えます。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

高齢化や障がいなどにより認知機能に問題があったり、虐待において家族の支援が難しいケースなど、一つの課題についての支援に多くの回数や時間を要する事案も増えつつありま

す。

認知症や虐待のほか、老老介護や8050問題、ダブルケアなど複雑化、多様化した課題も表面化する中では、従来の支援を維持することも困難であります。

また、今後本町において、重層的支援の理念を踏まえたアウトリーチ型・伴走型の相談・支援サービスの取組を進めていく場合には、より多くの困難事案に対し、より深く、継続的に支援を行っていけるよう、より専門性の高いマンパワーの確保が不可欠となります。

本町では、第4期計画において、「地域をつなぐ 思いやりの心が育む あたたかいまちなん～共生による住みよい・助け合いの地域づくり～」を基本理念の下、重層的な支援体制の取組を重点目標として掲げています。その実現を図ることは、多様な課題を抱える住民一人一人が豊かに安心して暮らせる、ひいては住民にとって住みやすいまちという結果につながるものでございます。本町でも必要な人材の確保、体制の構築を図りつつ、重層的な支援体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。

本当に、これからますます高齢者の対応ということもありますし、あるいは認知症の問題、本当に様々な問題が起こってくるということは、もうしみじみと今回のこの回答を聞いてよく分かってきたということでございます。

それでは、まず今後の対応として、今ここでおっしゃっていただいたように、重層的な支援体制の取組と、これは、私もいろいろとほかの人とも聞いていますけれども、やっぱり様々な階層の人もおられますし、やっぱり人の力、それはもうまさしくお医者さんだけじゃなくて、あるいはその地域の人全ての助け合い、このようなことも必要かなと思っていますので、一番大事な重要なポイントではありますけれども、田村部長のところにおかれましては、ますますこれについてのまず重要な人材の確保ということも踏まえて、しっかりとした体制を構築していただけることを切に願っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問事項2つ目に入ります。

学校における働き方改革と地域クラブ活動の在り方についてというテーマでございます。

もう皆さんご存じのように、部活動というのは、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであります。そして、一つの意欲の向上や責任感、連帯感の涵養にもつながるとい

うことで、学校教育の一環としてこの部活動を、一応学習指導要領にも折り込まれているというところでもあります。

一方、この部活動によって、やはり子供たちは今まで教科書で勉強する以外に、現実によくの友達と一緒に活動するという本来の人間形成の役に立っているということで、部活動は非常に重要な位置づけであるということがありますが、一方で、今いろいろと言われてはいますが、部活動の設営・運営は法令上の義務ではないんですと、そして、必ずしも教師、先生がその対応をする必要もないと、こういうことになっているんですけれども、でもそうはいくものの、河南町におかれましては、やはり先生は非常に献身的に、生徒たちのやはり体力向上、いろんなことを踏まえまして、非常に献身的に日夜一生懸命やっただいていてという状況でございます。

一方、先生におかれましては、土日、どちらかは休んでいただいていますけれども、土日も出てまでいろいろこの部活動に非常に苦勞されているというのが実情であります。このような状況を踏まえて、やはり先生方の体力的な問題あるいは生活の問題もいろいろとあるということで、今、文科省としましては、やはり働き方改革というのを今進めていっているというふうに聞いております。

そこで、まず、我が河南中学校の部活動の状況についてお尋ねしたいと思います。

まず1つ目、現在の河南中学校の生徒が参加している部活動の種類、部活動の名前及び参加の生徒数と、それを指導していただいている先生の人数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町立中学校の部活動の名称、生徒数及び指導教員につきましては、卓球が生徒18人、指導教員2人、女子バレーが生徒16人、指導教員3人、男子テニスが生徒38人、指導教員2人、女子テニスが生徒39人、指導教員2人、男子バスケットが生徒31人、指導教員3人、女子バスケットが生徒21人、指導教員2人、陸上が生徒49人、指導教員3人、野球が生徒20人、指導教員3人、ソフトボールが生徒9人、指導教員3人、科学が生徒15人、指導教員1人、美術が生徒27人、指導教員1人、吹奏楽が生徒36人、指導教員2人、家庭科が生徒10人、指導教員1人、合計13クラブ、生徒329人、指導教員28人です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。今お答えしていただいた内容を見ますと、本当にいろいろなクラブ活動と申しますか、部の活動を本当に中学校の生徒が頑張っていてやっけていただいているということがよく分かりました。

それで、今、最終的に生徒329人と言っておりましたですね。中学校の生徒全体の人数はたしか406人と聞いております。そうしますと約81%の生徒が部活動に参加しているということで、これは本当に、私、生徒自らのこれからやろうという気持ちが入っている、非常にいい傾向だと思っています。とはいうものの、その部活動においてやっぱりいろいろと問題も起こると思いますけれども、ますますこの部活動が活発になるためにも、やはり先生方の働き方改革というのもしっかりとまた見ていく必要があるかなと思っています。

そこで、その次、部活動の1日当たりの平均時間数と活動の日数について教えていただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校の部活動の1日当たり平均時間は、平日が概ね1時間半、休日が3時間です。また、一月当たりの活動日数は15日程度です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。分かりました。一応ある程度そんなにたくさん1日当たりということでもなくて、まず2時間がマックスという形でやっけていただいているということで、生徒の体力的な問題も含めて、しっかりとした体制を取っけていただいているということがよく分かりました。

それで、まず、1項目めの最後ですけれども、そしたら、ほかの学校との活動交流等はどうのような状況になっているのでしょうか。そして、参加する生徒はどれぐらいおられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校の部活動における他校との部活動交流は日常的にはありませんが、夏休みなどには、南河内地区の大会の参加があります。また、休日に大会参加した場合には、休養日を別の日に振り替えております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。いろいろと状況、よく分かりました。

そしたら、次に2項目めに移ります。

今、中学校の先生の勤務状況と勤務時間ということをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、先生の部活動の指導に関して、平日の指導時間、それから休日の指導時間についてちょっと教えていただきたい、それが1点。

2つ目は、部活動に関わる教員の休養日といいますか、土曜、日曜日はどれぐらいの頻度で休養日を取っていらっしゃるのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

教員の部活動指導時間は、1日の活動時間として、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度です。

また、部活動に係る教員の休養日の取得状況ですけれども、部活動において教員は、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日としていることから、各クラブ、体育部とか文化部があるんですけれども、活動日数が異なるため、教員個々に人によって違いはありますが、平均で休業日は年間半分程度となっております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

先生の状況はよく分かりましたが、休業日は年間で半分ということは、やはり半分の休業日は子供たちの指導のために出ておられるということでもありますので、この辺のところは、もうこれから文部科学省もいろいろと働き方改革で言ってきていると思うんですけれども、もう少し時間を短縮しろとかそういうような形になっていくと思うんですけれども、それはそうとして、先生にしてみたら、やっぱり自分の教えている子供をしっかりといろんな運動

をやっていただきたいという非常に献身的な気持ちでやっていただいているということも、これはまた一方で我々は非常にありがたいと思っていますので、やにむにもう何でもかんでも労働時間を減らすということではなくて、やはり先生のこういうような気持ちもしっかりと酌んで、かつある程度過剰な労働にならないような体制をしっかりと組んでいただきたいということを私は改めてこの場でお願いしたいと思います。

それでは、3番目のメインテーマに入ります。

今、政府が推進しておるんですけれども、学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等について、総合的なガイドラインというのがございます。これについての対応なんですけれども、これは令和4年の12月に策定された内容でございますけれども、例えば、週当たり2日、平日で1日、それから週末1日以上の休業日を設けましょうということと、できる限りやはり時間を短縮してやっていきたいと思いますというようなことがメインなんですけれども、そのためには、これから先生だけに頼らずに、やはり地域で、地域全体で子供たちのその活動をしっかりと支えていこうというのが、これから地域への移動ということになっていくわけなんですけれども、この辺の状況につきまして、河南町としてどのような体制を取ろうとされているのか、本件につきましては、部長、それから最後に教育長のご意見も承りたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進、適切な休養日等の設定など、生徒にとって望ましいスポーツ・文化的環境になるよう、様々な留意点が示されております。

本町教育委員会としましても、部活動につきましては、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという視点に立ち、河南町立中学校に係る部活動の方針を平成31年3月に策定し、適切な指導、休養日と活動時間の設定といった体制整備等に取り組んでおります。

具体的には、先ほどの答弁のとおりであります。1日の活動時間は長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度としまして、できる限り短時間で、合理的かつ効率的、効果的な活動を行っております。

また、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、週

当たり2日以上の休養日を設けて、成長期間にある生徒が活動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう配慮しております。

さらに、部活動の地域移行につきましては、国において、まずは休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとされております。部活動の地域移行を検討するに当たり、活動を担う団体等の連携、指導者の質・量の確保、活動場所の確保、会費の在り方など、様々な課題があります。

国のガイドライン及び府の方針で示されているように、地域のスポーツ・文化芸術環境の推進を進める観点から、学校と地域スポーツ・文化関係団体が連携し取り組む必要があると考えております。

今後、学校現場の意見、各種団体、近隣市町村等の動向も注視しながら、慎重に検討してまいります。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

私の考えということですが、部長のほうに述べさせていただいたような形で今進めておるところなんです、近隣の教育長レベルでも、この夏にも兵庫県のほうへ行って先進的な部分で視察もしてきたりしながらですが、やっぱり議員もおっしゃっていただいたように、今までのやってきたことが全てが全てそのままという形にはなかなか難しいんですけども、だけれども、子供たちにとってできるだけやっぱり充実した形で引き続きできるように、しかしながら、先生たちの働き方、これも考えていかないといけないというところ辺では、引き続き他地域の情報も含めながら慎重に進めてまいりたい、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、中川教育長からもお話しいただきまして、ありがとうございます。

これはなかなか一朝一夕にはいかないと思います。文部科学省は文部科学省でいろんな計画を立てていますけれども、やはり我が町あるいは地域におきましても、そのような体制づくりはかなり時間がかかると思いますので、これから地域住民全体でしっかりと取り組んでいっていただくということをお願いしておきたいと思います。よろしくお願いたします。



それでは、次の第3事項に移ります。

これも学校関係ですけれども、学校における自転車の交通ルールの教育と指導についてというテーマであります。

まず、自転車通学というのは非常にこの頃、子供たちも一生懸命自転車に乗っているんですけども、やはり事故も多くなっているということを踏まえまして、まず河南町の状況はどうかかなということからお聞きしたいと思います。

まず1つ目、河南中学校の自転車通学についてということでございますけれども、本校での自転車通学は、自宅から学校までの一定の距離基準に基づいて許可されていると聞いておりますが、改めてこの自転車通学者の実情についてお聞きします。

まず、地域別の自転車通学者及び全生徒数に対する割合というのはいかかなものかということ。

それから、もう一つは、学年別の、中学生ですから1年生、2年生、3年生の自転車通学者数及び同学年生徒数に対する比率について教えていただきたいと、お願いいたします。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町立中学校の自転車通学について、自宅から学校までの距離が片道1.65km以上ある場合には自転車通学を許可しております。地域別の自転車通学者数は、中学校では、資料としてまとめておりませんが、学年ごとの自転車通学者及び同学年生徒の割合は、中学1年生が113人、83.1%、中学2年生が96人、82.1%、中学3年生が119人、77.8%、全体では328人、80.8%となっております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。距離が1.5kmというところからは、やはりほとんどの学生さんが自転車で通学しているという状況になっていると思います。私たちの中学校の頃はそんな、もっともっと少なかったですけども、今は距離が短くなったということで、非常に自転車通学する人が多くなっているという状況です。このような状況を見ますと、これ全体ではたしか80.8%の人が全生徒数に比べて自転車に乗っているということでもありますので、事故が起こらないような体制というのはこれからやっていく必要があるかなということでお聞きし

た次第です。

それでは、まず、自転車の運転に関する学校での交通ルールの教育ということについて、それと指導についてお伺いしたいと思います。

ご存じのように、最近、全国的に自転車による事故が非常に多くなっています。そしてまた、今までは特にヘルメットもかぶっていないくて、倒れたら必ず頭を打ちますから、頭を打って命を落としていくというようなこともたくさん今事故として起こっています。そういうことも踏まえて、最近では道路交通法上で、自転車に乗る人はヘルメットを必ずかぶると、これは努力義務になっていますけれども、これは中学生のみならず大人も、お母さんたちが前と後ろに子供を乗せて走るときも、お母さんはもちろんのこと、前と後ろに乗せる子供にもヘルメットをかぶせると、これがもう一般的なルールになっているということです。

そのような状況におきまして、まず、河南町の中学校におきましてこのような交通ルール、いろいろとありますよね、本当は一旦停止するところを止まらないといけませんよとか、これは軽車両ですからどちらを通りなさい、例えば左側通行するんですよとか、そのような基本的なところからの交通マナー、交通ルールの指導というのはどのようにされているのかなということについてお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

自転車の交通ルールの教育、指導の取組について、まず、自転車は子供たちにとって身近な乗り物であると同時に、運転により事故等のリスクが高まるものですので、各小・中学校においても、しっかりと自転車交通ルールの教育及び指導に取り組んでおります。

中学校においても、1学期の始業式後に自転車通学を許可した生徒を集めて、自転車の装備品等のチェック及び指導を行っております。また、毎年1回、富田林警察から講師を招きまして、自転車のルールやマナー、交通事故のことなどを全生徒に向けてお話しいただく交通安全教室を開催しているほか、必要に応じて学年集会等で交通安全について周知しております。

各小学校においても同様に、富田林警察から講師を招きまして、学年に応じて自転車走行の仕方や道路の横断の仕方を教わる交通安全教室を開催しております。

さらに、警察OBによるスクールガードリーダーにより、通学路における巡回活動も行いまして、その活動における児童・生徒の改善指導内容を取りまとめたものを各小・中学校と

も情報共有し、子供たち等の安全を守る体制づくりに努めております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

しっかりと交通ルールあるいは交通マナーを守るように指導といいますか、富田林警察署の交通課の方も来てもらって教育しているということ、これはこれで是非続けてやっていく必要があると思いますけれども、実は私、最近ですけれども、私が大宝地区から寺田地区のほうに向かって帰る途中、たまたま大宝地区のほうに向かって中学生が二、三人、自転車に乗って、あの道はたしか歩道であり、かつ、自転車が乗れるという体制になっているんですけれども、1人の人が自転車に乗って歩道を走っていました。もう一人の生徒は、その子と同じように並列で話をしながら車道を、右側通行になりますから、車道を走って帰って来ていました。そのときに私がちょうど、危ないから、本当はもう少し右へ回って入らないといけないところが、僕が運転しているときに対向がまた車が来ましたから、なかなかもうそういう右折というか接触しないようにできなくて、私はもうやむを得ずその自動車を止めたわけです。もしそれ止めなかったら接触しているということにもなりますので、このようなケースはやはり今までにも何度もあったかもしれません。でも、せっかく交通ルールをしっかりと指導、教育してもらっているとはいうものの、やはり中学生二、三年になってくると横着な生徒も出てきますよね。そういうようなことが結構起こっているというふうに私は聞いています。

そういうことを踏まえて、改めてやはり中学生についてはもう一度この交通ルールをしっかりとやってもらいたい。

それから、大宝地区のある方からもちょっと話があったんですけれども、大宝地区は上から下まで結構坂道になっているところが多いですよ。かつ、信号のない交差点が結構あるわけです。中学生はそういう一時停止という標識があるにもかかわらず、それは本当にもう無視というか、そういうルールを知っているようで知っていないんですね。だから、そこは一旦止まらないといけないということは無視して、物すごいスピードで下に下りていくと。一方で、お年寄りの方がそこを歩いていたら、急に自転車が来て怖かったというようなことになっているということで、この辺についてちょっと学校のほうにも言っておいてほしいなというのがありました。

その辺のところをしっかりと一つ一つちょっと例を示しながら、生徒にはしっかりとした

教育をしてもらいたいなと思っておりますので、改めてこの場をお借りしてお願いしておきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

そして、その次のテーマ、今、中学校の自転車通学生に対するまずヘルメットの着用、これはもう通学者は全員ヘルメットを着用しているということで、その自転車の通学者のヘルメットの購入の費用についてはどうなっているのかなということと、それから、自転車の損害賠償保険も今これは義務化されていますので、これについては、町としてどのような補助があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

自転車で通学している中学生徒については、従前よりヘルメットの着用をルールづけしております、ヘルメットの購入に係る費用の半額、本年度は3千円のうち1,500円を町から補助しております。

また、自転車損害賠償責任保険加入に係る費用負担については、各家庭において、自転車保険とか火災保険の個人賠償責任保険の特約に加入されているケース等がありますので、町から特に補助はしておりません。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、河南町の補助の状況、分かりました。

損害賠償につきましては、これはこれでやむを得ないかなと思いますけれども、実はヘルメットの補助につきましては、これ先ほど言いましたように、自転車通学でされている方、80%ぐらいが自転車通学をされている、残りの20%は通学距離の問題もあるのか、あるいは自転車を持っていないのか分かりませんが、残りの20%の人は、多分全員が自転車に乗っていてヘルメットをかぶろうとしたときに、その人たちは自費でヘルメットを買っているわけですね。これ、私はもう中学生全員にやはり補助してあげたらいいと思うんですよ。金額的にも大したことはないし、あと、20%の人数も少ないわけです。そういうことも踏まえて、やはり中学生の交通安全というか自転車の安全を守るためには、是非これは町として補助していただきたいということをお願いしたいと思うんですが、これについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員仰せの自転車通学者以外のヘルメット購入に係る費用の助成については、生徒のニーズとか、あるいは自転車通学者との同一のヘルメットにするかなど、それらについていろいろと研究してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

私のほうもまた研究するということをお願いいただきましたんですけども、これはもう研究するほどのことでもないと思いますよ。もうはっきりとして、幾らするかというだけのことだと思いますので、これは町長と相談して、できるだけ補助してあげるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次のテーマに移ります。

4番目、まちづくり計画の取組と民間企業との連携についてというテーマであります。

まずその1つ目、民間企業との連携は2つあるんですけども、1つは、地域活性化に資すべく、近鉄グループとの連携、これは人材受入れをしてもらっていますけれども、この取組状況について、具体的にはどのような成果が上がっているのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

令和4年9月から地域振興アドバイザーとして株式会社近鉄百貨店から1名、近畿日本ツーリスト株式会社から1名の派遣を受け入れております。

まず、近鉄百貨店から派遣を受け入れている方には、農産物の販路拡大及び商品開発、道の駅かなん拡張エリアへの出店事業者の交渉などに取り組んでいただいております。これまで、毎月1回のあべのHop前での農産物の販売に加え、近鉄百貨店上本町店におけるプラグスマーケットへの催事販売として、4月26日、27日にイチゴ販売、8月23日、24日、9月5日にイチジク販売を実施いたしました。

あべのハルカス近鉄本店ハルチカマルシェでは、9月15日から毎週金曜日に道の駅かなん

のコーナーを設け、河南町産の野菜や果物を販売することとなっております。これまで農産物の配送に課題がありましたが、近畿配送サービス株式会社を活用し、定期販売をスタートすることとなりました。

また、商品開発では民間企業と協力し、河南町産のイチジクを使ったフルーツサンドの販売や河南町産の農作物を使ったベーカリー販売などを予定しております。

道の駅かなん拡張エリアの出店事業者については、飲食店等と事業用借地として33社と延べ60回にわたり交渉を重ねておりますが、施設の立地及び周辺環境等から、いずれも出店は難しい状況にあります。このほかにも、近鉄インターネットショップでの産直販売の協議や、河南西部土地改良区内に4,000㎡のイチゴ農場ファームの稼働を準備しております。

近畿日本ツーリスト株式会社とは、新型コロナワクチン接種業務委託で過大請求などがあったことにより、本年4月末に協定書を解除しております。

以上です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

近鉄グループとは、当初2人だったけれども、最後にここに書かれていますように、近畿日本ツーリストのああいふいろいろな問題が起こったので、今は近鉄百貨店との連携を続けていると。これ今お聞きしましたら、結構いろいろと今までにないような対応もしてくれているなというふうに私は思っています。

例えば近畿配送サービスの利用とかいろいろな形で、デリバリーにもかなり有効になっているというようなことを聞いていますので、この辺のところはやはり河南町の農産物の販売に少しずつ貢献していっているのかなということでもありますので、引き続き近鉄百貨店との提携は是非続けていってもらって、できるだけやはり河南町産の農産物を拡販していくということに努力していただきたいなと思います。

それでは、もう一つの連携なんですけれども、DXの対応として、地方創生人材支援制度を利用していただいて、DXの推進に今やってもらっているんですけれども、この辺のところの活用の成果というのをお聞きしたいと思うんですけれども、なかなか見えないところなんですけれども、どのようなことをやってもらっていて、どのように今後対応していくのかということも併せてお聞かせください。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

令和4年度から地方創生人材支援制度を活用し支援をいただいております。毎週火曜日には1名が本町で執務を行い、その者が中心となって、アバナード株式会社が本町のデジタル化への課題に取り組んでおります。

令和4年度は、本町の各課へのヒアリングにより課題を抽出し、業務を整理しつつ、河南町DX推進計画の策定に取り組んでいます。

並行してロゴフォーム、ロゴチャット、LINEなどデジタル技術の活用、マイナンバーカードの普及活動等に際しても一定の効果を発揮しています。

マイナンバーカードの交付率が向上したことにより、本町のDXを推進するための最低限の環境は整ったと考えております。そのほかでも、デジタル田園都市交付金の事業を取りまとめ、令和5年度には採択されました。

令和5年度からは、デジタル田園都市交付金などを活用し、窓口周辺業務を主とした住民サービスの変革と職員の負荷軽減のための施策といたしまして、情報システムの標準化・共通化、庁内セキュリティの向上、業務ルール、デジタル資料の統制、リモートワークの実現、窓口業務のデジタル化、AI・RPAの活用、手続のオンライン化、公共料金・税金支払い方法の拡充、マイナンバーカードの利活用など、今後数年間をかけて整備を進めていきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、渡辺部長から非常にたくさんの項目を上げていただきましたけれども、私たちにはやはり、何はさておき、まず住民のサービス向上を図っていただきたいというのが私たちの一つのお願いです。

それ以外にも、やはり町におけるいろんな事務処理の問題とかというのはたくさんございますけれども、そのような内容を見て今回の9つの項目というふうに理解をいたしておりますけれども、今回この人材を派遣していただいているということによって、これがもう完全にますます河南町のいろんな住民へのサービス、支援につながるように、是非いろんなノウハウを出していただいてやっていただきたいということを改めてお願いしておきます。

時間も迫ってきました。最後のテーマです。

河南町のゼロカーボンへの取組ということについてお尋ねしたいと思います。

ご存じのように、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただいて約1年たっていますけれども、これについて具体的に、そのゼロカーボン宣言をさせていただいた後、どのような状況になっているのかということをお聞きしたいと思います。分かる範囲で、是非よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、令和4年3月に、2050年をめどに町内の二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とするゼロカーボンシティを宣言いたしました。

宣言後の取組状況でございますが、項目ごとにご説明させていただきますと、再生可能エネルギーの普及促進として、太陽光発電システム整備費補助を引き続き実施するとともに、令和5年度から新たに温室効果ガス排出量削減の推進を図るため、電気自動車やプラグインハイブリッド車などの充電設備設置の促進に対する補助としまして、電気自動車等充電設備設置補助の実施などを行ってまいりました。

次に、地球温暖化防止や気候変動問題の環境教育、啓発活動につきましては、住民の地球温暖化防止意識向上のためのパンフレットの各戸配布や地球温暖化防止のための啓発物品の配布を実施してまいりました。

次に、ごみの問題ですが、住民に対しごみの減量化、分別再資源化、プラスチックごみ削減などの分別収集の徹底をお願いしております。また、新聞や段ボールなど資源ごみの収集回収を地域ぐるみで行っております。

さらに、プラスチックごみ削減に係る新たな取組といたしまして、アイシティと協働し、住民生活課前で使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収を行い、リサイクル工場で再生ポリプロピレン素材となり、様々なリサイクル製品へと再生されております。

次に、自然環境の保全につきましては、町域の約半分を占める豊かな森林を守り育てるため、造林業などに対する林業振興補助や、木と触れ合う機会を持っていただくため、出生されたお子様への記念としておおさか河内材を活用した出生記念木製玩具、積み木でございますが、これや苗木を配布しております。

課題につきましては、全ての項目に係る内容となりますが、2050年に町内の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロの達成に向けて、住民の快適な生活や地域経済を維持し



ながら、いかにして省エネルギー化を行い、環境負荷の少ないエネルギーに切り替えていくかが課題であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

1年前に森田町長が宣言されたゼロカーボンシティへの対応ということで、4項目についてのそれぞれの1件ごとの対応をしていただくということをお答えいただきました。そんな急に幾ら減っていくかということは難しいと思いますけれども、やはり毎年毎年、あるいは毎日毎日といたしますか、住民の皆さんとそれから行政の皆さんとやっぱり一体となって、やはりある程度これは地道にやっていく必要があるかなと思っていますので、引き続きお願いしたいと思います。

そこで、今後の対応ということについてお伺いしたいと思うんですけれども、まず、今後重点的に取り組むべき施策というのがあれば聞きたいなと思っているんですけれども、まず1つ目、2050年をめどにゼロカーボンシティの実現を目指すということを大前提として宣言していただいているわけですが、これは行政だけでできるわけではなく、やはり住民の皆さんと一体となってやっていかなきゃいけない、あるいは事業者の皆さんと一体となってやっていかなきゃいけないというところだと思いますので、この辺のところにつきまして、行政としてはこのCO<sub>2</sub>削減に向けたその目標と脱炭素行動に向けての取組について、町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町では現在、2050年をめどに、町内の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出の現状把握と分析、削減に向けた施策の検討などをするため、大阪府や専門知識を有する事業者などの意見を踏まえ、脱炭素ロードマップの策定に取り組んでいるところでございます。

その中で、生活スタイルや移動手段の転換など、住民や事業所と共に実施のできる効果的な取組について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。今ここでそんな簡単にどうするということは難しいと思いますけれども、やはりこれから時間かかりますけれども、一つ一つやっていくのが、それしかないのかなと私も思っていますけれども、その辺のところは、やはり住民の皆さんにもしっかりとしたPRをしていっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、最後の質問に移ります。

まず、CO<sub>2</sub>の削減に向けて効果が大きいのはやはり電気自動車だと私は思っているんですけれども、やはり普通の自動車はやはりCO<sub>2</sub>を物すごく排出しているわけですから、これをなくすためには、今全世界挙げて電気自動車に取り組んでいるわけですが、そういう状況においてこの電気自動車を進めるためにも、やはりインフラ設備が必要ですよねと。普通の自動車であればガソリンスタンドでいいんですけれども、電気自動車はやはり充電設備が必要だということになっています。

今、世界的にも充電設備の拡充というのは、特にヨーロッパなんかは相当進んでいるんですけれども、日本はこれからだと思います。そういう状況の中で、河南町としてもできるものをやはりやっていくというのが大事ななと思っています。そういう意味で、例えば今度道の駅のところで整備していただける場所がありますよね。あそこに高速充電施設を置いて、1台か2台でも構いません、置いて、することによって、やはり電気自動車はこれから普及してくると思いますので、そこに電気自動車に乗っていったら、道の駅で買物している間に充電できるわねということにもつながっていくと思いますし、一つの町が保有している資産の有効活用にもつながると思いますので、もちろん充電使用料は普通の値段をもらってもいいし、町として補助してあげても構いませんけれども、それは通常のマーケットのプライスでやっていけばいいと思いますので、その辺のところについて、せっかくこの最後のゼロカーボンシティということにもつながると思いますので、最後に町の考え方をお聞かせください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

平成27年度に策定いたしました道の駅かなん再整備基本構想におきまして、電気自動車の普及に対応するため、急速充電設備の設置の構想がございますが、拡張エリアの新コンテンツ棟の内容等が現在のところ未確定のため、その内容が決まった段階におきまして、設置等を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

やはり一つ一つできるものからやっていくということが大事だと思いますので、今私がちょっと提案させていただいたことはそんなに難しいことでもないと思いますので、まず庁内でしっかりと検討していただいて、実現に向けて是非お願いしたいと思います。

このお願いをもって、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大門晶子）

松本議員の質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩といたします。

休 憩（午後2時03分）

~~~~~

再 開（午後2時15分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、河合議員の質問を許します。

河合議員。

○3番（河合英紀）

議席番号3番、自民・夢・希望、河合英紀です。議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きく3事項を質問させていただきます。

1事項めは、介護・障がい・福祉について、2事項め、河南町高年者人材センターのインボイスの影響について、3事項め、ライドシェアなどについてを質問させていただきます。

理事者の方には的確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは早速、1事項目の質問をさせてもらおうと思います。

今回、介護・障がい・福祉についてというふうな題にさせてもらったんですが、これ本当にいろんなところで、住民さんもしくはケアマネジャーさんであったり、支援員さんであったりという方とふだんよくコミュニケーションを取らせてもらっている中で、利用者さんからは感謝してもらえる声とかを本当に多くもらうんですけども、中には耳が痛いことを言われる方もたくさんおられて、それについて、何でそんなことが起きているのかというのを考えた上で、ちょっと今回質問をしていきたいなというふうに思っていますのでお願いします。

それでは、1項目めの質問です。

介護・障がい・福祉について、地域包括支援センター、障がいの基幹相談、委託相談、社会福祉協議会のそれぞれどのような事業に取り組まれているのか聞かせてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口で、相談対応や必要な場合に関係機関につながります。また、要支援1・2、事業対象者のケアプランの作成や委託先の居宅介護支援事業者と連携し、介護支援専門員等の資質向上のための研修や地域ケア会議を開催しております。そして、介護予防のための運動や脳トレ、認知症予防教室等の介護予防教室の開催、また、高齢者の権利擁護や成年後見申立て支援、虐待ケースの措置対応なども行っております。

基幹相談支援センターは、障がい福祉に関する地域包括支援センターとも言えるもので、在宅の障がい児・者及びその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを総合的かつ専門的に行うもので、他の委託相談支援事業者への支援や虐待対応、障がい者自立支援協議会の運営なども行い、相談窓口は24時間対応となっております。

委託相談支援事業者については、主に、障がい福祉サービス利用の援助・調整や公的支援以外の社会資源の活用等による個別の自立生活への支援を行っております。

なお、現在5つの事業所に委託しておりますが、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいを基本としつつ、児童をメインとする事業者や精神障がいをメインとする事業者など、専門性を持った事業者に委託しております。

次に、社会福祉協議会でございますが、福祉全般において、行政との両輪と考えており、コミュニティーソーシャルワーカーによる個別の支援や専門機関へつなぎ、サービス利用の支援などを行っております。また、ボランティア活動の推進、地区福祉委員会などの小地域ネットワーク活動事業、ラクチンライフサポート事業、生活福祉資金の貸付け、共同募金の活動などを行っております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今言ってもらった事業、どんな取組かというところ、大きいところを言ってもらって、多分細かいこと言うと、もっともっといろんなことに取り組んでもらっているのは皆さんご承知の上だと思います。そこでふだん、地域包括のスタッフの皆さん、社会福祉協議会のスタッフの皆さん、もちろんその基幹相談のスタッフの皆さん、もう必死で毎日仕事をしてはるんですよね。そんな中で、やっぱり苦情とかが出てくるところを考えたときに、やっていること多過ぎるんじゃないのかというところを、ちょっと僕考えるようになりました。

そこで、もうこのたくさんの仕事内容をそれぞれ何人のスタッフで取り組まれているのか、聞かせてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域包括支援センターは高齢福祉係も兼務しており、専門職5人で、内訳は、保健師2名、社会福祉士1名、主任ケアマネジャー2名と事務補助員1名の6人体制で業務に取り組んでおります。

基幹相談支援センターは施設長を含めて3人、その他の相談支援事業者は常勤換算で、それぞれ1人から1.5人となっております。

社会福祉協議会は、局長1名と正職員4名、嘱託の社会福祉士2名、事務補助員2名の9名となっております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

それぞれのスタッフの数を教えてもらったんですが、地域包括支援センターでのポイントは、今言ってもらったように兼務というところだと思うんです。なので、ほかの仕事も健康福祉部の皆さんはやっておられる中で、地域包括支援センターの仕事もしているという状況があるということですよ。ほかの基幹相談の人とか社会福祉協議会の人とかというところも、本当にたくさんな仕事を、言ったら少ない数で、その業務量に比べたらすごい少ない数で今やっておられるのではないかなというふうにちょっと思っています。

そこで、ほかの議員の皆さんも、地域福祉計画でもマンパワーをもっと増やさなあかんといい意見もあったと思うんですけれども、じゃ、人は多分しんどい中で目いっぱいやっているやなという中で、じゃ次、お金の面はどうかということで質問させていただきます。

それぞれ令和4年度から令和5年度にかけて、予算は増額されたのか教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域包括支援センターの令和5年度と令和4年度の予算を比較しますと、当初予算比で約260万円の増となっております。主な要因は、職員の人事異動により給料や手当などが増となったことや、地域ケア会議の回数を増加したことに伴うものでございます。

基幹相談支援センターや相談支援業務の委託費は前年度と同額でございます。

また、社会福祉協議会につきましては、その助成金やコミュニティーソーシャルワーカー配置委託料、認知症地域支援推進員配置事業については前年度同額でございます。

なお、生活支援サービス委託料につきましては1万7千円の微増、また、在宅給食見守り事業の委託料につきましては、燃料費など物価高騰なども踏まえまして、1食当たり委託料を367円から420円に見直しをいたしました。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

地域包括のほうはちょっと増額してもらったんですけれども、基幹相談支援業務の委託もしくは社会福祉協議会のほうの予算は横ばいという形になっていたというのがよく分かりました。

人も少ない中、毎日すごい頑張ってやってもらっている中で、予算も増額がない中というところ、非常に皆さん、河南町の町民のため、住民のために頑張ってくれているということを改めて町長、もう一回よく知っておいてほしいなというふうに思っていますので、お願いします。

次、4項目めなんですけれども、今月の最初に、住民さんに相談で呼ばれまして、ケアマネジャーさんを紹介してほしいというか、もともと地域包括にお願いして介護認定の認定調査を受けたんですけども、その後、何をしたらええんか分かれへんからサービスを受けられない状態のままほっておかれているという状況の方から連絡があつて、私に相談があつたので、私がケアマネジャーさんに連絡して、その方のケアプランを立ててもらおうという支援をさせてもらったんですけども、そのときにケアマネジャーさんに私から電話させてもらったときに、新規取ってほしいんですけどもという形をお願いしたら、ケアマネジャーさんから、河合さん、それは要支援の方ですか、要介護の方ですかみたいなこと言われたんです。私はその相談された方は要介護2の方だったので、要介護2ですよと言ったら、もう喜んでやらせてもらいますという回答で、すぐにもうサービスやってもらえるようになったんですけども、この会話の中に隠れてんのは、要支援の人のケアプランは、ケアマネジャーは本音では喜んで立てていないということなんです。これ何でかというのは、いろんな原因があるんですけども、言ってしまうと、要介護の方のケアプランよりも要支援の方のほうがもうからへんからなんですよね。

ということを考えてときに、今は、要支援の方、ほかのケアプランセンターのケアマネジャーさんに河南町、お願いしてケアプラン立ててもらいながら、直営包括なので、河南町の主任ケアマネジャーさんもケアプランを立てているという状況になっているんですけども、そこで今、現状どうなっているんかという質問をしたいんですが、地域包括支援センターの介護支援専門員は、全要支援者の何%を担当しているのか、教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和5年3月末現在の要支援者数は282人で、そのうちサービス受給者は167人です。地域包括支援センターの主任ケアマネジャーである介護支援専門員は167人中33人、19.8%を担当しております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今の話でいうと、要支援者のうちの町の主任ケアマネジャーが担当しているのは20%ぐらいで、80%の人はほかの居宅介護支援センターにお願いしているという状況なんですけれども、これ正直今の介護の状況によると、利用者さんはどんどん増えていくんですとなったときに、ほかのケアマネジャー、普通に利益を追求する居宅のところであれば要介護しか見なくなってくるときが来ると思うんです。それは何でかといったら、ケアマネジャーも人材不足で人がおらへんと。お客さんはいっぱいおるけれども、そのケアマネジャーがおれへんという状況の中で、自分が取れる数にも限界がある。限界がある中で、要支援の人取るんか、要介護の人取るんかといったら、もう誰が考えても要介護の人を優先で取っていくわけですよ。じゃ、要支援の人、どないなっていくんかとなったら、もうそれはやっぱり直営の地域包括のケアマネジャーが見ていかざるを得ない状況になってくると思うんです。これはもう言うている間にそないになっていくと思うんですけれども、そうなったときに、今は20%の担当なのでまだ余裕はあるとは思うんですけれども、実情はないの分かっているんですけれども、実情はないの分かっている中なんやけれども、この2人で、今の現状で、今後要支援のケアプランを河南町の住民は受けられるんかというところを非常に危惧しております。ということも踏まえて、マンパワー不足、改めて町長よく考えてほしいなというふうに思っています。

次の項目の質問に移ります。

じゃ次、基幹相談、委託相談のスタッフの話になっていくんですけれども、これ2か月前に富田林保健所で、精神障がいに関わる事業所であったりとか、行政の方が集まって意見交換であったりとか、情報交換、あとは大阪府からの次年度こういう動きをしていきますよみたいな説明会みたいなものがあったんですよ。残念ながら、河南町はそこには参加していただけていなかったんです。これ何でかといったら、多分ほかの仕事があったからなんです。忙しいから来られないんですよ、そういう会議とかにも。それも問題やなと思っているんですけれども。

そのところで、基幹相談をされているスタッフの方々が意見交換の中で言われたのが、私たちは、特に、河南町に関係する基幹相談の方が言われたのは、そこは千早赤阪村と太子町と河南町、2町1村の基幹相談を委託を受けてやられているんですけれども、もう物すご

い数の利用者さんのプランを立てていますと、それを正直、仕事やからやるんやけれども、もう多過ぎて、みんなに本当に質の高いサービスが提供できているかどうかというのには、正直私たちも不安になっているし、できないのが現状ですという本音の相談をされたんです。そういうところもあって、じゃ何でそんなふうに入増やせへんみたいなことを聞いたら、言ったとおり先ほどの予算の話もあったように、予算が増えへんから人も雇えないという状況もあるということの話を聞きました。

そこで、改めてちょっと質問なんですが、基幹相談、委託相談のスタッフは何名の障がい者を担当しているのか教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和4年度の実績報告によりますと、基幹相談支援センターでは、相談支援の延べ人数は94人で、委託相談支援事業者につきましては、施設により異なり、相談支援の登録者が10人から101人となっております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今の答えの中でも分かるように、10人から101人とすごい幅があって、頑張ってはるというか、多分障がいによっても違うんですね、実情は。多分精神障がいのところは非常に多くの方を見てもらっているという状況があるんやなということ、そのところは非常に頑張って精神障がいを持った方のために毎日奮闘して仕事をしてしてくれているんですけども、正直限界が近いよと、悲鳴を上げているという実情があるということをちょっと知っておいてもらえたらなと思います。

次、6項目めの質問です。

いろいろ今まで質問させてもらいましたが、改めて、それぞれの仕事量とマンパワーについて、町としてどのように考えているのか教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域包括支援センターの業務量は、要支援者等のサービス利用に伴うケアプランの作成や認知症予防事業、アセスメント支援事業、短期集中の通所・訪問による運動機能・口腔・栄養の改善などの新規事業により増加しております。業務内容について精査し、業務の簡素化などにより効率化を図っておりますが、今後もニーズに対応したサービス、取組を進めていくためには、人員強化の検討も必要と考えております。

基幹相談支援センターにおいては、常勤の専門職知識を有する人員を1名以上の設置を義務づけておりますが、相談支援事業者には人員の規定を設けておらず、担当者以外でも、法人全体で取り組んでいただいているものと存じます。現状では、逼迫した状況との報告は受けておりません。

社会福祉協議会では、1問目のご質問でお答えしました諸事業を福祉の両輪として実施しております。今後、高齢化が進んでいくことにより、社会福祉協議会として、今後、拡充される取組や事業なども踏まえ、体制の検討は必要と考えております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

もう本当に、散々今の質問で分かってもらえると思うんですけども、仕事量はいっぱいあると、少ない人員の中で日々スタッフは頑張ってくれているという課題がもう逼迫しているということを思ってもらった上で、改めて、しつこいようで申し訳ないんですけども、それぞれの質を担保・向上させるために委託料や人材の増員について、どのように考えているのか教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域包括支援センター職員の質を担保・向上させるために、専門知識を持った保健師の増員や、さらなる知識向上のため、町内外の研修に積極的な参加をしております。限られた人員の中で、業務の効率化を図るなど工夫もしておりますが、新たな各種事業への取組に加え、相談・支援業務の複雑化や重層的支援への取組もございますので、人員の強化や業務の一部委託による取組などを検討してまいります。

障がいの相談支援業務におきましては、質の担保・向上や情報提供を目的に、自立支援協

議会等を通じて研修会を開催し、地域の事業者全体のレベルアップを図っておりますが、近年の物価の高騰により、事務的経費においても事業者努力では補填できない状況かとも考えております。委託料につきましては、近隣市町村の状況も勘案して、適切な対応を検討してまいります。

社会福祉協議会につきましては、法のはざまでの支援や地域での福祉活動の支援、ニーズに基づいた資源づくりの検討など、これまで果たしてきた役割の一層の充実、拡大が期待される中、今後の社会福祉協議会の取組や役割の拡大に見合った体制の確保について、検討が必要と考えます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今そういう現状だというのは、もう多分部長も分かってくれているし、町長も分かってくれていると思っておりますが、現場の声、利用者さんの苦情が上がってくるところの原因とかというところ、やっぱりそういうところで町民さんが困らんようにしていくことというのが一番大切であると思っておりますので、そのところしっかり、役場的にいうのであれば研究していただけたらなと思っております。

次、2事項めを質問していきたいと思うんですが、1事項めで社会福祉協議会のことあんまり聞かへんかったんは、この2事項め、社会福祉協議会のこと聞きたいからということと、6月の一般質問でも同じことを質問させてもらっているんですが、改めて、高年者人材センターのインボイス制度の影響についてというところをちょっと考えていきたいなと思っております。それは10月からインボイス制度が始まるということと、この1事項めでも考えてもらった社会福祉協議会の現状、業務量と人の課題とかいうところも踏まえながら、ちょっと考えていけたらなというふうに思っています。なので、6月議会の一般質問で同じ質問をさせてもらって、もう答えは聞いているんですけども、改めて同じ質問をさせていただきます。河南町高年者人材センターは、河南町に必要な事業と考えているのか教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

町の高齢者保健福祉計画では、引き続き高齢者の活躍する機会の確保を図るとともに、社

会参加を通じた介護予防を行っていくこととしております。

地域においては、介護予防や高齢者の交流など、様々な形で住民の皆さんが活動をしていただいております。

高年者人材センターにおいては、高齢者が末永く、元気に生き生きと活躍され、社会参加や生きがいづくりを推進していくための一つの資源であると考えております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

本当に、この高年者人材センターで働いていただいている町民の方々というのは、多分もちろん自分の健康のためというのものもあるんでしょうけれども、多分地域貢献の思いも強く持っておられるからこそ高年者人材センターで町の草刈りであったりとか、いろいろなことをやっていただけているというふうに思っているんですよ。なので、できるだけ高年者人材センターというものをしっかりとした事業として継続していってもらうために、ちょっと考えていきたいと思うんですが、じゃ、どれぐらいインボイス制度が始まったら高年者人材センター困っていくのかというのをちょっと一緒に考えていきたいと思うんです。

なので、2項目めの質問させてもらいます。

令和4年度の配分金の実績とそれに伴う消費税を教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和4年度の決算書によりますと、総支出額が1,569万5,927円となっており、うち配分金支出額が1,400万5,610円となっております。令和4年度の配分金の消費税の額は、127万3,237円でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。もうここ、さっさといきますね。

じゃ次、令和4年度、そういう支出額というところの決算書の数字を教えてください。繰越金は幾らだったんでしょうか、教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町高年者人材センターの令和4年度決算報告によりますと、繰越金は84万1,019円でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

簡単に言ったら、令和4年度でインボイス制度始まっていない仮定の想定なんですけれども、消費税が127万円で、繰り越しているお金は84万円やから足らへんよという状況やということなんですよね。ということ考えたときに、4項目めいきます。

配分金が今後も令和4年度と同等と考えたとき、消費税を負担し続ければ、令和何年まで継続できるのか、お願いします。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

高年者人材センターにおいて、令和4年度の税抜き配分金収入は概ね1,270万円であり、仕入れ税額控除がない場合の税額は127万円、仕入れ税額控除が80%の場合の税額は25万4千円となります。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間は、経過措置として、仕入れの80%が仕入れ税額控除されますので、この経過措置期間中の税額は計76万2千円と算定されます。現状どおりの運営方法が続きますと、令和8年度後半には余剰金を使い切ることになると見込まれます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

あくまでもシミュレーションなんでこのとおりになるとは分からないんですけれども、このままいったら、シミュレーションどおりいけば令和8年度には高年者人材センターがもう

かなりしんどい状況になりますよというのが分かりました。

これ高年者人材センターの立場で考えたときはそういうことなんですけれども、実際に高年者人材センターで働いていただいている従事者の方は、負担額等々がどないなるのかというのを質問したいんですけれども、配分金を受け取る従事者1人当たり平均幾らの負担額なのか教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

高年者人材センターの従事者は免税事業者と考えられるため、これまでと同様に消費税の納付が免除されます。

したがいまして、これまでの取引と比較して、負担が増えるわけではございません。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

高年者人材センターで働いていただける方々の負担が増えるわけではないということなんですけれども、ただ、高年者人材センターの負担がインボイス制度によって増えるという制度が始まりますよということが分かったと思うんですけれども、これ重要なところというのは、やっぱり高年者人材センターというところを、町としてどのように支援していこうと思っているのかどうかというところ、そもそも、これはあくまで私個人の考え方なんですけれども、社会福祉協議会の仕事量がめっちゃめっちゃ多い中で、全部を全部やっていくことに限界が来ているというふうなことも考えていかなあかんのかと思うんです。今日のほかの議員の一般質問の中でも、何かあったら社会福祉協議会が、ラクチンサポートやっていますとかという答えがあったと思うんですけれども、もう社会福祉協議会はいっぱいいっぱいやることがあるんですね。その中で、この河南町の高年者人材センターを社会福祉協議会として存続していくかどうかがみたいなども考えていかなあかんのではないかとこのように思うんです。やっぱり高齢者の生きがいづくりであったり、地域貢献の場であるということを考えてときには、それはあれば必要な事業やとは思いますが、そこんところを本当に今の社会福祉協議会で継続する余裕があるかどうかがみたいなども、しっかり考えていけないのではないかとこのように思っています。

多分どこの人材センターも同じ問題を抱えている状況の中で、ほかの市町村のシルバー人材センター、どうなっているのかをちょっと聞きたいと思います。ほかの市町村のシルバー人材センターの対応をちょっと教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

インボイス制度の導入後、当面3年間は、消費税10%の2割相当に当たる2%の消費税を人材センターが納める必要がございますが、南河内、中河内の各市町村に確認したところ、インボイスの対応として助成を行う団体はないとのことでございます。

各人材センターでの対応方法でございますが、多くの人材センターでは、発注に当たり、2%分を上乗せすることにより消費税分を確保されるようでございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

それぞれの人材センターも同じ問題に直面していて、それぞれどうやってそれを解決していくかというところを考えていて、発注に当たり2%分を上乗せするとかというような工夫をしていくというふうになっていると思うんです。なので、言ったら、河南町の高年者人材センターも工夫をしないといけないんですよ、簡単に言えば。すぐに町に補助してくれと言うのはどうなのかとは私自身も思うんですけれども、でも町として必要な事業であれば、町としてもどう考えていくかというのも考えてもらわないといけないという状況だと思うんですよ。

あえて最後、もう一回聞きたいんですけれども、高齢者の生きがいを目的とした就業機会と地域貢献の事業に、町からの補填は難しい、前回は難しいよと答えてもらっているので、難しい理由を教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今般の制度改正につきましては、全国の多くの県議会や市議会などから、シルバー人材センターの安定的な事業運営のため、新たな税負担が生じないようにするなど、適切な措置を

求める意見書が国に提出されておりましたが、現状では、税負担の問題が生じております。また、昭和61年度のセンター発足当時に比べますと、近年は、定年延長等による高年者の就業機会の増大、多様な余暇の機会や身近な地域の介護予防の通所の場の創出などが見られます。高年者人材センターも高齢者の社会参加や生きがいをづくりを目的としておることは承知しておりますが、インボイス制度の施行に伴い、多くの事業者が負担増を訴える状況の中で、特定の事業者のみに補填を行うことは、税の公平性からも難しいという事情もございます。

他の人材センターにおきましては、消費税分の価格転嫁など対応を検討されており、本町の人材センターの会員や事務局におかれましても、町助成以外の対応につきまして、是非ご検討いただきたいと存じます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

もうおっしゃるとおり、インボイス制度の補填はするべきではないと私も思っているんです。なので、それは違うやろうというふうに思うんですけども、じゃ、今の社会福祉協議会の現状、本来であれば高年者人材センターでもっと工夫したりとか営業努力をするべきだというふうにまずは思うんですけども、それこそ高田議員の質問であった、粗大ごみ、家の前に出して持っていってもらいの、ほかの市町村では人材センターの人が受けたりしていますよという話があったと思うんです。そういう仕事を取るとか、何ぼでも工夫できると思うんですよ。でも、そういう工夫を考えられへんぐらい、今、社会福祉協議会はしんどいんかもしれへん。というような状況もあるんじゃないかというふうに危惧もしておりますので、その辺踏まえて、インボイス制度の補填ということを求めているのではなくて、ただ社会福祉協議会のマンパワーと補助金、全体の補助金というところを改めて町長、考え直してもらいたい。来年度ちょっと反映してもらえたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

次、3事項めの質問いきたいと思います。

もともとライドシェアについてという質問なんですけれども、本来の趣旨は、金剛バスが早く終わってしまって、その後の喜志駅、富田林駅から河南町に帰ってくる人が困っているから、そのバスの運行を何とかしてほしいという意図でこの質問作ったんですけども、これ提出した後に金剛バスの問題が発覚して、なくなっちゃったので、ちょっと難しいなと思

っているんですけれども、あえてこの今の時期だからこそ聞けるように、ちょっと聞いていきたいなというふうに思っています。

もともと2か月ぐらい前に、元総理の菅さんが報道の前で、メディアの前で、ライドシェア必要ちゃうかというのが発言されてから、ちまたですごく話題になってきたと思うんですけれども、改めてライドシェアというのは、どのような制度なのか教えてください。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

ライドシェアとは自動車の相乗りをすることを指し、ライドシェアリングとも呼ばれております。車の空いている座席を活用し、他者とガソリン代などを負担し合うことで交通費が節約できるため、欧米では安価な交通手段として広く浸透しています。

日本でも、2007年に初めてライドシェアリング仲介サイトが開設されて以降、徐々に認知が進んでいますが、道路運送法で、自家用車が有料で客を乗せることが禁止されており、また、有償で人を輸送できるのは第2種運転免許を有する者のみと定められていることから、運転者に報酬を支払うことができません。ただし、公共交通機関の少ない過疎地などで例外的に認められ、国家戦略特区の指定を受けた区域などでは、費用負担としてガソリン代や高速道路通行料を割り勘するなどの形で、運転者の金銭的負担を軽減する方法が取られています。

しかし、この制度には事故が起こったときの責任所在や補償、安全面などの課題がございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

ライドシェアというのは、外国ではすごくもう普及しているんですけれども、日本では白タク行為になるから駄目ですよと、簡単に言ったらそういう制度ですね。というところの中で、それでも日本の中にこのライドシェアを許可、認可を受けてやっているところが何か所もあると。高田議員の一般質問の中にもあったと思うんですけれども、そこをどんなふうな取組なのか、ちょっと1つずつ確認していきたいと思います。

なので、2項目めの質問です。

京丹後市で実施されているライドシェアは、どのような取組なのか教えてください。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

京都府の北部、京丹後市丹後町で、2016年5月に支え合い交通が開始されました。この支え合い交通は、道路運送法に基づく公共交通空白地有償運送で、NPO法人が運行主体となり、住民がドライバーとなってマイカーを使い、住民だけでなく観光客も運ぶ形の公共交通でございます。住民やドライバーの利用は、ウェブアプリを使って配車依頼をすることで、電話受付やドライバー呼出し等の人的費用が不要となります。運行管理にかかるコストを抑えることができ、住民ドライバーの拘束時間を低減できるとともに、行政からの補助金なしで、独立採算で運行されているようです。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

部長、ウーバーね、アプリの名前。

そうですね、そういうふうな形で。これ注目すべきは、NPO法人が運行の主体となって独立採算でやっているところがあるよということです。

じゃ次、北海道の天塩町で実施されているライドシェアは、どのような取組なのか教えてください。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

北海道天塩町の取組ですが、民間企業が2007年にサービスを開始し、現在は、n o t t e c o という企業が事業を継承して実施している相乗りマッチング事業でございます。

仕組みは、最初のみ、n o t t e c o のトップページより会員登録をし、プロフィールの記入、本人確認書類の提出、メールアドレスの認証や電話番号の認証が必要です。次に、相乗りするドライブを検索し、相乗りしたいドライブが見つかったら、待ち合わせ場所や連絡先、目的地などの細かい条件をメッセージで送り、相乗りの依頼を行います。そして、メッセージで合意を取った内容に基づいて相乗りで移動します。送迎が完了したら、現金で乗車料金を受け取るようになっています。

このように、本人確認の徹底や同乗者ニーズの明示、レビュー評価、通報機能、人的監視などの仕組みで運営されており、サービスを提供する側、受ける側がともに不安なく利用できるようになっていきます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

こっちのほうは、北海道なんで、隣の市に行くのが非常に遠いという立地条件の中で、隣の市に私行きますよ、誰か一緒に行きませんかみたいなのをそのアプリに入れたら、一緒に行きたいみたいな人がおったら一緒に行くという、簡単に言ったらそういうようなやり方のライドシェアのやり方です。というのが分かりました。

じゃ次、これがほんまは聞きたかったんですけども、別府市で実施されているナイトバスというのがあるんですが、どのような取組なのか教えてください。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

別府市では、コロナ禍でタクシーの稼働台数が減少する一方で、現在は人々の活動が活発になってきており、特に夜間における帰宅手段の確保ができないなど、市民の移動に影響が生じていることを受け、夜間のタクシー不足の緩和のため、今年度8月25日から翌年3月30日までナイトバスを運行することとされました。

運行日は、毎週末金曜日と土曜日で、午後10時30分から約3時間にわたって、繁華街から住宅地などへ3つのルートを巡回されています。利用料は無料で、乗車定員25人から29人乗車のバスで運行されています。市民や観光客が安心して市街地で飲食できるように取組を充実させ、町の活性化につなげることを目的とされています。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今、3つの事例を紹介してもらったんですけども、ライドシェアというのは、認可さえ下りたらできんことはないんやけれども、じゃ、どういうところで認可されるんかというた

ら、地域の公共交通が非常に不便であるとか、もしくは地域公共交通の会社とちゃんと話し合いの上、合意を取れたらできますよというようところで認可が下りるといふに僕の中では勉強してきたんですけれども、今、河南町、そういう状況ですよ、簡単に言えば。非常に住民が困っていて、地域公共交通をやってくれるところがしんどい状況になっているという中で、今そんなん分かった上で、もう部長、毎日のように、ほかの市町村と話し合いの中やってくれてんの分かっているんですけれども、多分今までどおりの金剛バスの運行をそのまま12月20日以降できるかといったら現実的には難しいだろうと思うんですよ。じゃ、そこを補完するために何が必要なのかというのは、もう考えてくれているとは思っていますけれども、やっぱり必要ですよ。なので、そこのところをもう考えてくれていると思うので、もう聞かんでいいと思うんですけれども、あんまりもう強く言ったらまとまるものもまとまれへんと思っているんです、私自身は。なので、そういうのも踏まえて、最後もうさらっと質問します。

空白地有償運送を実施できないのか、教えてください。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

ありがとうございます。

いろんな他県のライドシェアやナイトバスの取組について、今説明させていただきましたが、引き続き本町に適した運行方法があるのか、調査研究してまいります。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

もう本当にこれ、今大変な問題なので、もう皆さん必死で動いてくれているのよく分かっているんです。なので、もちろん私たち議員としては、町民の意見をやっぱり伝えていくというのが仕事なので、もちろん伝えていくんですけれども、一番重要なんは、ちゃんとした交通網を整理していくことが一番重要なので、そこのところをしっかりと調整してもらって、しんどいと思いますけれども、頑張ってもらえたらなと思ひまして、僕の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

河合議員の質問は終わりました。

以上で、通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。

2日間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

本会議4日目は、明日9月28日午前10時から開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでございました。

午後3時02分散会

~~~~~


令和5年 9月28日(木)

令和5年河南町議会9月定例会議会議録

(第 4 号)

河 南 町 議 会

令和5年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和5年9月28日(木)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
教 育 長	中川	修
総合政策部長	渡辺	慶啓
総務部長	多村	美紀
住民部長	大門	晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	玉田	武久
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中崎	誉之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正
住民部税務課長	渡辺	恵子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	和田 信一
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	辻元 哲夫
まち創造部地域整備課長	藤木 幹史
まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長	中海 幹男
まち創造部副理事兼都市環境課長	池添 謙司
(出納室)	
会計管理者兼出納室長	中筋 美枝
(教育委員会事務局)	
教・育部長	谷 道広
教・育部教育課長	藤井 康裕
教・育部子ども1ばん課長	山田 恵
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	森 弘樹
教・育部学校給食センター所長	浅井 明郎

議会事務局職員出席者

事務局 長	梅川 茂宏
課長 補佐	門林 純司
課長 補佐	上野 文裕

会議録署名議員

2番 松本 四郎
3番 河合 英紀

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第6まで、及び追加日程

令和5年河南町議会9月定例会議

令和5年9月28日（木）午前10時00分開議

議 事 日 程（第4号）

日程第1	議案第8号	令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について……………	238
日程第2	議案第9号	令和4年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	238
日程第3	議案第10号	令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	240
日程第4	議案第11号	令和4年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	241
日程第5	議案第12号	令和4年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について……………	243
日程第6	議案第13号	令和4年度河南町下水道事業会計決算認定について……………	244
追加日程第1		地域公共交通対策特別委員会の設置について……………	245
追加日程第2		議長の辞職について……………	248
追加日程第3	選挙第1号	議長の選挙……………	250
追加日程第4		副議長の辞職について……………	253
追加日程第5	選挙第2号	副議長の選挙……………	255
追加日程第6	議案第17号	議会選出監査委員の選任について……………	258
追加日程第7	選任第1号	総務建設常任委員会委員の選任について……………	260
追加日程第8	選任第2号	福祉文教常任委員会委員の選任について……………	261
追加日程第9	選任第3号	予算・決算常任委員会委員の選任について……………	261
追加日程第10	選任第5号	公共施設再編整備計画調査特別委員会委員の選任について……………	262
追加日程第11	選任第6号	河南町議会改革特別委員会委員の選任について……………	262

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（大門晶子）

本日の資料は、タブレット809、令和5年9月28日9月定例会議最終日に送信しております。

お諮りいたします。

日程第1 議案第8号 令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 議案第13号 令和4年度河南町下水道事業会計決算認定についての以上6件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

○議長（大門晶子）

それでは、予算・決算常任委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

高田委員長。

○予算・決算常任委員長（高田伸也）（登壇）

予算・決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月5日、令和5年河南町議会9月定例会議において、当委員会に付託を受けました

案件は、議案第8号から議案第13号までの各会計決算認定についての6件であります。

付託の6件については、9月6日、7日の両日に委員会を開き、慎重に審査を行いましたので、その審査結果のご報告を申し上げます。

最初に、議案第8号 令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第9号 令和4年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 令和4年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号 令和4年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号 令和4年度河南町下水道事業会計決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、決算認定6議案についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、この際、委員長より理事者に対しまして申し上げますが、委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題につきましては、早急に検討をいただきますよう、強く申し伝えておきます。

また、議長及び議会選出監査委員として決算認定を行った者を除きまして、全ての議員が委員であり、十分に審査を願ったというふうに思っておりますので、質疑応答につきましては省略をさせていただきます。記録については事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければというふうに思っております。

以上をもちまして、予算・決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（大門晶子）

しばらくお待ちください。

予算・決算常任委員会高田委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでございました。

議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

高田委員長、議席に戻っていただいて結構です。

それでは、日程第1 議案第8号 令和4年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

それでは、日程第2 議案第9号 令和4年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

まず、反対討論からお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

議案第9号 河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対して、反対の立場から討論させていただきます。

令和4年度の国民健康保険料は、国の施策として、保険料のうち均等割被保険者1人に賦課されています0歳から74歳までのうち、就学までをこの年から半額助成となりました。

私は、この年の予算の討論の中で、財政調整基金を活用し、国の半額助成に対して上乘せをして、町独自の取組を0歳から中学校卒業まで行い、子育て支援を特別会計であっても実施すべきであると提案しましたが、結果は残念ながら実施されていません。

財調基金の僅か2%程度原資で15歳まで実施可能なのに、やらない姿勢に大きな矛盾を感じ、納得できません。引き続き実現まで提案し続けてまいります。子育て・教育のまち河南町の目指す方向性とマッチしていると思うからであります。

同時に、全体の保険料は毎年のように引き上げられております。令和4年度の保険料は1人当たり10万3,619円で、前年と比べ1,534円上がっております。長引く不況に加えて、コロ

ナ禍で、中小の事業者、農業従事者、定年退職者の多くが加入されている人たちの負担は大きく、影響が一層重くのしかかっています。そうした影響もあり、受診控えも見受けられます。皆保険制度を担う国民健康保険制度の根幹を揺るがすような事態になっているのではないのでしょうか。

受診控えで、症状の軽いときに診療所、病院に行かず、また行けない状態で、重症化になることが懸念されます。早期発見、早期治療で医療費を軽減していくことができなくなる状況をなくす必要があります。

国民健康保険法の条文第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と、このようにうたわれております。国保制度は社会保障の一環をなしているわけであります。その視点から捉えるならば、本町の国保は不十分であることを指摘せざるを得ません。

来年度、令和6年度から、保険料は府内統一となることが決まっております。この6年間、保険料の激変緩和措置が取られてきたにもかかわらず、先ほど指摘させていただきましたように毎年のように引き上げられてきました。統一化になった以降も注視していくことを表明し、討論いたします。

○議長（大門晶子）

次に、賛成討論をお受けいたします。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

令和4年度河南町国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険特別会計は、平成30年度より広域化され、大阪府が財政の責任主体となり、令和6年度からは保険料率も大阪府統一の保険料率となります。被保険者の急激な負担増を避けるため、繰越金や基金繰入金を活用し、大阪府統一の保険料より下げるなど対応されています。

また、保健事業では、被保険者の健康保持のための特定健診や指導を実施し、健康寿命を延ばす努力もされています。今後も厳しい財政状況が続くと思われませんが、住民の健康と命を守る施策の安定のため、しっかりと計画を立てていただくことを要望し、賛成討論とします。

以上。

○議長（大門晶子）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大門晶子）

ないようでございますので、討論は終結いたします。

これより採決を行います。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第3 議案第10号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

先に反対討論からお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

議案第10号 河南町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定に対して、反対の立場から討論させていただきます。

令和4年度、保険料は8万8,140円で、前年度に比べ3,900円増しとなっております。75歳以上の人口が2,827人で28.9%を占めております。令和4年10月から医療機関の窓口支払いが1割から所得に応じて2割になりました。河南町では560人を超え、約2割の方がその影響を受けるようになりました。この年の4月からは、年金が引き下げられ、ダブルの負担を強いられるようになり、高齢者の生活を一層苦しめる状況になっております。

年齢を重ねていけば、体力が減り、何らかの疾患になる確率が当然高くなります。それは、1人当たりの費用額が94万131円で、給付費が86万9,447円になっており、増えております。客観的にこのことが示されております。

高齢者のリスク負担を引き上げる上で、国において根本的にこの制度の在り方を見直ししなければ、この制度が現役世代に対しても大きな負担になることは明らかであります。現役世代と高齢者と分断化、矛盾を拡大させる制度の見直しを求めて討論といたします。

○議長（大門晶子）

次に、賛成討論をお受けいたします。

福田議員。

○9番（福田太郎）

議案第10号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての賛成の立場から、その考えを述べさせていただきます。

本会計は、75歳以上の高齢者を対象とし、各都道府県の広域連合が運営する独立した制度であり、大阪府後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営されており、大阪府内の医療水準を考えた保険料を定め、公平な給付が行われております。

財源構成は、患者負担を除き、公費約50%、現役世代の支援金約40%、そして高齢者からの保険料が約10%となっており、後期高齢者のほとんどが年金生活であることを考え、全世代で支える仕組みとなっております。

また、医療費の増額を抑えるための健康寿命を延伸する事業も実施されています。高齢者が安心して医療を受け、健康保持が図られている本制度は、高齢者の命と暮らしを支え、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な財政運営や事業運営が行われるものとして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（大門晶子）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第4 議案第11号 令和4年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

先に反対討論からお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

議案第11号 河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対して、反対の立場から討論させていただきます。

令和4年度の介護保険の決算は、3年を1期とする第8期の2年目の決算認定となります。65歳以上の人口は4,965人で、認定者数964人、認定率は19.4%となっております。公的保険制度とはいえ、約8割の人は保険料だけの支払いとなる構造となっております。

任意の保険加入ではなく、半強制的な制度となって、40歳以上の人々が保険料を負担しなければなりません。65歳以上が被保険者となるのに、現役世代に保険料負担をすることへの矛盾は、制度発足から変わっていません。決算結果は1億2,125万円の黒字となっております。基金は7,727万円で、基金繰入れ445万円、5.7%でしかなく、高い保険料軽減への取組の不十分さを指摘せざるを得ません。

また、サービス面についても、独自の取組が弱く、基金を活用して町独自の施策である横出し・上乗せを工夫すべきであります。

6月議会で請願採択された高齢者の補聴器購入への助成制度を求める請願の国への制度を実施することを促す請願ですが、町の制度としても早期に制度化を求めるものであります。

難聴が重度化になって介護保険を使わざるを得ない状況を少しでもなくす方向を見いだすべきではないでしょうか。保険料を払って、その保険料の恩恵を受けられない人への還付の在り方の一つとして、検討に値すると思います。介護予防の観点からも必要ではないでしょうか。難聴により社会活動や家庭内での孤立化を防ぐ上でも大事な点だと考えております。

こういった点を考慮され、実現されんことを求めて、討論いたします。

○議長（大門晶子）

次に、賛成討論をお受けいたします。

河合議員。

○3番（河合英紀）

議案第11号 令和4年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画期間の2年目でした。第8期介護保険事業計画の取組が始まり、以前にも増して介護保険のサービスの充実、適正化に取り組まれています。

今の反対討論でもあったように、今回の決算で一番の注目すべきポイントは、介護給付費

準備基金が7,722万7,502円に積み立てられたという結果だと考えています。

要因として、そもそもの計画の見立てが甘かったという考えや、コロナ禍による通所系のサービスの利用控え、クラスター発生による通所施設の一時閉鎖も考えられます。様々な要因が重なった結果だと思いますが、私が考える要因の一番の理由は、総合事業によるサービスの利用の適正化の成果だと考えています。

単純に基金が増えることがよいことだと言うことはできませんが、次回の介護保険料の改定の際には急激な値上りを抑えることができます。今後も地域包括支援センターが中心となって適正なサービスの提供体制を維持することを期待するとともに、今後とも社会福祉協議会とも連携し、地域の中で包括的な支援、サービス提供体制の維持・構築を図りつつ、介護保険事業の円滑で健全な運営を期待しまして、令和4年度介護保険特別会計の賛成討論とさせていただきます。

○議長（大門晶子）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようでございますので、討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第5 議案第12号 令和4年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第6 議案第13号 令和4年度河南町下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大門晶子）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせしますので、少し会派室のほうでお待ちください。

休 憩（午前10時20分）

~~~~~

再 開（午前11時28分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

賛成者いらっしゃいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

では、河合議員の発言を許可します。

議員から動議の趣旨説明をお願いします。

○3番（河合英紀）

表題から言わせてもらいます。

地域公共交通対策特別委員会の設置を求める動議を、議長、提出したいと思います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(大門晶子)

賛成ですね。

ただいま河合議員から、地域公共交通対策特別委員会の設置についての動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がいますので、成立いたしました。

地域公共交通対策特別委員会の設置についての動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決を行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大門晶子)

起立全員と認めます。よって、地域公共交通対策特別委員会の設置についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長(大門晶子)

では、資料はタブレットのほうに送信していますので、ご確認ください。

追加日程第1 地域公共交通対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合議員。

○3番(河合英紀)(登壇)

議案の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

令和5年9月28日

河南町議会議長 大門晶子様

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 河合英紀 |
| 賛成者 | 〃       | 高田伸也 |
| 賛成者 | 〃       | 松本四郎 |
| 賛成者 | 〃       | 力武清  |

賛成者           〃           福 田 太 郎

賛成者           〃           中 川    博

「地域公共交通対策特別委員会」設置を求める動議

上記の動議を提出する。

提出理由。

本年9月11日、12月20日をもって金剛バス全路線を廃止するとの発表がありました。

住民に与える衝撃は大きく、河南町の地域公共交通の在り方が根本的に問われる緊急事態であります。

本年12月21日からのバス路線・運行の確保、これからのコミュニティバスやその他の移動手段の検討、路線の検証など課題が山積しています。

そのため、河南町の地域公共交通について、集中して審議する「地域公共交通対策特別委員会」の設置を求め動議を提出します。

2枚目いきます。

「地域公共交通対策特別委員会」設置を求める動議

次のとおり、地域公共交通対策特別委員会を設置されたい。

記

- 1、名称 地域公共交通対策特別委員会
- 2、設置の根拠 地方自治法第109条及び河南町議会委員会条例第5条に基づく
- 3、付議事件 地域公共交通についての調査・研究
- 4、委員の定数 9人
- 5、調査期間 議決の日から、議会が調査終了と議決するまでとする。

以上であります。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結いたします。

河合議員、自席にお戻りください。

これより採決に入ります。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、この動議は可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に正副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩（午前11時32分）

~~~~~

再 開（午前11時34分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

正副委員長の互選の結果が議長のほうにございますので、報告させていただきます。

地域公共交通対策特別委員会委員長に浅岡議員、副委員長に廣谷議員。

以上、報告申し上げます。

正副委員長におかれましては、よろしく願いいたします。

ここで副議長と交代いたしますので、暫時休憩といたします。

休 憩（午前11時34分）

~~~~~

再 開（午前11時34分）

[佐々木副議長 大門議長に代わり議長席に着く]

○副議長（佐々木希絵）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま大門議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○副議長（佐々木希絵）

ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○副議長（佐々木希絵）

追加日程第2 議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大門議長の除斥を求めます。大門議長、よろしく願います。

[大門議長 除斥]

○副議長（佐々木希絵）

それでは、事務局より辞職願を朗読してもらいます。

梅川局長、よろしく願います。

○議会事務局長（梅川茂宏）

それでは、命によりまして、朗読をさせていただきます。

令和5年9月28日

河南町議会副議長 佐々木希絵殿

河南町議会議長 大門晶子

辞 職 願

今般、一身上の都合により河南町議会の議長の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上となります。

○副議長（佐々木希絵）

お諮りいたします。

大門議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○副議長（佐々木希絵）

ご異議なしと認めます。よって、大門議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、大門議員の除斥を解きます。

[大門議員 復席]

○副議長（佐々木希絵）

ただいま議長の辞職が許可されましたことを大門議員にお伝えいたします。

それでは、議長退任のご挨拶をお受けいたします。よろしく申し上げます。

大門議員。

○4番（大門晶子）（登壇）

議長退任に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

昨年の臨時会議におきまして、多くの議員の皆様方の温かいご支援によりまして、河南町議会議長の要職に就かせていただきました。

この1年を振り返りますと、コロナ禍では自粛要請もあり、いつの間にか人々が体調を崩すなど、緊迫した重苦しい状況が続いていましたが、感染症法上の位置づけが5類に移行し、社会経済活動の正常化が進みつつあるのは、この間、議員の皆様方の様々な提案も取り入れながら、数次にわたって対策に取り組み、経済の回復に向けて後押しをしてくださった町の施策が功を奏し、住民の皆様方の笑顔が戻り、状況は落ち着きを取り戻しつつあるように感じています。

この秋には、新たに確認された変異株に対応したタイプの秋接種が始まりますが、ここ数年、日々の公務を行いながらワクチン接種に奔走してくださる職員さんがいて、住民の皆様方を支えてくださっています。

本町にも関わる大きな問題は、ご存じのように金剛バスの廃業の問題が突如起こりました。バス問題は、運転手不足も相まって、数年間続く先の見えない戦いとなりそうではありますが、こんなときも私たちの暮らしを守り支えるために努力してくださる職員さんがいらっしゃる事が、この町の住民の一人としても誇らしく思っています。

今は4市町村の問題が関わっていますので、職員さんのモチベーションが途切れることのないように、私も静かに状況を見守りながらやっていきたいと思っています。

議長といたしましては、私は力不足もあり、町議会の構成を整えるに当たり、随分ご迷惑をおかけした時期もありましたが、議会運営については、佐々木副議長が就任後、力を貸してくださり、支えになってくださいました。

幸いにいたしまして、先輩、同僚議員からもご助言をいただき、町長をはじめ各部長、また職員の皆様方からも温かいご指導とご協力を賜ることができ、皆様方のお力添えで1年間を何とか全うすることができました。改めて感謝申し上げます。

今後もこの貴重な経験を生かして、一議員として本町のために取り組んでいきたいと思っ

ています。引き続きご指導くださいますようお願い申し上げまして、議長退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（佐々木希絵）

大門議員には、これまで議会運営にご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○副議長（佐々木希絵）

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○副議長（佐々木希絵）

追加日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○副議長（佐々木希絵）

ご異議があるようですので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐々木希絵）

ただいまの出席議員は10人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（佐々木希絵）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木希絵）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（佐々木希絵）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番、高田議員から議席の順に投票をお願いします。

なお、私、副議長も選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することにいたします。

では、順に投票をお願いします。

〔議席順に従い投票〕

○副議長（佐々木希絵）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木希絵）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

では、開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 松本議員、3番 河合議員を指名します。両議員の立会いをお願いします。

〔立会人立会いの下に開票〕

○副議長（佐々木希絵）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票10票、無効投票0票。有効投票中、中川議員が6票、大門議員2票、廣谷議員2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、中川議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（佐々木希絵）

ただいま議長に当選されました中川議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、議長就任の挨拶をお願いいたします。

中川議長。

○議長（中川 博）（登壇）

皆様、ただいま大門晶子議長の後を受け継ぎ、議長の大任を拝命することになりました中川でございます。

河南町を取り巻く状況は、先ほど大門議長の退任の挨拶でも申されましたように、金剛自動車のバス事業廃止、また、河南町の将来を決める未来協議会の発足等、これから河南町が進むべき大変困難な道が控えていると思います。

二元代表制の一翼として、森田町長と力を合わせ、住民の皆様の福祉増進のため全力で頑張っていくことをここでお誓い申し上げます。どうか議員の皆様には、微力な私でございますけれども、力をお貸しいただきたいことを切にお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございます。

○副議長（佐々木希絵）

大役、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議長を交代します。中川議長、議長席へお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩（午前11時54分）

~~~~~

再 開（午前11時54分）

〔中川議長 佐々木副議長に代わり議長席に着く〕

○議長（中川 博）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま佐々木副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第4 副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐々木議員の除斥を求めます。

〔佐々木副議長 除斥〕

○議長（中川 博）

それでは、事務局より辞職願を朗読させます。

梅川事務局長。

○議会事務局長（梅川茂宏）

それでは、命によりまして、朗読をさせていただきます。

令和5年9月28日

河南町議会議長 中川 博様

河南町議会副議長 佐々木希絵

辞 職 願

今般、一身上の都合により河南町議会の副議長の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上となります。

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

佐々木議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、佐々木議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、佐々木議員の除斥を解きます。

〔佐々木議員 復席〕

○議長（中川 博）

ただいま副議長の辞職が許可されましたことを佐々木議員にお伝えいたします。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

休憩動議をよろしく願いいたします。

○議長（中川 博）

賛成、誰かしましたか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 博）

今、浅岡議員より休憩の動議が出され、1名以上の賛成者がおりますので、動議の議決を諮りたいと思います。

浅岡議員の今出された動議について賛成の方の起立を求めます。

（「休憩動議や」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 博）

ちゃんと正式に起立するんやったら起立していただけますか。休憩動議です、今出ているのは。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

賛成少数と認めます。休憩動議は否決されました。

それでは、副議長退任の挨拶をお受けいたします。

佐々木議員。

○副議長（佐々木希絵）（登壇）

副議長辞職に当たりまして、この1年間、大門議員が議長になられてから、大門カラーを出して1年やっていってほしいということを私は初めに申し上げました。大門さんは控え目なので……。

○議長（中川 博）

どうぞ挨拶を続けてください。

○副議長（佐々木希絵）

穏やかに、とにかく1年間、波風立てずに全員の同意を得ながら慎重に進めていけたらいいねんということを控え目におっしゃっていました。その言葉どおり、この1年すごく穏やかやったなと私は思っています。本当に丁寧に、その1年間、穏やかやったのも、丁寧に言葉を尽くして、毎回私にちゃんと相談をしに来てくれて、説明をしてくれて、それから各会派にも説明をしてという、本当に丁寧にやってくれたおかげやなと思っていて、それこそが大門カラーやったと私は思っています。

本当に力不足の私自身が、この副議長を1年間できたのも、大門議長がしっかりとやってくれて引っ張ってくれたおかげやと思っています。これからの1年間も、またほかの1年間で課題はあると思いますが、とにかく1年間、大門議長でやってこれてよかったなと思っております。これも皆様のご協力のおかげです。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

佐々木議員、ありがとうございます。これまで議会運営にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいま12時になりましたので、午後1時まで休憩といたします。

休 憩（午後0時00分）

~~~~~

再 開（午後1時00分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議がありますので、選挙の方法は投票によることといたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中川 博）

ただいまの出席議員は10名でございます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（中川 博）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

投票用紙の配付漏れはないと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（中川 博）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番、高田議員から議席の順に投票をお願いいたします。

なお、私、議長も選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することといたします。

それでは、1番からよろしくをお願いいたします。

〔議席順に従い投票〕

○議長（中川 博）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中川 博）

投票漏れなしと認めます。

それでは、投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 松本議員、3番 河合議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いします。

[立会人立会いの下に開票]

○議長（中川 博）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数は10票でございます。有効投票8票、無効投票2票。有効投票中、佐々木議員8票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票でございます。よって、佐々木議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中川 博）

ただいま議長に当選されました佐々木議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

それでは、副議長の就任の挨拶をお願いいたします。

佐々木議員。

○副議長（佐々木希絵）（登壇）

ありがとうございます。

今までの1年と違って、これからの1年というのは、交通問題という大きな問題を扱わないといけない本当に大切な年やと思っています。この取扱い方を一歩間違えたら、本当に河南町は過疎化に進み、消滅可能都市と以前位置づけられましたが、その消滅に一直線になっていくやろうかと、本当に危機感を持って取り組まないといけない1年やなと思っています。

そんなタイミングで私が副議長になったということで、力不足なのは本当に重々承知しているんですけども、中川議長と共に、議会が、今までも仲よかったけれども、より一層やっぱり一丸となって取り組んでいかないといけないこの1年だと思っていますので、ぜひご

協力もよろしくお願ひしまして、感謝の言葉と述べさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員、大役、よろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩（午後 1 時 1 1 分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 1 2 分）

○議長（中川 博）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま町長から、議案第17号 議会選出監査委員の選任の同意を求める議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

タブレットに議案が送付されております。

令和5年河南町議会9月定例会議、提出議案、追加議案ということで、見ていただけますでしょうか。よろしいですか。

提案理由の説明を求める前に、力武議員の除斥を求めます。

〔力武議員 除斥〕

○議長（中川 博）

それでは、追加日程第6 議案第17号 議会選出監査委員の選任について、提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

議案第17号

議会選出監査委員の選任について

下記の者を議会選出監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定

により、議会の同意を求める。

令和5年9月28日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 大阪府南河内郡河南町大宝4丁目6番15号

氏 名 力武清

生年月日 昭和30年6月4日

でございます。

前監査委員であります松本四郎氏の辞任に伴いまして、新しい監査委員の選任について提案させていただくものでございます。

議員でありますことから、既に公人としての立場をお持ちなので、力武議員の経歴を簡単にご説明申し上げます。

力武清議員は、現在6期目でございます。主な役職といたしましては、平成20年10月10日から平成22年10月4日まで建設常任委員会委員長。平成21年7月15日から平成21年9月18日まで河南町政治倫理に関する特別委員会委員長。平成22年10月4日から平成24年10月2日まで広報特別委員会副委員長。平成22年10月26日から平成24年10月2日まで政治倫理に関する特別委員会の委員長、平成23年9月22日から平成24年10月2日まで監査委員をお務めでございます。

その後、平成28年10月12日から平成29年9月22日まで、町議会の議長をお務めでございます。その前にも監査委員に1期お務めございました。

以上、要職を務められておりますので、それぞれ歴任されております。議員でございますので、簡単に経歴ということでさせていただきたいと思っております。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この際、人事案件でございますので、質疑、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

ここで、力武議員の除斥を解きます。

〔力武議員 復席〕

○議長（中川 博）

力武議員に申し上げます。

ただいま議会選出監査委員の選任について同意されましたので、お伝えいたします。大役、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

私、議長に就任いたしましたので、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会、予算・決算常任委員会副委員長、公共施設再編整備計画調査特別委員会、河南町議会改革特別委員会委員長を辞任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、辞任を許可することに決しました。

ただいま欠員になりました総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会、予算・決算常任委員会、公共施設再編整備計画調査特別委員会、河南町議会改革特別委員会委員の選任について、日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第7 選任第1号 総務建設常任委員会委員の選任について議題といたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、総務建設常任委員会委員の選任を行います。

総務建設常任委員会委員に大門議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第8 選任第2号 福祉文教常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、福祉文教常任委員会委員の選任を行います。

福祉文教常任委員会委員に大門議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第9 選任第3号 予算・決算常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

予算・決算常任委員会委員に大門議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩（午後1時19分）

~~~~~

再 開（午後1時44分）

○議長（中川 博）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算・決算常任委員会の副委員長の互選結果が委員長から届いておりますので、報告いたします。

次期副委員長に福田議員、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第10 選任第5号 公共施設再編整備計画調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、公共施設再編整備計画調査特別委員会委員の選任を行います。

公共施設再編整備計画調査特別委員会委員に大門議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第11 選任第6号 河南町議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、河南町議会改革特別委員会委員の選任を行います。

河南町議会改革特別委員会委員に大門議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時45分）

~~~~~

再 開（午後1時45分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

河南町議会改革特別委員会委員長、副委員長の互選結果が届いておりますので、報告いたします。

次期委員長に松本議員、副委員長に高田議員、よろしくお願いいたします。

それでは、町部局へただいま決まりましたとお報告を申し上げます。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上で、本定例会議に付された諸議案は全て議了いたしました。

ここで、町長より、本定例会議の閉会に際し挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和5年河南町議会9月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび本定例会議におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご認定、ご同意を賜り、ありがとうございます。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいり所存でございます。

さて、9月8日に金剛自動車から、12月20日をもって路線バスの事業を廃止するということが明らかになりました。長年にわたり、地域住民の移動手段として、その重責を担ってききましたバスがなくなることは、非常に残念であります。

路線の廃止は、皆様方の通勤、通学だけでなく、買物とか通院などの日常生活に影響を及ぼすということが必至であります。今後の見通しにつきましても、住民の皆様から問合せ等もあるんですけれども、町といたしましても重要課題として取り組んでまいり所存であります。

関係する4市町村で、代替交通の検討など鋭意作業を進めております。今後も引き続き関係機関と協議を行い、4市町村が広域的に連携し、可能な限り路線維持に努めてまいりたいと考えております。

また、運行に関する費用等につきましても、現在調整中でございますので、決まりましたら、皆様方に臨時会議等でお願ひすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましても、時節柄お体に十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、閉議のご挨拶といたします。どうもありがとう

ございました。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会期中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思いますので、よろしくご了解願います。

去る9月5日から24日間にわたり慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、ご進言、趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和5年河南町議会9月定例会議を閉会といたします。

本日は長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

以上でございます。

午後1時50分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

河南町議会前議長

河南町議会副議長

署名議員（2番）

署名議員（3番）

